資料１

# 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則案に対する意見公募の結果及び規則の改正

令和８年８月 26 日
原 子 力 規 制 庁

## １．趣旨

本議題は、特定重大事故等対処施設※1及び所内常設直流電源設備（３系統目）※2設置に係る経過措置が規定された関係規則の改正案に関する意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、当該規則の改正の決定について付議するものである。

## ２．経緯

令和８年度第 12 回原子力規制委員会（令和８年６月３日）において、意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成５年法律第 88 号）に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

## ３．意見公募の実施結果

（１）実施期間：令和８年６月４日から同年７月３日まで（30 日間）
（２）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
（３）提出意見数：152 件※3

## ４．提出意見に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方について、別紙１のとおり了承いただきたい。

また、その他の御意見に対する考え方について、別紙２のとおり了承いただきたい。

## ５．規則の改正（委員会決定事項）

提出意見を踏まえて記載の適正化を行った実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその

※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「許可基準規則」という。）第 42 条並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第 53 条の規定が適用されるものをいう。
※2 許可基準規則第 57 条第 2 項及び技術基準規則第 72 条第 2 項の規定が適用されるものをいう。
※3 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。

附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙３のとおり決定いただきたい。

今般、改正を行う関連規則は以下のとおり。

①実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第５号）

②実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第６号）

＜資料一覧＞

| | |
|---|---|
| 別紙１ | 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則案に対する御意見への考え方（案） |
| 別紙２ | その他の御意見への考え方（案） |
| 別紙３ | 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案） |
| 参考１ | 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案）（変更箇所明示） |
| 参考２ | 令和８年度第 12 回原子力規制委員会（令和８年６月３日） |

別紙１

# 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則案に対する御意見への考え方（案）

年　月　日

【注】提出いただいた御意見に関して、e-Gov で受領した際に一部文字化けした箇所や URL が置き換わった箇所については変更を加えた。また、個人や組織を特定できる情報等については削除やマスキング処理を行った。

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-1-1 | 資料にある「特定重大事故等対処施設等設置の経過措置に係る検討（その３）（令和８年４月１日）」などに基づいて意見いたします。<br>1、「特重施設は…法令上経過措置を設定する際の一般的な期間として 5 年が設定されたものである」というのは、法律が改正され、経過措置としては理解できるものの、その後 2016 年以降の「改正」で、「設工認」から 5 年としたことがそもそも理解できない。この 5 年という期間に何か科学的根拠があるのか？ | ➢ 特定重大事故対処施設の審査を進めるためには、その前提として、本体施設等に適用する基準地震動及び基準津波並びに本体施設等の設備仕様を確定させた後に、特定重大事故対処施設の設備仕様を判断し、本体施設等の個別配管ごとの位置や、圧力、温度、荷重等の環境条件等の詳細な設計条件等を確定する必要があります。<br>このため、2016 年の経過措置規定の改正の際には、経過措置期間の起算点を、本体施設等の設計条件等が確定される本体施設の設計及び工事の計画の認可が行われた時点に変更しました。<br>➢ 特定重大事故対処施設等の設置に係る経過措置期間の 5 年とは、法令上経過措置を設置する際の一般的な期間として設定されたものですが、その際、特定重大事故等対処施設における安全上の位置付けや、事業者が当該施設を新たに設置するにあたり、審査、工事等に必要な期間等を総合的に判断して、当該施設の設置の準備に要する期間として 5 年と設定したものです。 |
| 1-1-1-2 | 【意見の要旨】<br>本改正案は、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）設置に係る経過措置規定について、設計及び工事計画認可日を起算点とする制度の見直しから 10 年経過したこと、また、これまでの各原子力発電所における特重施設の施工実績を踏まえ、「使用前確認日から５年」を設置期限とする見直しに至ったものと理解するとともに、一歩前進し | ➢ 今回の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）の経過措置規定の見直しに関しては、経過措置は公平なものとする必要があり、また事業者の個々の事情を予め見通すこともできないため、事業者の個々の事情を踏まえて原子力発電所ごとに個別に経過措置期間を設定するような |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | たものと受け止める。<br>　その上で、一律「使用前確認日から５年」とするのではなく、各原子力発電所における特重施設の設置条件や現場を取り巻く実態、社会情勢等を踏まえ、原子力規制審査のなかにおいて極力事業者とコミュニケーションを図った上で、各原子力発電所の実態に即した対応をお願いしたい。<br><br>【具体的な理由】<br>　特重施設の設置条件や工事内容は発電所ごとに異なり、設置に要する期間も一様ではない。また、これまで原子力発電所ごとに特重施設設置変更許可および特重施設設計及び工事の計画認可、特重施設保安規定変更認可に係る原子力規制審査期間の実績が異なっている状況にある。<br>　さらに、原子力発電所の現場では、建設業界における時間外労働の上限規制への対応、深刻を極める熟練技術者・専門作業員の慢性的な不足、資機材の調達遅延や納期逼迫など、事業者や現場の努力だけでは解決できない社会構造的な課題に直面しているのが現状である。<br>　加えて、これまで約 10 年にわたる特重施設の設置実績をみると、設計及び工事計画認可日から５年という期間内に工事を完了できた事例は限定的であり、多くの発電所では工事期間がこれを上回る実態となっている。こうした実績を踏まえれば、一般的な法令上の経過措置を前提として設定された「５年」という数字は何ら根拠を伴うものではなく、一律の設置期限は、実態と整合しているとは言えない。<br>　以上を踏まえ、「使用前確認日から５年」という一律の設置期限ではなく、各発電所における特重施設設置の実態や社会情勢を十分に踏まえた、より科学的・合理的かつ納得性の高い規制を目指した制度で運用をお願いしたい。 | 仕組みは適切でないと考えます。 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-1-3 | 今回示された、特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置期限の起算点を「設計及び工事の計画の認可の日」から「使用前確認日」へ変更する改正案については、制度の見直しから 10 年経過したこと、また、これまでの各原子力発電所における特重施設の施工実績を踏まえ、規制が現場の実態と乖離し、達成が極めて困難なものとなっており、規制として十分に機能していないなど、これまでの制度運用を通じて明らかになった課題を改善する観点から見直しに至ったものと受け止める。<br><br>●特重施設設置に係る経過措置期間は一律５年とされており、今回は見直しを行わないとされているものの、この期間は、これまでの制度慣行と政策判断に基づき「法令上経過措置を設定する際の一般的な期間」として設定されたものであり、現場実態を踏まえた工事工程の積算に基づいた期間ではないと認識している。<br>　現場では、熟練技術者・専門作業員の慢性的な人材不足に加え、時間外労働の上限規制への対応、資機材の調達遅延や納期の逼迫、さらには機密事項を多く取り扱う特殊な工事であることなど、個々の事業者や現場の努力のみでは対応が困難な課題に直面している。そのような厳しい状況の中でも、経過措置期間内での設置に向け、安全を最優先に、日々懸命に工事が進められている。<br>　これらの現場実態を踏まえれば、経過措置期間は各発電所固有の立地条件や工事内容等を十分考慮し、一律ではなく個別の実情に応じて設定されるべきであることから、見直しに向けた検討を進めていただきたい。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-4 | 1. 附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則についてですが、現在の建設業界の労働力不足や働き方改革による工事の長期化が起こ | ➢　原子力規制委員会としては、過去の実績を踏まえても、今回の経過措置の見直しにより、特定重大事故 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | ることを考えると、施設の使用前確認日から 5 年以内に設置するというのは難しいと思います。<br>なので、附属施設の設置は施設の使用前確認日から 7 年から 10 年に延ばすようにするよう求めます。<br>さらに、予定されていた工事が遅れた場合には二回から三回まで工期を延長（この間は原子炉は止めずに動かし続け、発電を行う）するなど現在よりも状況に合わせた臨機応変で柔軟な組織になることを望みます。<br>（そうなろうと最大限努力をしているとは思いますが。） | 等対処施設等の設置に係る工事としては十分実施可能な期間となっていると考えております。<br>➢ なお、将来、他律的要因などにより、状況に大きな変化が生じた場合に、経過措置規定の見直しを検討すること自体を否定するものではありません。 |
| 1-1-1-5 | 柏崎刈羽原発 7 号機など、すでに期限を満了している施設は今回の見直し対象外となりましたが今般、「守るのが極めて困難なルール」になっていたため、規制の継続的な改善の枠組みの中で必要と判断されたのですから対象外を作る考え方はおかしいと思います。<br>現実をみるとかねてから慎重かつ入念に準備されていた７号機は止められてその後に準備を開始した６号機が動くという常識的にみておかしい結果になっているというのが国民目線からみた率直な意見です。<br>新基準は”改善”なのですから速やかにすべての原発に適応すべきではないでしょうか？この原発には採用するがあの原発には採用しないという考え方ではルールというものが何のために存在するのか、公正さを欠くと思います。 | ➢ 本改正案における経過措置規定の見直しは、これまでの規制の実績を踏まえ、将来に向けて規制の継続的改善を行うものであり、既に経過措置期間が満了した発電用原子炉施設については、現時点で特定重大事故等対処施設が完成しているか否かに関わらず、改正の適用外としています。<br>➢ 原子力規制委員会としては、特定重大事故等対処施設等の設置については、可能な限り速やかな設置を求めるという方針に変わりはなく、経過措置期間が満了した発電用原子炉施設については、事業者において、必要な設工認の審査も進み、また、工事が進捗し、その完了予定も公表されていることから、今回の見直しの対象に含めないことが適切と判断しました。<br>➢ 仮に、一度経過措置期間が終了した原子力発電所に対して、再度、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）の設置に係る規定を適 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | | 用しないとする経過措置期間を認めることとなれば、事業者として安全性向上のために早期に特定重大事故等対処施設等を設置しようという意欲が失われる可能性もあり得るため、そのような経過措置の在り方は適当ではないと考えます。 |
| 1-1-1-6 | 四　改正対象からの除外規定の恣意性<br>本改正は、現行の経過措置期間がすでに満了し特重施設が完成していない原発（日本原電東海第二、東電柏崎刈羽７）を対象から除外している。これらの炉は今回の措置による恩恵を受けないにもかかわらず、なぜこれらのみ従前の規制要求を維持し、他は新たな緩和を適用するのか、その線引きの合理性は説明されていない。単に期限を過ぎたか否かという形式的な基準のみで扱いを分けることは、法律で規制されている原発において、規制の公平性及び一貫性の観点から重大な問題がある。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-7 | ●原子力発電所における特重施設整備にあたっては、現在に至るまで、発電所で働く者や協力企業、メーカーなどサプライチェーンを支える多くの関係者が、安全確保を最優先に懸命に工事や審査対応に取り組んでいる。<br>しかしながら、これまで特重施設が完成した 12 基のプラントのうち 11 基のプラントにおいて経過措置期間内での特重施設未完成に伴い運転停止を余儀なくされてきた。こうした事象は、将来的な電力需要の増加が見込まれる中において、安定供給の観点からも喫緊の課題であると認識している。また、これら規制による運転停止は、設備利用率や電力の安定供給のみならず、現場で働く者のモチベーション、人材の確保・育成、技能の維持・継承、さらには立地地域の経済等にも少なからず影 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 響を与えたものと考える。<br>　以上のことからも、本改正の対象となる原子炉については、現行の制度運用により運転停止等の影響を受けているプラントについても制度改正の趣旨と関係性が深いため、見直しの対象とするべきである。 | |
| 1-1-1-8 | 今回示された、特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置期限の起算点を「設計及び工事の計画の認可の日」から「使用前確認日」へ変更する改正案については、規制が現場の実態と乖離し、達成が極めて困難となっていた現行制度の課題を踏まえ、その実効性を高める観点から見直しを行うものであり、一定の理解ができるものと受け止めている。<br>一方で、発電所毎に特重施設の工事に必要となる条件が異なることから、一律５年としている経過措置期間についても、現場の実態を踏まえ、引き続き、見直しの検討を進めるべきである。<br>原子力発電所における特重施設整備にあたっては、発電所で働く者や協力企業などの関係者が、安全確保を最優先に、工事および審査対応に懸命に取り組んできた。しかしながら、これまで特重施設が完成した 12 基のプラントのうち 11 基において、経過措置期間内に施設が完成せず、運転停止を余儀なくされてきた。こうした状況は、将来的な電力需要の増加が見込まれる中、安定供給の観点からも重要な課題である。<br>また、これらの運転停止は、設備利用率や電力の安定供給への影響にとどまらず、現場で働く者のモチベーション低下や離職者の増加に繋がり、原子力人材の確保や技術伝承、さらには立地地域の経済等にも大きな影響を及ぼしている。こうした点を踏まえれば、過去の制度運用により影響を受けたプラントについても、今回の制度改正の趣旨を踏まえた対応の検討が必要である。 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-1-9 | 本改正案では、起算点変更の安全上の妥当性について「本体施設の使用前確認以前は使用済燃料が十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくい」ことを根拠としています。<br>この「使用済燃料の冷却によるリスク低減」という物理的・技術的な状況を根拠とするならば、既に経過措置期間が満了した施設を本改正の対象外とする方針は、論理的な整合性がとれません。期限を超過しているか否かに関わらず、使用済燃料が十分に冷却されている条件が同一であれば、安全上のリスクも同等です。法的手続き上の違いのみを理由に同等のリスク状態にある施設を対象外とすることは、科学的な合理性を欠き、原子力規制委員会の掲げる形式主義を排する活動原則にも反することとなります。<br>本改正における安全上の説明ロジックを貫徹し、制度上の矛盾を解消するために「附則（適用区分）」の規定を削除する方針で見直す方針により既に経過措置期間が満了した施設にも遡及適用する修正を求めます。 | ➢ 同上<br>➢ なお、「本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくい」というのは、経過措置期間の起算点を本体施設の使用前確認日に変更したとしても、現行の経過措置と安全上の大きな差異がないということを一般的な事実として述べたものであり、これを根拠として経過措置規定の見直しの議論を進めたわけではありません。 |
| 1-1-1-10 | 原子力発電は安全確保が最優先であり、経過措置を設けること自体がおかしい。<br>福島の事故を思い出してほしい。津波対策を先送りしたことに起因している。<br>いくら対策しても予測通りにその機能が働く保障もない。本来ならこの災害の多い国で、また不安定な国際情勢下で原発を稼働するべきではないが１０００歩譲って稼働するなら万全の対策を終了してからにすべきである。 | ➢ 特定重大事故等対処施設については、東京電力福島第一原子力発電所事故の重要な教訓の一つである、継続的な安全性の向上を怠ってはならないという考え方に基づき、一定の経過措置期間内に設置を求めているものです。<br>➢ 具体的には、特定重大事故等対処施設については、可搬型設備を中心とした重大事故等対策の信頼性を向上させるためのバックアップという位置付けです。特定重大事故等対処施設を設置していない発電用原子炉施設についても、本体施設等が新規制基準に適合していれば、重大事故等対策に必要な機能 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | | を有していることから、当初からその設置に当たっての経過措置期間を設けることとしています。<br>➢ したがって、経過措置期間内であれば、当該施設が設置されていない状態で原子力発電所の運転を行うことに問題はありません。 |
| 1-1-1-11 | 特定重大事故等対処施設の整備について起算点を変更する理由が明確ではない。<br><br>特定重大事故等対処施設が無くても原子力発電所の安全性に問題がないという点では納得しており、新規制基準策定段階において特定重大事故等対処施設整備に５年間の猶予期間を設けたのも納得がいっている。<br><br>今回、起算点を変更することについては、実質的には整備の猶予期間を延ばす対応である。特定重大事故等対処施設はテロ対策施設の一面を持っている。昨今の国際情勢を鑑みると、テロ対策施設の設置について整備の猶予期間を短くするなら納得できるところ、それを延ばすというのは納得がいかない。<br><br>一方で、中国電力の島根３、東京電力の東通１、電源開発の大間に至ってはまだ稼働しておらず、放射性物質による汚染等も考える必要が無いことから、猶予期間は設けず、稼働時に特定重大事故等対処施設の整備を求めるべきものである。<br><br>東京電力の柏崎６、中国電力の島根２、東北電力の女川２については、少なくとも現状の猶予期間を厳格に守らせ、早期整備を求める必要があ | ➢ 同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | る。 | |
| 1-1-1-12 | 「停止中の原発は除外」とあるが、冷温停止中でも、核燃料を積んでいる事に変わりないのではないか?一旦事故が起きれば、危険性に変わりは無いはずだ。停止中でも燃料棒を入れたままの原発、核燃料を施設内に置いたままの原発は、防護措置を義務付けるべきだ。<br>それが嫌なら、早々に廃炉にして頂きたい。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-13 | 「令和 8 年度第 12 回原子力規制委員会資料 1」p. 13<br>「本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくいことを踏まえれば、現行の経過措置との安全上の大きな差異はないと考えられる。」について<br>「本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくい」ということは、原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料が十分に冷却されていない場合は特重施設が必要となる状況の発生が考えられるのであり、本体施設の使用前確認までに特重施設の設置を完了することが求められる。<br>本件改正などあってはならず、改正を行うのであれば、本体施設の使用前確認までに特重施設の設置を完了することを義務付けるべきである。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-14 | 特重施設等の設置目的からみて、改正後の経過措置期間内においても完成しない場合に、原子炉施設を稼働させることはあってはならない。そもそも、経過措置期間もなくすべきである。 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-1-15 | 前提として、福島第一原発事故を経験したこの国で、いまだ原発に依存し、再生エネルギーに舵を取り切らず、再稼働に進むエネルギー政策に真っ向から反対としている。<br>この、再稼働審査完了から 5 年以内にテロ対策施設ができればよいというとする規則改正は、少しでも原発を稼働しやすくするための愚行の一つである。<br>テロ対策施設の猶予など本来、設けられる必要もない「譲歩」なのだが、それを更に緩める規則改正案は、絶対に破棄すべきである。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-16 | ①特重施設は、新規制度基準で設置が義務づけられた施設です。設工認後 5 年以内という設置猶予期間があること自体納得がいきません。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-17 | 特重「テロ対策施設」のない原発など運転してはなりません。自国に向けられた核兵器になるからです。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-18 | テロ対策施設が必要なものなら、原発を稼働させる前に完成していなければおかしいと思います。今回の期限変更によりテロ対策施設が無い状態で原発が運転される期間が生じますが、それはつまり、原子力規制庁としては、原子力発電所にテロ対策施設は必要ないと考えているという事でしょうか？ | ➢　同上 |
| 1-1-1-19 | 「意見の対象となる該当箇所」：あえて言えば，全体であろうか．そもそも特重施設等が必要になった理由が二の次にされ，会議を重ねる中で単に経過措置をどうするかの議論に集約されている．今回のパブコメでも特重施設の建設になぜ経過措置が必要なのかは電力会社の都合が主であり，その議論の過程そのものを問題にしたい． | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 「意見」: そもそも特重施設等とはなにか？<br>　今回の改正で議論の中心は「特重施設等」の経過措置の起点をさらに後ろに持ってくるというものであるが,「特重施設等」とは何であるのか, どうあるべきなのか, どう考えられていたのか等のそもそも論に欠けていると感じている. 過去の議論の経緯を整理した結果を 2025 年度第 49 回規制委員会資料 5 で報告されており, 新規制基準施行時点からの経緯を知ることができたので, 私なりの疑問点（おそらく多くの国民の疑問点のはず）をはっきりさせておきたいと思った.<br>【１】「特重施設等」について（2025 年度第 58 回資料 4p.2 の４.（１）, あるいは関連資料の参考１の p.11）<br>　参考１は当該規則の解釈で, こちらの表現で記す. 第 42 条１(a)で,「原子炉建屋及び特定重大事故等対処施設が同時に破損することを防ぐために必要な離隔距離（例えば 100m 以上）を確保すること、又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納すること。」とある. ここで気になったのは「同時に破損することを防ぐ」とされている部分である. つまり, どんな事態になろうとも建屋と特重施設等のどちらかはより健全な状態にあることが求められた表現であり, 特重施設等が未完成な状況での本体原子炉の稼働は元から想定されていないと読める. それ故,「特重施設等」に経過措置を設ける考え方そのものが当初の「特重施設等」の考え方から外れているのではないのかと思った. 特に特重施設は原子炉から遠いと想定でき, 最後の砦との感が強く, しかも原子炉から離れていることから原子炉建屋内での操作に比べればより安全に対処可能な施設と思われる.（なお, 資料 4 の p.2 にもあるように, 基本的な考え方は 2012 年 10 月 25 日当時から変わりなく, 途中で変わったこともなさそうである） | |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 【２】経過措置を設けた理由とされている考えについての反論<br>　ところが，経過措置を認めた理由は以下のようになっている．資料 4 の p.3 の（２）丸 1 に，「特重施設は，シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策であること」から経過措置 5 年を設けたと有る．つまり，最大 5 年間は特重施設なしに原発を稼働できるわけで，これは，その間に万が一にも建屋に近づけない事態になれば対処できないことになり，上記【１】と齟齬が生じていることになるのではなかろうか（同時に破損することを防ぐとしながら，元々片方しか用意されていないので）．なお，規制委員会の説明は特重施設等に求める機能は本体建屋に備えられているはずのもので，「信頼性向上のためのバックアップ対策」だから，その有無によってリスクに大きな変化はないとしている（資料 4 の p.5）．もしその理由で問題ないとするなら，本体建屋と離して設置するとした本来の意味はどうなるのかを説明すべきである．（これぞと思う明快な説明は見つけていない）<br>【３】経過措置期間の起点の後方移動に関わって<br>　驚くことに，上記の経過措置を設けた理由は新規制基準施行時から適用されていたのであり，今回の改正の提案まで続いているのである．さらに，今回の提案も前回の改正も経過措置の起点をより後ろに持っていき，特重施設が完成していなくても原発をより長く稼働できるようにするものになっている．上記【２】からしても安全は 2 の次で原発の再稼働が第 1 と言われても仕方がないと思われる．国民がどう思うかよりも電力会社の思いに寄せた規則に変貌されているとしか思えない．<br>【４】当初の「深層防護の考え方」はいずこに？<br>　2012 年度第 27 回規制委員会資料 3-2 の p.5 に「深層防護の考え方の徹底」があり，「当該層より前段にある対策は突破されてしまうものと想定し（前段否定），さらに，当該層より後段の対策があることに期待 | |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | しない（後段否定）」と書かれている．特重設備の機能が本体にも備わっているはずだから完成が遅れてもいいとは言えないはずではありませんか．当初の「深層防護の考え方」とは既に消え去ったのでしょうか．今回のパブコメの対象についての議論にはどこにも出てきていないようです．少なくとも 5 年間程度なら特重設備なしでもリスクに大きな変化がないとする考えは明らかに「前段否定」を否定した考えと違いますか．【５】特重施設が完成しなければ原発稼働を認めないとしたら，その意味は？特重施設の完成に時間がかかるというなら，それは原発の設計そのものがいまだ未完成であり，完全なものにするために途方もなく沢山の時間も資金もかかることを意味するのである．結果，原発による電気とはとてつもなく高い電気料金であって，実は直ぐには発電できないし，結果頼りにならない電気であることを国民が理解するだけです． | |
| 1-1-1-20 | （2）特重施設がない原発は法令違反<br>現行の設置許可基準規則の第 42 条では「特定重大事故等対処施設を設けなければならない」とあり、第 43 条では「重大事故等対処設備」の要件を規定している。「特重施設」と「重大事故等対処設備」は並列して規定されており、両者を満たす必要がある。一方を満たせば他方が免除されるものではない。<br>特重施設がない原発は同規則第 42 条に違反しており、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 第 1 項の規定に基づき、原子力規制委員会は原子炉施設の使用の停止を命じなければならない。<br>同規則の付則に「設工認の日から 5 年間は第 42 条は適用しない」として、猶予期間を設けているが、その間に特重施設なしで運転が開始された原発の安全性に対するリスクについて、原子力規制委員会は科学的・技術的な検討評価を行っていない。 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 今回の改訂は、この猶予期間をさらに延長し、電力会社の法令違反を救おうとする姑息な措置である。<br>世間一般では、法令違反が判明すれば、違反者に是正を命じるのが通例であるが、本件は違反者の頼みによって当局が法令の方を改変して違法状態を解消しようとするものであり、いつから原子力規制委員会は電力会社の下僕になったのかと問わざるを得ない。<br>同規則の本来の趣旨である「特重施設がない原発は法令違反である」ことを再確認し、規制当局として法令に基づいた規制を行っていただきたい。<br><br>（3）新規制基準を過信した原発安全神話の復活<br>原子力規制委員会は特重施設の法的な位置づけとして、「新規制基準（2013/7 施行）は、テロ事件及び甚大災害が起きた場合に、本体施設等において必要な機能をすべて備えていることを求めている。しかし、安全の追求に終わりはなく継続的な安全向上が重要である。このため、本体施設等により必要な機能をすべて満たした上で、信頼性を向上させるためのバックアップ対策として特重施設を要求している」と考えている（令和 7 年度第 49 回委員会資料 5 の P49・20251-2-14）。<br>この考えを受けて、山中伸介は、「特重施設ができるかできないかによって、施設の安全性あるいはリスクともに大きな変化があるものではない（同委員会議事録 P23）」、また、「あくまでも特重施設というのは、バックアップ施設である（2026/4/1 委員長定例会見録 P4）」と言っている。<br>杉山智之も、「可搬設備を含むシビアアクシデント対策によって十分なリスク低減は既に実現している。特重施設は更にそのリスクを下げるものであるという点において、必要性という点ではそれがないと困るもの | |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | ではない（令和 7 年度第 58 回委員会議事録 P24・2026/2/18)」と言っている。<br>しかし、このような考えに基づいて、特重施設がない原発の運転を認めることは、事業者の性善説と新規制基準の過信による、原発安全神話の復活に先祖返りするものである。<br>山中伸介は「特重施設等は信頼性を向上させるためのバックアップ施設」と言っており、裏を返せば、特重施設がないと信頼性が低下することを認めているのである。したがって、原子力規制委員会は、特重施設がない原発の信頼性の低下のリスクについて、科学的・技術的な検討評価を行なわなければならない。<br>原子力規制委員会は、原発の信頼性の不足を認識しているからこそ特重施設を要求しているのであり、原発の安全性の不足を認識しているからこそ継続的な安全性の向上を目指しているのではないのか。 | |
| 1-1-1-21 | 今回の規則変更は、特重施設等の設置に係る経過措置期間の起算点を変更して、特重施設なしでの原発稼働を認めるものであり、原子炉運転時の安全性を損なう行為につながることから、絶対に反対である。<br>　そもそも、現行の設置許可規則第 42 条には「特定重大事故対処施設を設けなければならない」とされており、同規則第 43 条の「重大事故等対処設備」とともに、原子炉の設置許可に係る重要な要件になっている。今回の経過措置期間変更は、明らかにこの要件からの逸脱を認めるものである。<br>　特重施設が稼働できる状態にない原発に対しては、原子炉等規制法第 43 条 3 の 23 第 1 項の規定に基づき、原子力規制委員会は使用の停止を命じなければならない。今回の変更が許されれば、意見募集関連資料 1 の 16 から 17 ページで示されている通り、幾つもの原発が法令違反状態 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | で運転されるというあってはならない事態が生み出されることになる。<br>　今回の規則変更の背景に、原子力規制委員会への原発事業者からの経過処置期間延長の陳情があったのだとしたら、規制委員会は「規制する組織」としての社会に対する無責任さ、矜持のなさを猛省しなくてはならない。 | |
| 1-1-1-22 | 本改訂は、約束していた原発のテロ攻撃などの航空機の衝突に備える「特重施設（特定重大事故等対処施設）の完成をさらに引き延ばすことになり、その対策が不備のまま原発の運転を続けることになります。<br>原発周辺自治体とその住民への約束違反であり、重大事故に対応できないまま運転を続けることへの不安を強要することです。<br>原子力規制委員会が、規制緩和委員会に成り下がるものであり、本改訂には断固反対です。女川原発は、約束通り 12 月から運転停止すべきです。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-23 | 「テロ対策」施設の猶予期限延長に反対します。<br>そして「テロ対策」施設なしの原発稼働に反対します。<br><br>いわゆる「特重」ですが、テロ対策というよりは重大事故対応のための中央制御室バックアップと考えています。<br>フクイチ事故の反省を踏まえて新規制基準に追加されたと思います。<br>テロ対策だからと詳細は明かされないまま資金が投入され、建設猶予期限ばかり伸びて、現在でも沸騰水型の特重は一つも完成していません。<br><br>柏崎刈羽原発６号機の商業運転前に、新潟の「反対する市民」の人たちと何度も集会を開き、規制庁さんとの交渉の場も持ちました。 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 避難が出来ないこと、特重施設なしの再稼働、が問題になり、「特重」の件で規制庁と市民側の意見が激しく対立しました。<br><br>規制庁は「特重施設は、信頼性の向上のためのバックアップ対策であり、その有無によってリスクに大きな変化はない」と説明する。<br>しかし、そのリスクを背負う地元住民側は納得がゆかない。<br>「特重を造るということは、それがないと安全ではないのですよね。」<br>規制庁は「それがないと安全ではない」という部分を認めない。<br>「より安全を求めて造るのです」と言い張った。<br>市民側も追及する、「安全が足りないから造るのではないですか?」<br>「それなら、特重が完成するまで再稼働は止めてください。」<br>そうだ、高額な費用を投入して建設するわけだから、「どうしても必要」な理由があるはずだ。<br>本体工事だけでは安全が足りないから特重が必要と考える方が妥当である。<br><br>国際法上は原発への直接攻撃は禁止されているし、航空機の飛行ルートでもない限り大型機の衝突も考えにくい。<br>市民側の必死の反論が痛いほどわかり、<br>自分たちの事情を繰り返すだけの規制庁に強い憤りを感じました。<br><br>市民側の主張する通り、再稼働するならばせめて特重施設を完成させて、現時点で出来る最大の安全策をとってください。<br>出来ないなら原発を止めてください。<br><br>これまで規制庁は期限の猶予を緩めるだけでなく、各原発の円滑な再稼 | |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 働を助け、運転停止を回避する方法を整備してきた、そう見えます。<br>今回の延長は、まもなく猶予期間が切れる女川２号機、島根３号機、柏崎刈羽６号機の運転停止を回避するための救済措置に見えます。<br>規制当局が事業者の利益を優先して積極的に規制を緩める措置をとることは許されません。<br>期限延長は合理的なルール見直しではありません。<br>規制庁は原子力発電事業者のための「再稼働保証人」になるのではなく、本来の仕事をして下さい。<br>規制は破綻しています。 | |
| 1-1-1-24 | ＜該当箇所＞３頁全体、６頁全体<br><br>＜内容＞<br><br>対象文書の３頁及び６頁のような「改正」を行うべきではない。<br><br>本「改正」案は、特重施設等の設置に係る経過措置期間の起算点を後ろ倒しにすることで、特重施設等が完成しないまま実用発電用原子炉が商業運転できる期間の延長を容認する、規制の緩和である。これは不安全側への変更であるため、受け入れられない。<br><br>本意見公募で提供されている「資料１」の 12 頁の「３．（１）見直しの考え方」によれば、現行の経過措置期間は「法令上経過措置を設定する際の一般的な期間として５年が設定された」とのことである。技術的根拠に基づくことなく、したがって安全の担保と無関係に経過措置期間が設定されたこと自体が、そもそも不適切であったと考える。 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | それをさらに「３．（１）見直しの考え方」では、特重施設設置の工事実績のほとんどが現行の経過措置期間を超過しているという理由で「合理的なものに見直す」としている。これは実態に引きずられてなし崩しに規制を緩めるものである。それを「規制の継続的改善の観点から」と称するのは欺瞞であり、その正体は規制の改悪にほかならない。<br><br>特重施設は本来、安全のために必要だから設置するものであるはずだが、今回の「改正」では、商業運転の最初の５年間はまるまる特重施設がなくても良いことになる。「必要なものがなくても良い」というのは言語矛盾であり、ありえない概念である。この５年間にテロ行為等が行われないという保証はどこにあるのか。「資料１」13 頁の「３．（２）特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案について」には「特重施設が完成していない状況で運転する期間が大幅に増えることは想定されず」、「特重施設が必要となる状況の発生は考えにくい」といった記載があるが、いずれも主観的楽観に過ぎず、詭弁である。テロリストは特重施設の完成が後ろ倒しされたことを良く知っているであろうから、この期間にテロ行為を実行する可能性がむしろ高まることすら大いにあり得ると考える。<br><br>また、本「改正」案では特重施設のみならず、バックアップ電源の３系統目である所内常設直流電源設備についても、設置に係る経過措置期間が後ろ倒しにされている。このことは「資料１」14 頁の「３．（４）その他」で特に技術的な根拠も示さず、まるで特重施設と「抱き合わせ」であるかのように記載されている。一般に「バックアップ」はいつ必要になるか分からないものであることを鑑みると、「信頼性向上のための | |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | バックアップ対策」がない状態で商業運転できる期間が延びるということは、やはり安全の軽視、規制の改悪である。<br><br>原子力規制委員会は、なし崩しに事業者の言い分を丸呑みして規制を後退させることなく、毅然とした態度で臨むべきである。本「改正」案は、事業者の保護を目的としたもので、国民の保護からは遠ざかるものであることから、到底受け入れられない。本「改正」を行うべきではない。 | |
| 1-1-1-25 | 特重施設等の設置に係る経過措置期間の起算点について、設計及び工事の計画の認可の日から、本体施設の使用前確認日に変更するという本改正案は、電力事業者の利益、都合を尊重するあまり、原発周辺の住民の生命の安全、安心して住みたい場所において生活を続けていく権利、生業を奪われることなく生きていく権利を蔑ろにするものであり、認めることはできない。<br>　特重施設等の設置がない状態で原発を動かすことを認めること自体、テロ等の可能性を自ら否定するものであるが、その期間をより延長する今回の改正案は、津波の可能性を指摘されていながらその対策を行わなかった東京電力、それを黙認した政府の対応を思い出させる。福島第一原発事故を未然に防げなかったことへの反省から原子力規制委員会は生まれたのではなかったのか、その点を規制委は再度振り返るべきである。住民の立場から考えて、今回の改正案に正当な理由が存在しないことは明らかである。<br>　以上の点から、特重施設等の設置に係る経過措置期間の起算点について、設計及び工事の計画の認可の日から、本体施設の使用前確認日に変更するという本改正案に反対する。 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-1-26 | ・意見の対象となる案件<br>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正<br>する規則（案）<br>・意見／理由<br>特重施設（テロ対策施設）設置の「猶予期間」の延長に反対します<br>特重施設設置の「猶予期間」が延長される今回の案は、「猶予期間」の存在という住民の安全を守れない状態が続く問題が、改善されるどころか、さらに延びて長期化するという改悪案なので反対します。<br>「猶予期間」の延長という規制緩和によって、特重施設の設置の期限が先送りされることは、事業者が十分な安全対策を講じないまま、本来の基準に適合しない状態で稼働を続ける期間がさらに長くなることを容認することであり、住民の安全を脅かす大きな問題です。そもそも新規制基準において、設置が義務付けられた特重施設は「意図的な航空機衝突」などの重大な事態に備えるための不可欠な設備として位置づけられています。特重施設設置の「猶予期間」は、特重施設がない状態で原発を運転することであり、可搬型の電源車等だけでは新規制基準を完全に満たしているとはいえません。<br>　特重施設設置の「猶予期間」の延長は、特重施設が未完成の状態がさらに続くことであって、いわば「安全基準を満たしていない状態での運転」がさらに続くことであり、住民の安全を守れない状態が続いてゆくという大きな問題がありますので、「猶予期間」の延長に反対します。 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-1-27 | 意見<br>特重施設等の経過措置規制に関する「規則の一部の改正」は取りやめるべきである。<br>理由<br>今回の経過措置期間の起算点の変更により、特重施設等が設置されない状況での原子炉の稼働期間が延長されることになる。これはどうみても、明らかに、原発の危険が高まる。<br>原発の安全上のリスクを高めてはならない。<br>規制委は、猛省し、取りやめるべきである。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-28 | 該当箇所：特重施設設置に係る経過措置期間の起算点の変更について<br>意見：起算点の変更に反対します。<br>理由：世界情勢が不安定な中、重大事故のリスクはこれまで以上に増しています。それであればこそ特重施設設置を義務化したはずです。それにもかかわらず、想定されるリスクを放置したまま最長5年の運転が可能となる今回の改定には反対します。<br>むしろ、現在も経過措置期間中にリスクにさらされている近隣住民への対策を強化するよう監視体制を構築するべきです。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-29 | 意見／理由<br>＜該当箇所＞<br>3頁 2<br>＜内容＞<br>起算点の変更について<br>＜意見・理由＞<br>貴委員会は、特定重大事故等対処施設が未完成のまま運転できる猶予期 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 間を延長しようとしていますが、これは原発を止めたくない事業者の要望を受け入れたものであり、事業者救済のための規制緩和であり反対です。<br>地元の女川原発 2 号機は今年 12 月に特定重大事故等対処施設の設置期限を迎え、完成まで運転を止めなければならないはずでした。この規則改正によって運転を継続できることになります。このとき優先されているのは東北電力の利益であり、削られているのは私たち宮城県民の安全です。<br>さらに女川 2 号機再稼働および特定重大事故等対処施設設置への「地元同意」の前提条件の変更に当たります。現在の起算点から 5 年以内に新規制基準をクリアすることを前提に立地自治体は同意したのです。その前提条件を変更するのですから原子力規制委員会には少なくとも原発の立地自治体と住民に対する説明責任があり、説明も無しに規則改正することは許されません。パブリックコメントを募集しているから説明しなくても良いという宮城県など立地自治体の対応も納得できません。<br>　2013 年 7 月に施行された新規制基準は、既存の原発に対しても最新の基準を遡及適用する「バックフィット制度」が導入され、これにより新規制基準を満たさない原発は原則として稼働できないのがルールとなりましたが、特定重大事故等対処施設は建設に時間がかかることから、例外的に設置までの猶予期間が認められました。<br>当初のルールは、「新規制基準の施行日（2013 年 7 月）」を起算点とし、5 年後の設置を求めました。2016 年のルール緩和では「本体施設の設工認（設計及び工事の計画の認可）」を起算点とすることに変更されました。これは「本体の設計が固まらなければテロ対策施設の設計もできない」という事業者側の物理的・技術的な事情を考慮し、実質的な期限を後ろ倒しする形での緩和です。 | |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 今回は猶予期間の起算点を、本体施設の使用前確認日（原子力規制委員会による『使用前確認』が終了し、すべての検査に合格した日）から5年にする案が示されています。これにより設置期限が実質的に先送りされます。<br>女川原発２号機は、ルール変更によって期限が3年程度後ろ倒しされることになります。つまり、テロ対策施設なしで運転できる期間が、3年長くなることになります。<br>原子力エネルギー協議会（ATENA）は、建設業界の労働環境の変化などを理由に、特定重大事故等対処施設の猶予期間を3年延長することを求めました。先頭にたったのは、女川原発の特定重大事故等対処施設の建設が遅延し、2026年12月には原発を停止せざるをえないとみられていた東北電力でした。<br>この改定の理由として、「期限までに特定重大事故等対処施設の完成に至った事業者がほとんどいなかった」ことを挙げています。<br>危惧するのは特定重大事故等対処施設がない状態で、原発の運転が長期化することです。新規制基準において特定重大事故等対処施設は「意図的な航空機衝突」などの重大な事態に備えるための不可欠な設備として位置づけられています。可搬型の電源車等だけでは新規制基準を完全に満たしているとはいえず、特定重大事故等対処施設が未完成の状態は、いわば「安全基準を満たしていない状態での運転」が常態化することを意味します。<br>規制緩和によって期限が先送りされることは、事業者が十分な安全対策を講じないまま、本来の基準に適合しない状態で稼働を続けることを事実上容認する形となり、住民の安全を守る観点から看過できません。<br>今回の改正には反対です。住民の安全を第一に捉え、最低限である特定重大事故等対処施設未完成の状態での運転を止めてください。 | |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-1-30 | 原発の「テロ対策施設」の猶予期間の延長されることなる改正に反対です。政府は、ことあるごとに東アジアでの緊張関係を強調しています。そうであれば、いわゆる防衛３文書においても、日本の沿岸に設置されている原発は、日本の脆弱性そのものなわけで、その対策が明記されているものと期待しましが。ですが、それについては記載がありませんでした。そう考えますと「テロ対策施設」なしで運転を続けるということは、日本の安全保障政策という点からも容認できないものだと考えます。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-31 | この改正により、特定重大事故等対処施設（いわゆる）テロ対策施設の猶予期間が、事実上延長できることになります。ロシア・ウクライナ戦争、中東戦争において、原発は攻撃対象になっています。また、高市政権は、露骨な対米従属により、中国をはじめ、アメリカ以外の国々を敵に回す姿勢をとっています。そして、地殻変動の活発化によると思われる、日本各地での地震の発生頻度は増加しています。これらの状況を考慮すれば、特定重大事故等対処施設は、かつてなく重要なものと考えられ、これが不充分な状態での稼働を許すのは、非常にリスクが大きいです。これは、大規模原子力災害により、近隣住民はもちろん、電力会社の従業員も含めた健康被害、そして、長期にわたる国土の放射能汚染につながるものです。したがって、この改正案には、反対します。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-32 | 現在、ロシア・ウクライナ戦争、イラン・アメリカ戦争など核施設を高下は目標とした戦争が続いています。<br>　特重対策ができたら万全とは言えないが、少なくとも、特重施設が未完成の場合は、原発を停止しておくべきである。原発事故は、国家存亡の危機を招きます。東電福島原発事故で、これだけ大きな事故を起こし | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | ていながら、政府は責任を取っていません。経産省の役には死罪を投げ打って賠償しているのか。このような無責任が原発事故を起こすのです。 | |
| 1-1-1-33 | 私は、本件の規則・技術基準の改正には反対です。<br>【反対理由】<br>１．本件改正では、実質的に、特重施設（特定重大事故等対処施設）が完成しなくても運転できる期間が延長されることになります。<br>特重施設は、外部からの攻撃に対して原子力発電所の安全性を確保するために重要な施設と位置付けられています。本来であれば原発の稼働時には完成していなければならないものです。その重要な施設が、稼働後も完成しない期間があり、しかもその期間が実質的に延長されるということは、特重施設が本来担う追加的な安全機能が利用できない状態が長期化することになります。そのような改正は、安全を最優先とする姿勢とは正反対のものです。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-34 | 設置期限の期間を延ばすとと批判されるから、起算点を後ろ倒しにしてゴールポストも後ろにずらすという事ですか？<br>テロ対策施設が機能しないまま原発を稼働させると国内外に宣伝しているようなものに見えますが、テロ対策施設は原発を稼働させる為に必要なものではないのですか？<br>特重施設が稼働していない状況でテロ攻撃をされたり、事故が起きた場合の責任の所在と保障と、保障の財源を示してください。<br>一人二人が職を辞すれば済む程度の被害で済むとは到底思えません。総理大臣や原子力規制庁・原子力規制委員会の幹部、東京電力の幹部が極刑になったとしても、失われた命や暮らしは帰ってきません。 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | ここ何年か誰も責任を取らない風潮がありますが、そんな事では安心して暮らせません。<br>設置期限を守れないのは新潟県民のせいではないので、原発を停止したらいいと思います。 | |
| 1-1-1-35 | 3, 特重施設は、シビアアクシデント対策や航空機、テロ対策の信頼性向上のためにバックアップとして用いられるものとされているが、運転時にはリスクが増大することは、原子力規制委員会も認めている。特重施設を未完成にして本体施設を運転することは住民への信頼を台無しにする。ぜひ、特重施設を完成させて、本体が運転状態となるように経過期間を設定していただきたい。新規制の肝ではないだろうか。特重施設を未完成のまま、本体が運転することは、あってはならないと考える。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-36 | <該当箇所><br>3 ページ　付則２　１～18 行<br><内容><br>上記の「一部を改正する規則（案）」の一部「特重施設の経過措置規制に関する規則の一部の改正」に反対です。<br>今回の規則の改正は、特重施設等の設置がされない状況での原子炉の稼働期間が延長されることになる。このことは、国民が期待する安全上のリスクを明らかに高めるものであり、これまでの安全性確保を進めてきた規制委員会の方向とは正反対のものである。上記「規則の一部を改正する規則（案）」を取りやめていただきたい。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-37 | 15 年前のフクシマ原発事故を教訓とするならば、現存する可搬型設備だけで原子炉格納容器の破損等による原子炉の暴走を防止することが | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 出来るという判断は余りにも幼稚です。素人でもわかるほどですので、このレベルで再稼働を許可する理由にこそ問題が有ると考えられます。来たるべき大地震に加え、原子力施設が簡単に戦争の攻撃対象になっている昨今の政治情勢を考慮するならば、特重施設を完成させないままの再稼働は、地方を犠牲にした棄民政策であり、決して許すことが出来ません。<br>国民に対する犯罪で有ることを認識してください。 | |
| 1-1-1-38 | 規制庁、規制委員会は、「特重がなくても安全性は低下しない」と言っている、と言う事ですが、では、なぜ特重施設が安全なのか、理解できません。<br>そもそも、5 年の猶予期間がある事自体、非常に、おかしいと思っていましたが、それをさらに、延長する様な今回のソチは、住民の安心、安全より、事業者の利を選んでいるとしか考えられません。<br>テロは、いつ起こるか、分かりません。<br>特重施設は、信頼性を高めるバックアップ施設であると言いますが、「信頼性」ではなく、「安全性」でなくてはならないと思います。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-39 | １．原発は安全ではなく、危険なものと福島原発事故をみて、恐怖に思います。テロ対策施設も出来ないうちに再稼働をすることが論外です。<br>２．原子力事業者に対して規制が甘すぎます。規制委員会の見直し案は必要ありません。国民に対しての安全性を第一に考えて規制委員会は、特重施設の設置猶予期限延長はやめて下さい。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-40 | 特定重大事故対処施設は福島事故の反省により作られるのだと思っていました。電源確保です。故に再稼働する前に作っておかないと思いま | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | す。出来ていないので再稼働はありえない。規制を改正（延長）することは、作る気はないのだと思われます。特重がなくても安全性は低下しないとありますが、安全神話に逆もどりですか。テロとは具体的にどのようなことを言うのでしょうか。このためだけであるとしたら軍事基地の中に原発を建てる。どちらにしてもテロの対策となる原発は人類の破滅。核は止めましょう。平和利用ではないですネ。 | |
| 1-1-1-41 | １．規制委員会は①特重施設がなくても安全性は低下しない。本体で実施している。②特重施設は本体の重大事故等対処設備の信頼度を高めるバックアップ施設であると言っているが、<br>２．私は、現状必要不可欠な施設であり、特重施設が整備されない状況では可動すべきではなく、ましてや、5 年＋α の期間を認めるべきではないと思います。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-42 | テロ対策のない原発の稼働は、安全保障を語る国家として世界の笑いものとなるでしょう。日本を亡ぼす気ですか。やめて下さい。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-43 | 特重「テロ施設」なしの原発の稼働は無謀なインパール作戦の再来を思います。改正は最悪反対です。 | ➢　同上 |
| 1-1-1-44 | 規則改正に反対です。改正の根拠が明確になっていません。改正は事業者が運転を継続できる期間がのび事業者の利益となる一方住民は特重施設がない状態で安全の程度が下落し不安な日が継続します。特重施設はバックアップ施設でなくても安全性は低下しないという規制委員会の説明は論理的でも科学的でもなくていのいいごまかしです。現有の規則のまま事業者に一日も早く設置を完了するよう指示することが本来 | ➢　同上 |

| １－１－１　経過措置の考え方に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | の規制のあり方です。 | |
| 1-1-1-45 | いわゆる特重施設の設置がされなくても原発を稼働させる事は、航空機などの衝突事故があった場合の放射能漏れに対して誰が責任を取るのかをはっきり決めてから行ってください。<br>規制委員会が許可するのであれば当然規制委員会の責任が第一に成ります。その様な覚悟があるのでしょうか？<br>原発に使われている部品は 1000 万個ともいわれていて、老朽原発では建設当時から取り替えたくても取り替えられない部品が放置されています。こんな事は、車や飛行機、船などではほとんどありません。取り換え不能な配管や留め具で不具合が有れば車や飛行機などは廃車や退役です。何の為に危険な原発を特重施設もないまま動かそうとするのですか？ | ➢　同上 |
| 1-1-1-46 | 「令和 8 年度第 12 回原子力規制委員会資料 1」p. 14<br>「所内常設直流電源設備（３系統目）についても、特重施設と同様に、新規制基準において信頼性向上のためのバックアップ対策としてその設置を要求しているものであり、特重施設と同様の経過措置期間を定めていることから、上記（２）及び（３）のとおり見直す。」直流電源確保の重要性は東京電力福島第一原発事故の重い教訓である。本件改正などあってはならず、改正を行うのであれば、本体施設の使用前確認までに設置を完了することを義務付けるべきである。 | ➢　同上<br>所内常設直流電源設備（３系統目）についても、特定重大事故等対処施設と同様の考え方により経過措置期間を設けています。 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-1 | 案は、経過措置期間の実質的な延長であり、安全性への配慮を現行より更に著しく損なう規制緩和と言える。規制機関の提案として、到底、納得できるものではない。<br>テロや国家をあげての攻撃、戦闘機の演習など、危険な兆候が増す世界情勢と、日本は無縁ではない。国家情報局の設置など、関連の法案が国会で成立していく一方で、原発に関してはあまりに楽天的。願わくば、運転開始の事前確認で特重についても合わせて確認いただきたい。逆行する提案で、危機管理の意識が足りない。<br>100 歩譲っても、これまでのルールを前提に稼働中の施設（女川など）は、変更対象外とするのが妥当。 | ➢ 今回の見直しは、原子力規制委員会において、過去10 年間の特定重大事故等対処施設の工事実績等を確認したところ、事業者が昼夜問わず現場工事を実施するなどの努力を費やしたにも関わらず、経過措置の期間内に工事が完了しなかった発電用原子炉施設がほとんどであったというこれまでの規制の実績を踏まえ、規制の継続的改善として行うものです。またその見直しに当たっては、特定重大事故等対処施設の設置準備を実質的に始められるタイミングとして、経過措置期間の起算点を本体施設の使用前確認日に変更することが適切であると判断したものです。<br>➢ 本改正により、経過措置の起算点を、本体設工認の日から本体使用前確認日に変更した場合でも、現行の経過措置に基づく実績と比べて、特定重大事故等対処が完成していない状況で運転できる期間が大幅に増えることはなく、現行の経過措置との比較でも安全上の大きな差異はないと考えます。<br>➢ 原子力規制委員会としては、特定重大事故等対処施設は可能な限り速やかな設置を求めるという方針に変わりはなく、規制緩和とは考えていません。 |
| 1-1-2-2 | （4）継続的な規制の改善に当たらない<br>事業者からの特重施設の経過措置期間延長の陳情については、平成 31 年度第 5 回委員会（2019/4/24）でも議論されており、このときは、事 | ➢ 同上<br>➢ なお、事業者側から、改正労働基準法の施行に伴い、特定重大事故等対処施設の設置工事の工期長期化 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 業者からの陳情は却下されている。<br>それに対して、今回、山中伸介は「継続的な規制の改善」（2026/4/1 委員長定例会見録 P3）であるとして、事業者の陳情に応えようとしている。<br>しかし、改訂に伴う科学的・技術的な問題点を検討評価せずに、単に事業者の事情に配慮するだけでは、「継続的な規制の改善」とは言えない。法令を改訂してまで、特重施設のない原発の運転を認めるのであれば、猶予期間におけるテロ事件及び甚大災害に対する原発の安全性及び信頼性の低下のリスクについて、科学的・技術的な検討評価が必要である。原子力規制委員会は、猶予期間中に、テロ事件及び甚大災害が起きると判断しているのか、それとも起きないと判断しているのか、合理的な理由の説明とともに、回答していただきたい。<br><br>（5）「落としどころ」は妥協の産物<br>令和 7 年度第 58 回委員会で杉山智之は、「運転開始というところを一つの起点という考え方は、私は一つの落としどころだと思っております」（議事録 P24）と言っている。<br>「落としどころ」とは、揉め事においてお互いに譲歩した結果の双方の妥協点のことである。（2）で述べたとおり、特重施設のない原発は法令違反である。杉山智之はこの発言により、法令に則って論理的に規制を行う立場を放棄して、事業者に譲歩して妥協点を探ろうとしていることが明らかである。<br>可搬型などの重大事故等対処設備によってリスク低減はすでに実現していると思い込んで、特重施設のない原発の安全性に対するリスクについて、科学的・技術的な検討評価を行わずに、落としどころを探ろうとする行為は、安全性の確保に努めるという原子力規制委員会の役割を放 | の懸念が生じており、現行の 5 年の経過措置期間を 3 年延長してほしいと提案がなされたのは事実ですが、これについては、原子力規制委員会で議論を重ねた結果、労働者個人に対する時間外労働の上限規制と、特定重大事故等対処施設設置工事全体の工事期間の延長との直接的な関係を示すエビデンスが確認できなかったため、改正労働基準法の施行を踏まえた建設業界の労働環境変化のみを理由に、経過措置規定を見直す必要はないと判断しています。 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 棄するものである。 | |
| 1-1-2-3 | 特定重大事故等対処施設の整備について起算点を変更する理由が理解できない。これまでの１０年の運用から完成したものが少ないという理由であるが、国として新規制基準において特定重大事故等対処施設整備を求める方針を決めたことから、猶予期間を５年として現行の運用は厳格に守るべきである。起算点変更による実質的な猶予期間延長は、考え方が安全側に働いているものではなく、更に、特定重大事故等対処施設の整備を求めた新規制基準の考え方、そのものがおかしかったと思わざるを得ない対応である。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-4 | 期限の緩和は、安全対策の完了を先送りするものであり、最新の基準を満たさない状態での施設稼働リスクを容認することにつながるため反対します。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-5 | テロ対策施設の設置期限の猶予に反対です。テロとはいつどんな理由でどのように起こされるのかが予想がつかないものです。それでも設置までの猶予期間を設けていたのに、間に合わないからと言ってさらに猶予期間を設けるというのでは、何のための新基準設定だったのでしょうか？こうして規制を緩めることは、結局福島第一原発の事故が防げなかった事態を繰り返すということに他なりません。政府が原発回帰を宣言している中で、これに忖度したと思われても仕方ない動きだとさえ感じられます。また政府が事実上の先制攻撃可能な軍事力をそなえようと向かっている中では、日本がテロの標的となる可能性が高まるということでもあります。私はそうした政策には反対ですが、現実にそのような環境が生まれようとしている中で、テロ対策規制を緩めるということでも | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | あり、これは危機管理として全く合理性がありません。 | |
| 1-1-2-6 | （1）改訂する理由が書いていない<br>今回の改訂は、特重施設の建設の猶予期間の起点を「設工認の日（＝本体工事開始の日）」から「使用前検査の日（＝本体運転開始の日）」に変えて、運転開始から 5 年間は特重施設がない原発でも運転を認めようとするものである。<br>この改定により、現在、特重施設なしで運転中の女川 2 号炉では現行の運転期限 20261-2-12 が 2029/12/25 へ、柏崎刈羽 6 号炉では 2029/9/1 が 2031/4/15 へ、島根 2 号炉では 2028/8/29 が 2030/1/9 へそれぞれ先送りされる（意見募集関連資料 1 の 17 ページ）。<br>このように改訂の内容は書いてあるものの、なぜ改訂するのか、その理由が書いていない。<br>その理由は、「特重施設の建設が間に合わない」という電力会社の陳情に応えるためであることを明確に書くべきである。<br>以前から、原子力規制委員会は特重施設のない原発の安全性に対するリスクについて、科学的・技術的な検討評価を行っていない。<br>今回の改訂により猶予期間がさらに延長されることになるが、原子力規制委員会は電力会社の陳情の事情は調べたものの、延長に伴う原発の安全性に対するリスクについて、科学的・技術的な検討評価を行わずに、陳情の「落としどころ」として起点変更を認めてしまった。<br>科学的・技術的な検討評価を行っていない非科学的で合理性のない改訂は認められない。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-7 | ・設置延長の猶予の実質的延長が、原発の安全性の向上に、具体的にどういう効果があるのか説明してください。安全性が低下するか、前と同 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | じ安全性なら、延長する根拠としては成り立ちません。規制庁は、特重がなくても良い理由として「当面、大丈夫だから」と言っています。猶予期間の実質延長によって、テロに遭遇する確率は明らかに増加します。そもそも原発の位置が明らかになっている時点で、あらゆる対策は意味がない（米国のイラクの地下深くの核施設への爆撃を思い出してください） | |
| 1-1-2-8 | 特定重大事故等対処施設（特重施設）は東電福島第一原発事故を教訓に、新規制基準の目玉として設置を義務付けたものです。元々新規制基準の施工日（2013 年 7 月）を起算点としていましたが、「本体の設計が固まらなければテロ対策施設の設計もできない」という事業者側の物理的・技術的な事情を考慮し、2016 年に設工認を起算点とすることに変更されました。これまで、5 年の猶予期間に間に合わず、運転を一時停止しなければならない原発もありましたが、当然のことです。猶予期間中に重大事故が起きなかったことをありがたいと思うべきです。<br>今回の改定は、安全を第一に考えるべき規制委員会が、猶予期間を延長するというとんでもないものです。間に合わないからと延長を求めていた女川原発の場合、改定すれば 3 年も猶予期間が後ろ倒しされ、今年 12 月に運転を止める必要がなくなります。特重施設がないままさらに 3 年間運転することを許すのですか？昨年１２月に青森県東方沖を震源とするマグニチュード（Ｍ）７・５の地震が起き、今年４月には三陸沖でＭ７・７の地震が発生、そして 6 月 25 日の岩手沖地震。この地域では空白域があり、さらに大きな地震が懸念されています。「特重施設を猶予せず、原発を止めていたらこんなことにはならなかった」という事態を規制委員会が生むことになります。今回の改正（改悪）をするべきではありません。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-9 | 私は原発の利活用そのものに反対ですが、原発の是非とは切り離して意見を提出します。<br><br>所謂「特重施設」や「第三電源」の設置猶予期間を延長すべきではありません。寧ろ、短縮させ、運転開始時（再稼働を含む）には運用できる状態にしておくよう、義務付けるべきです。<br>設置時期に関する規則を変更するなら、「特重施設」「第三電源」の運用が可能であることを確認できてから、プラントの使用前確認に進むように改めて下さい。<br><br>尚、この意見は私個人のもので、他の如何なる組織・個人とも関係のないことをお断りしておきます。<br>よろしくご査収下さい。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-10 | 特重施設等の経過措置期間の起算点の改正に反対です。<br>そもそも、原発を稼働させることにより発生する放射性廃棄物を、これ以上生み出してはならない。未来の人々を半永久的に苦悩させるからである。<br>特重施設等についていえば、少なくとも完成するまでは、原発を稼働させてはならない。現行の規定も誤りである。<br>ウクライナ、イラン、ＵＡＥなど、現に原発が武力攻撃を受けている。むしろリスクは増大しており、より厳格に運用しなければならない。それにもかかわらず、現行の規定よりも緩和することは、周辺住民のみならず広く国民を危険にさらすことになる。今回の変更は完全に誤っている。<br>国民の安全を犠牲にして、電力料金を少しでも安くしようとすること | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | は、不当なダンピングである。 | |
| 1-1-2-11 | 〈案に対して全般的意見＞2011 年に起こした福島第一の原発事故の反省により、見直された「バックフィット制度」の観点からすれば、必要不可欠な安全対策はどの点をとっても状来型の原発の安全対策は、基準地震動の設定など実際に日本国内で起きている地震の頻度や規模からみてとても十分だと思えない状況にあります。事故を起こした沸騰水型原発についても重大な欠陥を持っていることが米国をはじめとして海外からも指摘されて「改良型」等が導入されて来た経緯があります。要するに、事故後の新規制基準には不十分なポイントが多々あり、今回の「テロ対策」＝特定重大事故等対処施設の設置は本来は再稼働以前の工事完了しなければならないと大多数の国民が住民感覚で思ってきました。福島事故を顧みれば、自然災害も飛行機の落下事故もテロ攻撃もいつ起きるのか予測はつきません。佐賀県の玄海原発には、正体不明のドローンが法を無視して侵入したばかりで、警戒監視を強めているではありませんか？その中で、業者の工事の理由等によって、さらに延長するなどという暴挙を許してはならないのです。原子力規制委員会の委員たちの意見も当初は「猶予は認められない、原発は停止だ」と意見だったと聞いております。なぜ、このような猶予の案が出て来るのでしょうか、委員長の裁量で行われたのですか？福島第一原発事故で骨身に染みた教訓からの「バックフィット」制度の精神、つまり、新規制基準の遡及によってこれに叶わない原発施設は運転できないことは、決して動かせない必須のルールです。ただでさえ、不安定化する国際情勢の中、原発へのテロや攻撃のリスクは高まっていることも忘れてはなりません。原子炉建屋が破壊されて放射能が漏れ出して最後の準備が「放水砲」というお粗末な対策しか取れてないのです。原子炉建屋が破壊されても、遠 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 隔で 100 メートル以上離れた場所からリモートで操作が可能という施設もどれだけ有効性があるのか万全とは言えませんが、とにかくも安全第一、国民の安全無くして原発推進などありえませんので一度決定した期限は厳守、今回のテロ対策設備の猶予に関する「一部を改正する規則（案）」は、廃案を望みます。 | |
| 1-1-2-12 | 米国の原子力規制委員会は、2006 年と 2008 年に、日本の原子力安全・保安院（当時）所属の計 13 人を米国に呼び、テロ対策について情報提供したが、原子力安全・保安院は、他人事として捉え、日本の原発事業者に対して何も命じなかった（参考：朝日新聞特別報道部『プロメテウスの罠　福島原発事故、渾身の調査報道　５』）。たった１年でできる簡単なことすらさせなかったために、「冷やす」「閉じ込める」の基本ができず、経産省は、2011 年の福島第一原発事故を招いた。<br><br>その福島第一原発事故を教訓に、常設型のテロ施設を新規制基準で定めたにもかかわらず、いまだにそれを完成できない原発事業者のために、福島第一原発事故を教訓に設立された原子力規制委員会が、再稼働審査完了から 5 年以内にテロ対策施設ができればよいという（つまり、常設型のテロ対策施設は 5 年間はなくても稼働できる）とする規則改正をするのは、愚かだ。この規則改正案は破棄すべきである。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-13 | 起算点変更理由が明確ではない。<br>規制委員会の記者会見を見ているが、変更の理由は、これまでの１０年の運用がダメだったから変更しますという内容である。これに対し、出席した記者からは多くの意見が出されていることから、記者の方も納得が行っていないと思う。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 誰もが納得いくような明確な回答をしていただきたい。 | |
| 1-1-2-14 | 特重施設等の設置に係る経過措置規程の改正案について意見を述べます。先ずは、経過措置を規定する規則を変更する理由に正当性があるのか、その説明が十分になされていたのか、説明は不十分であったと言えます。原子力発電所などの原子炉が置かれている設備について、その安全性を突き詰めれば、これは社会の総体をも揺るがしかねないほどの重大な社会問題であるとの結論に至ります。<br>福島第一原発事故では 1 号機から３号機までが連鎖的に放射性物質を大量に空中及び海中に放出する事態となり、４号機においても使用済み核燃料が貯蔵されていたプールの水の冷却循環が不能となり、大量の放射性物質拡散が起きかねない事態となりました。このように事故状況が展開することとなったのは、同一敷地内に多数の原子炉が置かれていたことで、１基であっても過酷事故を起こせば、隣接する原子炉を適正に制御することが困難になることを想定していなかったことによります。このように事故の状況をあらかじめ想定することは、何を起点として事態がどのように進展する恐れがあるのか、人知の及ぶところでないという観念が必要だったのだと思います。つまり、事故態様をあらかじめ想定することは不可能であって、安全を合理的に考えるのであれば、「やれることはやっておく」という考え方無しに「安全側」に施設管理をすることは出来ないと知るべきなのです。<br>その考えに基づけば、既存の設備に対してその安全性を担保しようとすれば、規制のルールを安全側に維持することです。つまり、バックフィットの原則を厳守することが大切なのです。５年間の期限を設定したのであれば、それは安全側に維持されなければなりません。期限の始点及び終点を期限の先延ばし方向に移動させることは、安全維持の考え方に | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 反するものです。<br>特重施設設置期限の見直し案に関しては、これを認めることは以上の理由により出来ないと考えます。 | |
| 1-1-2-15 | １　この度の改正は、「電力会社において施設建設の期限が守れないので、実質、期限を延長した」という内容です。普通に考えれば、ほとんどの人がそう理解するはずです。ましてや規制委員会の委員の方や事務局の方がそう理解していないとはとても思えません。「５年は変えない」と言ったり、改正の必要性をいくら述べても、普通に考えれば「そんな理屈は通らない」ことは誰でも分かると思います。<br>委員の方、事務局の方には、このことを胸に手を当てて再度、考えて頂きたいです。<br><br>２　私は改正に反対します。これを認めて原子力発電所の安全性は本当に守れるのか、他も同じような事をしているのではないかと思わずにいられません。<br>仮に現状、とても施設の建設は間に合わない、原発を止めると電力供給に大きな影響を与えるというなら、規制内容は変えず、「現在対象となっている施設についてのみ例外的に延長を認める」という方が余程安全対策を重視しているし、原子力規制委員会への信頼を損ねることはないと思います。<br>こうした視点も含め、改正案は再検討されることを強く要望します。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-16 | 福島第一原発事故への反省から、規制委員会は新規性基準を定めた。それは従来、重大な自然災害や重大な人為的な災害を想定していなかったことへの反省から作られた安全性を高める基準であったはずである。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | この際、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応として、原子炉格納容器の破損を防止するため、可搬型の電源車に加え、「遠隔制御（緊急時制御室）」「注水ポンプ」「電源」などを備えた施設を設置することが義務付けられた。これが、「特定重大事故等対処施設（特重施設）」、いわゆる「テロ対策施設」である。<br><br>このテロ対策施設は建設に時間がかかるため、新規制基準の施行日から5年間の猶予が2013年には認められた。しかし、2016年には、施設の設計・工事の認可日を起算点としそれから5年間猶予することに緩和された。そして、今回は」原子炉の商業運転日を起算日とし、それから5年猶予するように緩和しようとしている。<br><br>つまり、テロ対策施設が未完成でも、運転できる期間が長くなる。これは、安全性を「新規性基準」の優先課題としてきた新規制基準の精神に逆行するものである。国民の命、安全よりも電力会社の都合を優先させるもので断じて容認できない。それでなくても毎日のようにある地震に、原発は大丈夫か？と怯える日々である。国民の命と安全を最優先に掲げる新規制基準の精神に戻るべきであり、この規制緩和は絶対にすべきではない。 | |
| 1-1-2-17 | 総論<br>経過措置期間の起算点を計画の認可の日から本体施設の使用前確認日に変更すると特定重大事故等対処施設が完成しないままに使用される期間が長くなる場合があるのでこれは避けるべきです。<br>私は地震国日本に原発は不向きであると考えるものですがそのうえ地 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 政学的緊張が高まっているという現在の状況に即応していません。<br>現行通りの規則のまま完成できなかったときは使用を停止しているに越したことはありません。<br>この規則の改正は不要です。 | |
| 1-1-2-18 | 本改訂は、本来設置が義務付けられた「」テロ対策施設（特重施設」がない状態で、原発の運転が長期化することを意味します。<br>何故、テロ対策施設が必要であるかという原点に立ち返る必要があります。事業者の事情を優先する今回の改訂には断固反対します。<br>本来はテロ対策施設が完成してから原発の運転を認めるべきであるのに、事業者の事情を斟酌し、設工認認可日を起点として 5 年以内となってしまった現状があります。本改訂はそれを更に、種々の理由をつけて商業運転開始から 5 年以内と先延ばしするものです。<br>規制委員会は住民、国民の安全性を最優先するという姿勢で原子力行政に当たって欲しいと考えます。本改訂には明確に反対します。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-19 | 事業者による労働環境の変化を理由に 3 年の延長を求める要求を却下したことは評価できます。しかし起算点変更という考え方は、実質的に経過措置期間の延長に等しくごまかしのように思えます。東電の原発事故での教訓の一つとして、安全保安院が経産省と同心円で推進ありきの存在と化し、安全優先の観点が欠けていたこともあります。そのため名前に偽りありの安全保安院から規制庁として生まれ変わり、中身も変わってくれたと期待していました。ところがいつの間にか規制庁も推進側に行ってしまいこちらも名前に偽りありで悲しい限りです。事業者を厳しくいさめるどころか救済してどうするのですか。政府の原発回帰の姿勢こそ許されませんが、規制庁が経産省から距離を置き安全第一で厳し | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | く立ち向かわなければ存在意義が問われます。東電の福島原発事故の時きっぱりと原発廃止という方向に進めなかった日本の将来が心配です。 | |
| 1-1-2-20 | 規則改正に反対します。<br>テロ対策の設置期限が延長されるということは、原発運転に危険性が生じると思います。絶対に事故があってはいけないのが原発だと思います。規制を緩めてはいけないと思います。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-21 | 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見<br>第一　意見の要旨<br>本改正案に強く反対する。<br>本改正は、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」）及び所内常設直流電源設備（３系統目）の設置に係る経過措置期間の起算点を、本体施設の設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」）の日から、本体施設の使用前確認日へと変更するものである。<br>「経過措置期間５年は変更しない」とされているが、実質的には原発の運転期間において、緩和期間が長期化することになり、規制要求への適合期限を後ろ倒しにする規制緩和にほかならない。<br>原子力規制委員会（以下「規制委」）は、テロ対策及びシビアアクシデント対策の要である特重施設の設置遅延という事業者側の構造的な問題を、規制の側から追認し続けているのが実情である。<br>第二　改正の背景と内容の確認<br>特重施設は、新規制基準施行後５年以内の設置を求められてきた。しかし 2016 年１月の経過措置規定改正（起算点を設置許可日から設工認 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 日へ変更）以降、約 10 年間の実績を検証したところ、特重施設の完成までに経過措置期間を超過した原発がほとんどであったことが、第 58 回原子力規制委員会の資料で報告されている。<br>　今回の改正は、この超過事実そのものについて是正を図るということではなく、起算日を、さらに後ろ倒しにすることで「超過」状態を解消しようとするものにほかならない。<br>第三　意見（反対理由）<br>　一　経過措置の形骸化と規制緩和の繰り返し<br>　2016 年の改正は、すでに一度、起算点を後退させる措置であった。今回はその 10 年後に、同じ論理構造で再び起算点を後退させるものであり、経過措置制度そのものが事業者の遅延実績に規制側が合わせる装置と化していると言わざるを得ない。<br>　参考１に示された審査と検査実績一覧を確認すると、新たな起算点（使用前確認日）で再計算した場合でさえ、関西電力高浜１号及び２号は、経過措置期間終了後にそれぞれ約２年２か月、約２年４か月の停止期間を要している。すなわち、今回の見直しを適用してもなお、複数の炉が新たな期限すら満たせない実態が示されているのである。起算点の変更は、特重の存在がないままに運転する期間が増えるだけであり、何の解決にもなっていない。<br>二　安全上の差異はないとする説明への疑義<br>　原子力規制庁は、本体施設の使用前確認以前は使用済燃料が十分に冷却されており、特重施設が必要となる状況の発生は考えにくいと説明している。しかし特重施設は、シビアアクシデント対策及びテロ対策のためのバックアップ対策として位置づけられており、その必要性は特定の燃料冷却状態のみに依拠するものではない。航空機衝突等の意図的な要因による事態は、燃料の冷却状況とは無関係に発生し得る。それにもか | |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | かわらず、経過措置期間を通じて特重施設のない状態での長期運転を追認する論理構成は、テロ対策施設としての本来の位置づけと明らかに整合しない。<br><br>第四　要請事項<br>　以上のとおり、本改正案は重大事故対策の根幹をなす特重設備の設置遅延が、構造的問題をはらんでいること、さらに、規制の起算点操作によってそれを覆い隠すものであり、やってはならない規制緩和の、最たるものである。規制委に対しては、以下を求める。<br>一　本改正案を撤回し、現行の経過措置規定を維持すること。<br>二　経過措置期間を超過している事業者に対しては、法定の期限を厳格に適用し、特重施設が未設置の状態での運転継続を認めないこと。 | |
| 1-1-2-22 | 改正案に反対です。<br>万が一の場合の危険を極力抑えるために特重施設の設置をするのに、「計画認可の日から５年以内」に設置するのはほとんど実現不可能だからという理由で延長するのは本末転倒です。特重施設が設置できてから（もしくはめどがついてから）本体を作るなどにできないんですか。計画認可から５年間に危険が起きる可能性は低いといっていますが、だからと言って先延ばしにしていい理由にはなりません。必要な安全対策を講じることができないのであれば、原発を作ることはできないと思います。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-23 | 特重施設の設置期間を永くするのは反対です。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-24 | 意見<br><br>今回の特重施設等の経過措置規制に関する「規則の一部の改正」を取りやめるべきである。<br><br>理由<br><br>・以下に示すように、今回の特重施設等の経過措置規制に関する「規則の一部の改正」には立法事実（改正しなければならない理由）が存在しない。<br><br>・今回の経過措置期間の起算点の変更により、特重施設等が設置されない状況での原子炉の稼働期間が延長されることになる。これはどうみても、明らかに、安全上のリスクを高める規制の緩和である。<br><br>・資料１の１３頁に「特重施設設置に係る経過措置の５年は、法令上経過措置を設置する際の一般的な期間として設定されたものであり、特重施設の設置の準備に要する期間を変更すべき理由は見当たらないことから変更しない。他方で、特重施設の完成までに当該経過措置期間を超過していることに関しては、当該経過措置期間の起算点を変更することで対応する。」とある。今回の「規則の一部の改正」により、経過措置期間の起算点が変更されることになるが、これによる効果・影響は、経過措置期間を延長することと全く変わりはない。例えば、女川２号機については、起算点が 2021.12.23 から３年先の 2024.12.24 に変更されることになるが、これが経過措置期間を３年間延長することと何ら変わりはない。今回の経過措置期間の起算点の変更は実質的に期間措置期間の | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 延長にあたるものである。なぜ、経過措置期間の変更には理由が見当たらないのに、経過措置期間の起算点の変更であれば理由があるとなるのか。全く理解できない。<br>・資料１の１３頁に起算点の変更について、「本体施設の設工認時点から変更しようとする場合、次の法令上の節目は、当該設工認に沿って設置された本体施設の使用前確認の確認日となる。この時点では、本体施設の新規制基準対応工事は完了し、シビアアクシデント対策に必要な訓練等が終了しており、特重施設の許認可手続き、工事に専念できる状況にあると考えられることから、これを経過措置期間の起算点とすることが適当である。」とある。2016 年 1 月に起算点を本体施設の設工認時点に変更した際には、「特重施設の審査を進めるためには、本体施設等の設計条件等が確定されることが前提となる」（第 58 回原子力規制委員会令和 8 年 02 月 18 日資料 4）との規制側の事情による明確な理由が示されていた。今回は、「専念できる状況にある」というが、専念したいというのはもっぱら個別の事業者側の都合によるものであり、なぜ専念できる状況にしなければならないのか、事業者側の事情によらない明確な理由が示されていない。<br><br>・原子力規制委員会は 2026 年 2 月 18 日の定例会合において、2025 年にあった、事業者からの「全てのプラントにおいて、経過措置期間を３年延長いただきたい」との申し出について、他律的条件としては認められないとの理由でこれを退けた。検討の過程で山中委員長は、「他律的な要因として何か事業者が避けきれない要因があれば、経過措置については考えましょうということは従来原子力規制委員会でも議論してきた」（原子力規制委員会 2025 年 12 月 24 日議事録）と述べていた。今回の起算点の変更による事実上の延長は、他律的な要因とはいえず、対応 | |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | が矛盾している。<br><br>・起算点の変更は、「特重施設の当該経過措置期間の超過」が原因とされている。超過期間の実績について事務局は、「（特殊事例と考えてもよい）高浜１、２を除いては数か月から１年以内ぐらいの期間全部はみ出している」（原子力規制委員会 2025 年 12 月 24 日議事録）と説明している。高浜１，２を除くと、これまでの実績で超過期間は８か月である。ところが、今回の変更方針により、女川２号機の経過措置はちょうど３年間延長されることになる。柏崎刈羽６号機については１年７か月余り、島根 2 号機については１年４か月余りといずれも１年を超えている。経過措置期間の超過を理由としながら、起算点変更による延長の期間は実績を大幅に超過している。今回の「規則の一部の改正」は、規制当局による事業者救済措置にすぎない。<br><br>・検討の過程で山中委員長は、「組織文化的あるいは倫理的な側面でいいますと、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓とか反省に基づけば、電力事業者というのは経営の最優先として安全確保をまず行うべきであるということと、継続的に安全性向上というのを図らなければならない。こういうことを事業者には求めてきたわけでございます」（原子力規制委員会 2025 年 12 月 24 日議事録）と述べていた。今回の「規則の一部の改正」は、東電原発事故の教訓として規制当局が事業者に求めていたことに反することを、規制当局自らが率先して行うことを意味する。当然のことながら、このようなことを規制当局が行うべきではない。 | |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-25 | 特重施設設置にかかる経過措置既定の見直し案に反対します。<br>そもそも新規制基準において、原子力発電所の安全対策として必要なものとして位置づけられているのですから、特重施設のない状態での運転はあってはならないことだと考えます。<br>建設までに時間がかかることから、例外的に猶予期間が設けられていますが、住民の安全を考えればこれ自体がおかしいと考えます。<br>原子力発電事業者は、発電事業によって利益を得るのですから、住民の安全を担保するのは企業として当然で、それが出来ないのであればやめるべきです。<br>原子力規制委員会は、今回の見直し案の考え方で「（変更時点では）本体施設の新規制基準対応工事は完了し、（中略）特重施設の許認可手続き、工事に専念できる状況にあると考えられることから（後略）起算点とすることが妥当である」としていますが、2016 年の改正で一度起算点を変えているのですから、その間に特重施設の許認可手続きを行うのは事業者として当然の責任です。再度の起算点変更は、あまりにも事業者の事情を斟酌して責任を免除し、住民の安全をないがしろにする考えではないでしょうか。また、見直し案の考え方の中に「変更した場合でも、（中略）特重施設が完成していない状況で運転する期間が大幅に増えることは想定されず（後略）」との考えは納得できません。東北電力女川発電所の例のように、完成していない状況での運転期間は確実に増えることになります。<br>以上のことから見直し案に反対します。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-26 | 令和８年６月３日開催の原子力規制委員会で、その前の第１回原子力規制委員会（2026 年４月１日開催）に提示された「特重施設等」設置に係る経過措置が規定された関係規則改正案について、「プラント本体の工 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 事計画の認可日から 5 年以内に設置するよう」求めていたものを、「本体の運転開始日（再稼働日）から 5 年以内」に変更することに反対します。<br>地震や気候変動による大規模災害が相次ぎ、また高市首相や防衛大臣などの国会答弁、防衛青書などでも再三わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していると警鐘を鳴らしている中、「特重施設等」の早期設置は待ったなしです。「プラント本体の工事計画の認可日から 5 年以内」という現行規定でも不安なのに、さらに緩和してどうするのですか？変更などあり得ません。 | |
| 1-1-2-27 | 規制緩和に反対です。<br>原発事故のことを考えると、安心して生活できない。<br>東電福島原発事故被害者の家族です。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-28 | 特重施設等の経過措置規制に関する「規則の一部の改正」を取りやめるべき。<br>経過措置期間の起算点を後ろにずらすことは、規制を緩和するものです。<br>本来、特重施設は、原子炉の運用開始時点で完成していなければならないもの。<br>安全上の機能でなく信頼性を高める施設というのは、詭弁です。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-29 | 福島第一原発事故の苦い経験から、新規制基準を満たさない原発は原則として稼働できないというルールになりました。ただ、テロ対策施設建設には時間がかかるので、例外的に設置までの猶予期間が認められ、新規制基準の施行日の 2013 年 7 月から 5 年以内に設置することとなりま | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | した。<br>私は、未設置の状態での稼働に反対でした。ところが、その上、2016 年に本体施設の設工認から 5 年以内とルールを緩和したではありませんか。<br>それどころか、現在、さらなる緩和を進めようとしており、余りの事業者寄りの行いに、福島第一原発事故の教訓が全く生かされていないと感じます。住民は不安と危険の中で生活せよといわんばかりで、国民の安全を確保すべき国の責任感の欠如した態度に怒りを覚えます。 | |
| 1-1-2-30 | 特重施設等の経過措置の起算点を後ろにずらすことに反対する。<br>事実上の経過措置期間の延長であり、規制の緩和である。<br>現在の経過措置が「現実的でない」などというのは誤りだ。<br>特重施設等を備えた原発を建てるのに時間がかかるという現実があるだけだ。<br>そのことが、事業者の経営にどう影響するか、国の原子力政策にどう影響するかは、規制委員会が関与することではない。<br>規制当局は、安全上必要な基準を満たさない原子炉は運転を認めないという立場を貫けばよい。<br>なお、特重施設が安全上の施設でなく信頼を高めるバックアップ施設だなどいうのは、詭弁に過ぎない。信頼を高めることは安全上必要なことだ。<br>規制委員会は、言葉遊びをすべきでない。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-31 | 特重施設は未だに終息の見込みがつかない福島原発事故のメルトダウンなどの事態を受けて、もし冷却できない事態になっても,<br>自立的に格納容器を冷やす能力を作るために、既存の設備に追加して作 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | るということになっていたはずです。<br>テロ対策などといって、秘密で進めているようですが、本当に効果があるかどうか公開して検討すべきだと思います。<br>今回改正として、（改悪だと思います）運転開始して５年以内に作ればいいと規則を変更するということですが、５年間はテロ・人災・天災が起こらないというなんの保証もありません。大きく知らせないことで市民に危機意識を持たせず、知らないうちに決めてしまおうということでしょうか？<br>運転から５年間と実質延長するのは反対です。<br>工事費・人材等で遅れるのも仕方ないということなら、原発の運転許可など出さずに国土の安全のために原発を廃止してください。 | |
| 1-1-2-32 | 意見）特重施設等の経過措置規制に関する「規則の一部の改正」を行わないでください。<br>理由）<br>　今回の経過措置期間の起算点の変更により、特重施設等が設置されない状況での原子炉の稼働期間が延長されることになります。これは明らかに、安全上のリスクを高める規制緩和につながります。<br><br>起算点の変更は「特重施設の当該経過措置期間の超過」が原因とされています。超過期間の実績について事務局は、「高浜１、２を除いては数か月から１年以内ぐらいの期間全部はみ出している」（原子力規制委員会 2025 年 12 月 24 日議事録）と説明しています。高浜１，２を除くと、これまでの実績で超過期間は８か月です。しかし今回の変更方針により、女川２号機の経過措置はちょうど３年間延長されることになります。柏崎刈羽６号機については１年７か月余り、島根 2 号機については | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | １年４か月余りといずれも１年を超えます。経過措置期間の超過を理由としながら、起算点変更による延長の期間は実績を大幅に超過しています。今回の「規則の一部の改正」は、規制当局による事業者救済措置にすぎません。<br>　３・１１東電原発事故の教訓として規制当局が事業者に求めていたことに反することを、規制当局自らが行うことを意味します。このようなことを規制当局が行うべきではないと思います。 | |
| 1-1-2-33 | テロ対策施設は、原発を安全に保つ上で必要だということで建てられる施設ですよね。その施設が完全に建設されてないのに原発を動かすことなどあり得ません。猶予など、市民として受け入れられるものではありません。施設が完成するまでは原発は動かしては行けません。国は安全を守り、国民を守らなければいけない義務があることを忘れないで下さい。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-34 | 本改正の趣旨は、特重施設の建設に当たって設けられていた 5 年間の猶予期間の起算点を、「本体施設の設工認（設計及び工事の計画の認可）」から「本体施設の使用前確認日」に後ろ倒しにすることにより、実質的に後ろ倒しにするものである。［　　］は以下の理由でこれに反対し、本改正の撤回を求める。<br><br>１．特重施設なしで原発を運転できる期間が長期化する<br><br>特重施設なしで原発を運転できる期間が長期化する。たとえば東北電力女川原発の場合、以下のように 3 年程度、期限が後ろ倒しとなる。<br>・従来のルール（設工認認可日：2021 年 12 月を起点）：期限は 2026 年 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 12 月<br>・今回の改定案（使用前確認日：2024 年 12 月を起点）： 期限は 2029 年 12 月<br><br>本来、女川原発の特重の期限は今年 12 月であり、それまでに特重が完成しない可能性が高かったため、その時点で東北電力は女川原発を停止せざるをえないと見られていた。周辺住民は、新規制基準を満たしていない状態の原発の稼働のリスクをさらに 3 年、受け入れなければならないことを意味している。住民を守る観点から看過できない。<br><br>２．バックフィット制度を蔑ろにする<br><br>2013 年 7 月に施行された新規制基準では、既存の原発に対しても最新の基準を遡及適用するバックフィット制度が導入された。これにより、新規制基準を満たさない原発は原則として稼働できないルールとなった。<br>しかし、特重施設は建設に時間がかかることから、例外的に設置までの猶予期間が認められた。当初は「新規制基準の施行日（2013 年 7 月）」を起算点とし、5 年後の設置を求めたが、2016 年に「本体施設の設工認」を起算点とすることに変更された。<br>本来的には、特重施設と言えども、建設してはじめて新規制基準が満たされることには変わらず、特重施設が建設後にはじめて再稼働を認めるべきである。相次ぐ期限の後ろ倒しは事業者側に寄り添い、規制委自ら定めた新規制基準を蔑ろにし、ひいては住民・国民の安全を犠牲にする。<br><br>３．根拠がなく、従来の議論とも整合しない | |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 2016 年の際の本体施設の設工認を起算点としたことについては、「本体の設計が固まらなければ特重の設計もできない」という事業者側の物理的・技術的な事情を考慮したという、一応の理由があった。しかし、今回、「本体施設の使用前確認日」としたことには根拠がない。事業者が特重の建設に、5 年では間に合わないという現実に、規制をあわせたにすぎない。しかも、起算点を後ろ倒しにすることにより、「期限延長」とみられることを避けるというごまかしも含まれている。<br>これは、事業者の度重なる要請を拒否してきた今までの原子力規制委員会における議論とも整合しない。<br><br>４．事業者の都合により、安全性を犠牲にする<br><br>特重が航空機衝突などによって引き起こされる過酷事故対策として万全なわけではないが、特重があることにより、過酷事故に進展する可能性は少しは低くなることは期待される。だからこそ、新規制基準に盛り込まれたはずである。それなのに、事業者側の都合により、規制緩和を行えば、安全性を犠牲にし、原子力規制の信頼性を低める悪しき前例となる。 | |
| 1-1-2-35 | 特定重大事故等対処施設（特重）の設置に関する一部改正案に反対します。特重施設なしで原発を動かすことは大変危険です。現在の基準は、稼働の認可から 5 年以内に特重施設を建てることが出来なければ、原発は稼働を止めなければならないとなっています。改正案は原発の稼働から 5 年以内に特重施設を建てることが出来なければ原発を止めなければならないに変える案です。これでは稼働出来る期間が延びてしまいま | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | す。現在の世界情勢や日本政府の対応を見れば、原発はいつ攻撃されてもおかしくないと思います。特重施設なしの原発が攻撃されれば、放射能が漏れて日本が福島原発苛烈事故で経験している通りの甚大な被害が予想されます。特に 4 月に再稼働した柏崎刈羽原発は繰り返し不具合を起こしている老朽原発です。この脆い原発を特重施設なしの状態で攻撃されたらと想像するだけでぞっとします。 この改正案に反対します。 | |
| 1-1-2-36 | 意見の対象となる案件<br>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案）<br>意見：<br>本来は特重完成まで原発稼働を停止すべきですが、百歩譲って現在の特重の猶予期間を延長すべきではありません。<br>理由：<br>１．特重の目的は、福島原発事故の教訓から、炉心溶融を起こさないために自律的に格納容器に冷却能力を持たせることにあります。<br>２．想定外事故（テロ、地震・津波・火山噴火等）に対処できることにあります。これらは、いつ発生するか分かりません。予測できません。<br>・アメリカの９１１テロを予測できていましたか？<br>・阪神大震災を予知できていましたか？<br>・能登半島地震を予知できていましたか？<br>３．特重施設のないまま原発を稼働することは、ブレーキのない車の運転と同じではありませんか。車検で合格する訳がありません。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-37 | 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案）」は不要。改正は反対。安全のための施設設備の製造が間に合わないなら、できるまで使用しないことが当たり前。決めたことを守ることが原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課の仕事ではないのか。業者の都合と国土の安全のどちらを優先すべきか、しっかりしてほしい。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-38 | 東電福島原発事故を経験したことにより、重要な施設として特定重大事故等対処施設の設置が義務付けられたのにも関わらず、設置が遅れても原発を稼働させてよいという許可は、とうてい受け入れられない。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-39 | 2,特重施設等の設置に係る経過措置の開始日を、本体施設の設工認から使用前確認日への変更としたいとのことだが、使用前日こそなかなか日にちが決めることができない日にちになるのではないだろうか。外的要因や工事業者側の工事期間を含め、さまざまな問題によってゆれ動く日にちとなる不安がある。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-40 | 原子力発電は危険性のとても高いものだが、その危険性を軽減するための措置を行う猶予期間が緩和されることは、できないならやめるべきところを、逆に安全性を軽視して、被規制側の都合に合わせさせるものである。<br>当然、やらねばならないことを先延ばしにして危険な状態が長く続くことを許容することにつながり、好ましくない。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-41 | ②今回の経過措置期間起算点の見直しの理由は理由とならない。これまでに設置完了した原発もある。期間内に完了しなかった原発の平均遅延期間は5ヵ月程である。この遅延の要因は何によるのか不明である。この点を検討し、期間内完成を目指すべきである。<br>③設置猶予を設工認からを、使用前検査から5年以内に動かすことで、住民の安心・安全をおびやかす期間をさらに広げることになるこの改正はやめてください。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-42 | この規則改訂はすべきではない。撤回を求める。安全に関わる規則等はより安全にするために改訂がされるべきもののはずである。今回の改訂で「より安全になる」のだろうか。そのような説明は、規制庁担当からも規制委員からも一言もなかった。「事業者が規定の期間内に設置ができない現実があるから、できないことを要求しない」ということしか聞かれなかった。事業者ができない現実に合わせて、要求すべきことを変える（緩める）ことで、「規制する側の役割＝確かな規制で人と環境を守る」ことができるのかと問いたい。2022年「40年運転期間」を炉規法からなくした際に、石渡委員が「この改訂はより安全にしていくための改訂とは言えない」との主旨で反対したことを思い起こさせる。規制機関は、かつて前更田委員長や山中委員長も言っていたように、事業者に継続的な安全向上を求め、ふだんの努力で安全高めるようにしていくべき。設置するまで炉を停止しておく方が「特重」なしでの運転をするより安全なのは自明の理。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-43 | 意見/特定重大事故等対処施設に対する経過期間を延長するものであり、反対である。<br>理由/設計計画が確認されてから五年の経過期限を施設完成時に後ろ倒 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | しするものであり、規制の空白期間が長くなる。原発はこれ以上増えて欲しくない。一般国民の率直な意見である。 | |
| 1-1-2-44 | 令和 8 年度第 12 回原子力規制委員会資料 1」p. 13<br>「本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくいことを踏まえれば、現行の経過措置との安全上の大きな差異はないと考えられる。」について<br>現行の経過措置にしても、使用済み核燃料が十分に冷却された状態において、特重施設が完成することは求めておらず、実績として、多くの原発が新規制基準に適合して再稼働をしてから 4 年以上、特重施設がないまま運転をしてきた。その間には燃料交換も行われ、非常に危険性の高いホットな使用済み核燃料が使用済み燃料プールに貯蔵された。このような状態で、脆弱性の高い使用済み燃料プールの冷却ができなくなる事態に備えて特重施設は必要である。東京電力福島第一原発事故で 4 号機の使用済み燃料プールが冷却できずに危機的な状況となった恐怖を忘れてはいけない。<br>　今回、工事計画認可から 5 年としていた特重施設設置の経過措置期間を、本体施設の使用前確認日から 5 年とする改悪を行うことで、原発の危険性が高まるのは明らかであり、東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、少なくとも本件改正は行ってはならない。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-45 | ２．本件改正は、期限の起算点を後ろにずらすことによる実質的な期限延長と理解されます。<br>しかし、現行の「設工認から 5 年」という制度設計は合理的だったのか？その制度設計はなぜ現実と乖離したのか？そして、本件改正は十分 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | な根拠に基づくものか？それらの説明は不十分と言わざるを得ません。まずは、現行制度の設計がなぜ現実と乖離したのか、その検証結果を十分に示した上で制度改正の必要性を検討すべきです。その説明が十分でないまま規則・基準を改正することは、規制行政及び規則・基準に対する信頼性を損なうおそれがあります。<br><br>以上の点から、私は本件改正に反対し、さらなる慎重な検討を求めるものです。 | |
| 1-1-2-46 | 【該当箇所】<br>特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置期限の起算点を「本体施設の設計・工事計画の認可日」から「営業運転開始（使用前確認の確認日）」等へ変更する措置、および未完成状態での運転・再稼働を容認する経過措置に関する条項全般<br>【意見の趣旨】<br>特重施設の設置期限を事実上後ろ倒しにし、施設が未完成のままでの原発運転を容認する一切の規則改正に強く反対する。<br>現行の安全基準が制定されてから 13 年が経過しているにもかかわらず、未だに義務を果たせない特定の事業者を救済するためにルールを捻じ曲げる本改正案は、安全規制の自殺行為であり、全面撤回を求める。<br>【意見の理由】<br>特定プラント（女川 2 号機、柏崎刈羽 6・7 号機、島根 2 号機等）の「能力不足」に対する不当な救済<br>今回の改正案は、期限内（例：東北電力・女川 2 号機は 2026 年 12 月、東京電力・柏崎刈羽 7 号機は 2025 年 10 月に既に期限超過など）に特重施設を完成させられない見込みの事業者やプラントを、ピンポイントで | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 救済するための「制度の改ざん」と言わざるを得ない。<br>テロ対策施設の設置を義務付けた現行の新規制基準は、2013 年の制定からすでに 13 年が経過している。さらに、実際の設置期限についても「本体工事の計画認可から 5 年」という、十分な建設猶予期間が二重に与えられていた。<br>この 13 年という長期間、最優先課題として工事を完遂できなかった東北電力（女川原発 2 号機）、東京電力（柏崎刈羽原発 6・7 号機）、中国電力（島根原発 2 号機）などの事業者は、炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号（第二章の四第二節）が定める「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」を根本的に欠いているとみなすべきである。工事の見通しの甘さやガバナンス欠如という事業者側の能力不足を、国が規則を曲げて「起算点の変更」というウルトラ C で猶予を継ぎ足すなど本末転倒である。<br>「施設なしでの運転」がもたらす安全保障上の致命的リスク<br>特重施設は、従来の代替設備等では防御不可能な「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」という最悪の事態から、国民の生命を守る「最後の砦」として義務化されたはずである。<br>「特重施設が未完成であっても代替措置があるから運転可能」とする論理は、自らが定めた新規制基準の必要性を全否定する自己矛盾に他ならない。救済対象となる原発が、特重施設のない無防備な状態で運転を継続・再稼働することは、その地域住民および国民をテロのリスクに晒し続けることであり、経済性や電力供給の都合を優先して安全対策を後回しにする「規制の虜」への逆行である。<br>【結論】<br>13 年という歳月がありながら義務を果たせなかった事業者の能力不足を、規制緩和という形で穴埋めすることは断じて許されない。期限内に | |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 特重施設を完成できないプラントは、炉規法第二節の精神に基づき、例外なく即時に「運転停止」または「再稼働不認可」とすべきである。 | |
| 1-1-2-47 | 原発のテロ対策施設（特定重大事故等対処施設＝特重施設）は、「原発本体の設計・工事計画認可から 5 年以内」に完成させることが新規制基準で求められており、これまで、この設置期限に間に合わなかった原発は施設完成まで運転を停止する措置が取られてきました。ところが今、原子力規制委員会は、その「5 年以内」の起算点を「営業運転開始から」に変更し、特重施設が未完成のまま運転できる猶予期間を、事実上、延長する規則改正を行なおうとしています。<br>この規則改正の議論は、昨年 10 月に東北電力を筆頭とした原子力事業者が「特重施設設置期限を 3 年延長して欲しい」と規制委員会に要望したことから始まっています。原発を止めたくない事業者の要望を受け入れたものであり、まさに事業者救済のための規制緩和だという他ありません。<br>私たちの宮城県に立地する女川原発 2 号機は今年 12 月に特重施設の設置期限を迎え、完成予定の 2028 年 8 月まで運転を止めなければならないはずでしたが、この規則改正によって運転を継続できることになります。そのとき優先されているのは事業者の利益であり、削られているのは私たち宮城県民・原発地元住民の安全です。<br><br>このような規則改正に抗議し、撤回することを求めます。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-48 | 意見申します。<br>「2016 年 1 月にこの経過措置が緩和され、「原発の本体施設の設計及び工事の計画の認可」（「設工認」を起点として、そこから 5 年を期限する | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | ことになりました。」<br>ということで既に緩和措置がとられている上に、尚且つ電力会社の要望で延長とのことですが、甘すぎます、原発の運転に必要だから命じた処置のはずです。それが出来ないなら運転を止めるしかありません。何のための規制庁ですか、しっかりしてください。 | |
| 1-1-2-49 | 今までにない厳しい安全基準を整えそれを根拠に原発稼働を認可するというものだったはず。本来テロ対策がなされない状態で運転している事自体がおかしいのに、さらに猶予を与えるということはあり得ない。業者に合わせてルールを変更するのでは、規制の意味がない。改正しないで頂きたい。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-50 | 今回の見直しは、設置期限の起算点が「使用前検査」当日となり、経過措置期間は５年ということです。見直しが制度化されれば特重施設がない状態での原発の運転が延長されます。柏崎刈羽原発６号機は特重施設のない状態で１年７か月の運転が延長されます。世界情勢などもあり、住民の重大事故への危惧と不安がより増大します。<br>見直しは原発を運転する事業者の意と利益を考慮した事業者側に立った変更です。<br>規制委員会は事業者への規制を厳格に行うべきです。福島原発事故後、新規制基準では特重施設の設置が義務漬けけられました。世界情勢もあり、住民の重大事故への危惧、不安の増大を考慮するならば特重設置期間を延長すべきでない。<br>　今回の変更には反対です。起算点を「使用前検査」当日でなく、「設工認」当日に戻してください。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-51 | 改定する必要はない。<br>「経過措置の起算点を設計及び工事の計画の認可日から本体施設の使用前確認日に変更する。」との改定案だが、なぜ改定する必要があるのか、理由がわからない。<br>電力会社の事情を斟酌しているとすれば、規制委員会の責務放棄であると思う。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-52 | ロシアによるウクライナ侵攻からの戦争、アメリカとイスラエルによる国際法違反の先制攻撃によるイランでの戦争、そこで起こってることを国民は見ている。原発が狙われるこやとが定石になっていること、そしてテロに限らずドローンによる攻撃がとてつもなく効果的ということは皆わかっている。にも関わらず国民の安全ではなく、事業者の原発を止めたくないという要望に、規制委員会がそれに合わせる形で安全対策を、「使用前検査の認可日」から５年以内にと更に先延ばする。完全な規制の虜。規制委員会の存在意義から、こんな決定許されるわけがない。撤回すべき。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-53 | 原発:テロは対策施設完成を待たぬ？？対策先送りの危うさ？？<br><br>■再び延ばす猶予期限<br>　原子力発電所にはテロ対策施設を設けなければならないことが決まっています。けれども、その施設が出来あがるまで原発を動かせる猶予期限を国は更に先に延ばすために規則を変えようとしています。<br>■期限先延ばしは通じない<br>　働き方改革などで建設業界の仕事の仕方が変わりました。そのために施設を建てるのが遅れているのだといいます。電力会社がその事を在ら | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | かじめ見通すのは確かに難しかったでしょう。けれども、だからと言ってテロを行なう側は「工事の遅れ」に合わせてテロを待ってくれたりはしません。原発では、テロ対策施設の重みがむしろ今増しています。<br><br>■原発攻撃の現実性<br>　原発への攻撃は今や絵空事ではありません。ロシアによるウクライナ侵攻に伴なう戦争では現実に、ザポリージャ原発が幾たびも攻撃を受けています。原発への攻撃は起こりうる事であるだけではありません。今目（ま）さに起こっている事なのです。ドローンの技術も進んできています。これに因って、攻撃する側が自らの身を危うくせずに原発を狙えるようになってきました。だからこそ、原発にはテロ対策施設が要るのです。この施設は、万一の場合でも原子炉を冷やせる緊急制御施設です。遠くから操作して原子炉に水を入れるというものです。こうした備えが無いままで原発を動かし続けるというのは余りにも危ういです。<br><br>■期限延長は認められない<br>　原発は、大きな事故が一たび起これば広い国土を汚してしまいます。多くの人々が古里に住めなくしてしまいます。ですから、必要な施設の設置期限を電力会社の都合によって先に延ばすことが有ってはなりません。規則の「改正」に私は反対いたします。 | |
| 1-1-2-54 | 原子力規制が安全よりも事業者優先でよいのか？原発「テロ対策」施設の猶予延長？<br>東京電力福島第一原発事故後、原発の規制が見直され、テロ攻撃などの航空機の衝突に備える「特重施設（特定重大事故等対処施設、いわゆる「テロ対策施設」）」の設置が義務付けられました。本来、この施設がな | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | い状態での原発の運転は認められないはずですが、「建設に時間がかかる」という事業者の事情を考慮し、特別に「5 年間」という期限付きの猶予が認められてきました。<br>2016 年 1 月にこの経過措置が緩和され、「原発の本体施設の設計及び工事の計画の認可」(「設工認」を起点として、そこから 5 年を期限することになりました。今回出されている案は、起点をさらに後ろ倒しにして、本体施設の使用前確認日（商業運転開始の直前）から 5 年にするというものです。<br>この動きに背景には、原子力事業者の強い要請があったといいます。期限までに「テロ対策施設」が建設できなければ、原発を停止せざるをえなくなるからです。安全上必要だからとして導入した規制を、事業者側の都合でどんどん緩めてしまってよいのでしょうか。<br><br>日本の「国家安全保障戦略」では、日本は「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」に直面しているとの認識が示されており、背景として「北朝鮮は核・ミサイル開発に着手し、中国は国防予算を毎年増大させて軍事力を向上させ、日本が新たな脅威に直面する時代に入った」と述べ、こうした脅威が、日本政府によって「現状変更の動き」と評価する行動に密接につながるようになり、日本周辺の安全保障環境におけるリスクがより深刻化していると説明しています。一方で不安定化する国際情勢として、危機を煽り、それを背景にして防衛費を増額し軍備強化や監視体制の抜本的強化にやっきになっているにもかかわらず、原発に限っては、原子力事業者の都合を、安全性に優先させていいのでしょうか。原発へのテロや攻撃のリスクは高まっているのではないのですか。<br>あきらかに、二重基準です。 | |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 以下の点について要請します。<br>１．原子力規制委員会は、福島第一原発事故の教訓に立ち返り、特重施設（テロ対策施設）の経過措置期間を延長（始点の変更を含む）すべきではありません。<br>２．建設が間に合わないのであれば、ルール通り原子炉を停止させるよう、厳格な規制を維持することを強く求めます。<br>３．事業者による工事に時間がかかることを理由に規制を緩めることは、福島第一原発事故の教訓を踏まえて導入された「バックフィット（新基準の遡及適用）」の精神を根底から覆すものです。<br>＜背景の説明＞<br>特重施設の重要性と「5 年」の猶予について<br>特定重大事故等対処施設は、「故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより、炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいても、原子炉圧力容器の破損による敷地外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための施設」として、新規制基準において設置が義務付けられた施設です。本来、設置なしでの稼働は認められないものですが、本体施設の設計及び工事計画認可（設工認）から５年間の「経過措置期間」が設けられました。この 5 年間は、特重施設がなくても原発の稼働ができてしまいます。５年を経過しても特重施設が完成しない場合、原発を止めなくてはなりません。<br>「建設が間に合わない」ことを理由に、さらに規制緩和するのか<br>2025 年に東北電力など原発を持つ事業者及び ATENA（事業者による任意団体）は、法改定による建設業界の労働環境の変化という「他律的な要因」（法制度の変化など外部的な要因）を理由に、全プラントについて、経過措置期間を３年延長するよう要求しました。これに対し、原子力規制委員会は、他律的要因としては認められないとし、2026 年 2 月 18 日 | |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | の定例会合において、最終的に要求を拒否するとの結論を確認しました。しかし、山中委員長は同じ会合において、建設が間に合わないこれまでの実績を理由に、経過措置期間を実質的に延長する検討に入るよう事務局に指示を出しました。<br>「バックフィット」制度の形骸化<br>福島第一原発事故の教訓から、新たな基準が導入された場合、それに適合しないうちは原発の稼働を認めない「バックフィット」という制度が採用されました。この趣旨に従えば、特重施設の設置が新規制基準に盛り込まれた段階で、本体施設と同様に一切の経過措置期間を認めるべきではありません。それを、「工事に時間がかかる」という理由で、規制当局の側から逆に延長しようというのは本末転倒です。<br>安全性を犠牲にした再稼働の優先<br>特重施設が未完成のまま運転を続けさせることは、万が一の際の重大なリスクを住民に押し付けることに他なりません。期間の延長は、安全よりも事業者の経済性や再稼働のスピードを優先させる行為です。 | |
| 1-1-2-55 | 特重施設はテロ等により炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに対し、放射性物質の放出を抑制するための施設ですから、いつ、どこからそのような攻撃を受けるか予測も立たない課題に対して、常に備えているべき施設として設置が義務付けられたことと思います。<br>当初の期限に建設完了できない事業者の延長希望をかなえるかのような、規制委員会の容認にはまったく納得いきません。<br><br>設置のための経過措置期間は、2013 年の新規制基準施行時に 5 年と設定され、2016 年の規定改正以後、起算点を新規制基準施行日から各プラントの設計及び工事計画の認可（設工認）日に変更されたが、設置ま | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | での猶予期間は引き続き 5 年でした。<br><br>今後は設置期限を、「原子力発電所の運転開始から 5 年以内」に変更となれば、実質的に特重施設のないまま運転できてしまう期間が延長されると思います。<br><br>原発そのものに反対ですが、今の政権は戦争への道に進んでいると思われ、海岸線にたくさんの原発が存在し、稼働していなくても「使用済み燃料プール」は冷却し続けなければならず、攻撃を受けて破壊されれば甚大な放射能災禍に見舞われます。稼働原発と同じように大きな危険性を孕んでいることを考えれば、攻撃される可能性を極力減らすための外交、相互の理解と対話による平和外交こそが求められているはずです。<br><br>しかし、軍拡政策のもとに軍事大国化していこうとする日本において、原発のテロ等対策施設は必須と言わねばなりません。<br><br>電力会社の求めに応じるような、実質的に猶予期間の延長となる本案に反対します。 | |
| 1-1-2-56 | 意見<br>特別重大事故等対処施設の猶予期間に関する起算点変更は、規制の緩和であり、規制委員会の役割を放棄するに値する決定である。<br>これらの点から、今回の決定内容を認めることはできない。<br>理由<br>特別重大事故等対処施設は新規制基準で設置を義務付けられた設備であるにもかかわらず、設置に猶予期間が設けられている事自体が原発の | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 安全を蔑ろにする事である。<br>その上、この猶予期間の起算点を変更し、実質的に猶予期間を延長する事は、大地震の可能性の高さや世界情勢を踏まえても原発の安全対策の先送りであり、規制の緩和以外の何ものでもない。<br>又、この変更決定の発議がATENAから規制委員会に対し持ち込まれたものである。即ち原子力産業団体側から持ち込まれた事が規制委員会で取り上げられ、検討された。その検討過程で、安全に関わるもう一方である住民側からの検討点が一つもなされなかった。この点で、福島事故を踏まえて作られた規制委員会の重要な役割を、委員会自身が放棄した事を示している。 | |
| 1-1-2-57 | 2、この「設工認から5年」が工事実績では超過しているのがほとんどであったから、今回「本体施設の使用前確認日に変更する」というのであるが、「ルールが守られないからルールを変更する」ということであれば、そもそもそのルールは何だったのか？ということにならないか。例えば、「横断歩道では車は止まり歩行者を通す」というルールが守られないから、「横断歩道では車は止まらなくてもいい」あるいは「横断歩道では車が止まる規則は5年猶予する」と変更するのと同じではないか。安全のためのルールが、「現実」の名のもとに緩和されているのではないか。<br>3、「上記のように変更した場合でも、現行の経過措置に基づく実績と比べて特重施設が完成していない状況で運転する期間が大幅に増えることは想定されず」とあるが、実際には、例えば女川原発2号機の例では、「現行の経過措置」では2026年12月までが期限なのに対し、この「改正案」では2029年12月と、3年も大幅に増えるので、この説明はウソまたはゴマカシではないか。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 4、また、「本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくい」とあるが、女川原発 2 号機は 2026 年 6 月に定期点検が終了し、ホットな使用済燃料が新たに 80 体発生しており、これは「十分に冷却」されてはいない。これもウソまたはゴマカシではないか。<br>5、山中委員長は記者会見で「ATENA から、特に東北電力の女川原発の特定重大事故等対処施設の設置期限の延長についての他律的要因としての『働き方改革』を挙げられて延長したいと申し出られたわけですけども、我々議論をした上で、他律的要因としては、それは認められないということで否定させて頂きました」と述べていたが、この「改正案」は、東北電力などが要望した「3 年延長」が現実的には実現する結果になっている。これでは規制委員会が事業者の言い分を聞いた「規制の虜」になっているといわれても仕方がないと思うがいかがか。 | |
| 1-1-2-58 | まず、特重施設自体が意図的な航空機衝突等のテロ対策として、本当に機能するか否か、情報開示が不十分なため、適切な判断は困難である。ただし、新規制基準において、特重施設設置はいわば目玉の一つであり、例えば運転開始の地元同意もこれを前提としていたはずである。<br>今回の規則改正は単に起算点を変更するという体裁を取りながら、実態としては、特重施設無しでの運転期間の長期化を図るものに他ならない。<br>今回の規則改正は、2025 年 10 月、原子力エネルギー協議会（ATENA）による猶予期間の 3 年延長の要請を実質的に受け入れたものに他ならず（女川原発の事例）、福島原発事故の教訓を踏まえた、安全最優先の原子力規制という、貴委員会の責務を自ら放棄したとみなさざるを得ない。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 以上の観点から、起算点反映を行う今回の規則改正には強く反対する。 | |
| 1-1-2-59 | テロ、紛争の際の安全性強化という目的は重要かと思いますが、ここではもともと地震国で、耐震性も低い原発に関して、電力会社が、停止したくない、続けたいから助けてください、という要求を受けた甘い基準変更ではないかと思います。安全強化というなら、地域、従業員の保護を第一に考えてほしいのですが、何かをあいまいにしたまま、期限延長を受け入れた、という恰好ではないかと感じます。規制庁、原子力業者、政府以外に、決定会議には、市民、元プラント技術者、学者などの参加を可能とする、オープンな話し合いが必要だと思います。なぜか利権のある人たちだけの、なあなあな状態は終わりにしたいです。原発はもう新しく建てることは不可能ですし、再稼働も無理です。テロ対策します、という誇大広告も、なくてもよい、というから、延長 OK で原発推進していく姿勢は、世界に逆こうしており、地域環境、住民を考えていないのではないでしょうか。認められません。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-60 | 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第５号）」、並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第６号）」の改正に反対する。その理由を以下に述べる。<br><br>本規則の改正とは、いわゆる「特定重大事故等対処施設（特重施設）」、または「テロ対策施設」と言われる施設建設に関わる規則の改正である。同施設は、本来であれば原子力規制委員会の新規制基準への適合性審査が行なわれる時点で、既に完成しており、実用発電用原子炉及びその附 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 属施設として審査の対象になるはずのものである。それが、適合性審査対象から外されて原子力発電所が稼働して後にも、施設建設完成の猶予期間を与えられていたのは、建設に時間がかかるという当に例外扱いであった。<br>　然るに、今次改正案はその例外を更に例外として扱うという、電力会社に特権的地位を与えるものである。例えば、猶予を最も強く要請している東北電力女川原発 2 号機の場合、設工認認可日を起点とする従来のルールに従えば、2021 年 12 月が起点であるから、猶予期限は 2026 年 12 月である。つまり、今年末であって、いわば焦眉の急に迫っている。しかし、今次改正案に従えば、起点を使用前確認日の 2024 年 12 月とするから、猶予期限は 2029 年 12 月となり丸々3 年間後ろ倒し、つまり期間延長となり、会社はやれやれと息を継ぐことができる、という訳である。<br><br>　では、電力会社の要請に従って「テロ対策施設」建設の延長を認めることの、国民としてのメリットとデメリットは何であろうか。<br>　メリットとして考えられることは何もない。電力会社が救済されるだけである。<br>　デメリットは、「テロ対策施設」なしの、新規制基準に合致しないままで原子力発電所の稼働期間が延長され、その分不安定さや危険度が高まることである。<br>　歴代原子力規制委員会委員長は、原子力発電所が新規制基準に合格しても、新規制基準はあくまで適合性を確認するためのものであり、それによって原子力発電所の「絶対的な安全」が保証されるものではないと繰り返し述べている。「テロ対策施設」なしの、危険な状態がさらに延長することは国民として容認できない。 | |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-61 | 規制委員会は事業者からの希望に沿って審査基準を緩めているのではないか。国会事故調の報告書では福島原発事故を「人災」と認定し、その理由のひとつとして「規制の虜」になっていたことを挙げていた。また規制委員会と事業者との関係は「規制の虜」となっているのではないか。<br>事業者からの要望をきいて、安全側ではなく、安全性を軽んじる方向へ規制を緩めるのをやめるべきだ。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-62 | 二言目には、「福島の教訓」を持ち出すが、国会事故調の福島事故の根本原因は、「規制のとりこ」つまり、規制側が事業者側に取り込まれたことが根本原因だと冒頭で述べている。<br><br>特重の設置は、新規制基準で義務付けられている。当初は新規制基準施行後5年以内だった。それが事業者側の要求に、2度目の、実質の延長がなされてようとしている。「福島の教訓」は、一体何処へ行ってしまったのか？今の状況は「規制のとりこ」そのものではないか？<br><br>「バックアップだから」とか「当面大丈夫」とかの言い訳は見苦しい限り。「政策判断」と「経済界の要求」だけは聞く規制委員会は「独立」とそれでも言えるのか？<br><br>規制委員会の設置法を読んだことがありますか？<br><br>（任務）<br>第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | の確保を図ること | |
| 1-1-2-63 | 特重施設等の経過措置規制に関する「規則の一部の改正」を取りやめるべきである。<br>理由：原子力発電所の安全第一であり、電力会社の自己都合による甘えを受け入れてはいけない。浜岡原発の地震動にかかわる不正が起こるのもこのような事業者の都合優先する規制機関の姿勢に問題があるからではないか。事故防止のためにも厳しくルールを守らせることが第一です。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-64 | 特重施設等の経過措置導入に反対<br>特重施設設置の経過措置導入により、特重施設が設置されていない原発の稼働延長が認められることになります。<br>これは、事故の危険を高めるものであり、反対します。<br>電力会社の都合に合わせるのではなく、安全第一に、自らが定めた規制を守るべきです。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-65 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案）は撤回すべきである。<br>その理由は、以下のとおりである。<br>　上記規則の一部改正（案）は、原発の特重施設（「テロ対策施設」）の設置猶予期間を事実上延長するものであり、このことは設置猶予期間中の原発稼働時における重大事故発生リスクをさらに高めることになる。この設置猶予期間延長は、事業者からの規制緩和の要望に応える一環である。国民から委託された原発の安全規制を担う規制委員会として、本 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 来あってはならないことである。 | |
| 1-1-2-66 | この規定見直し案には反対。破棄すべき。<br>そもそも特定重大事故等対処施設設置に猶予期間を設けること、5 年間何もおこらないと想定することはおかしく、施設が完成してから審査をすべきだと当初から考えていた。2016 年に猶予期間を延長し、今回また延長しようとするのにどのような理由があるのかと資料(令和 8 年 4 月 1 日付)を読んだが、原発事業者が期間を守れないからルールの方を変える、としか読めなかった。<br>昨年秋に、原発事業者から猶予期間を 8 年に延ばしてほしいという要望がでているという新聞記事で読んだが、まさか原子力規制委員会・規制庁が聞き入れるとは思わなかった。<br>原発再稼働ありきで、今以上に国民の命を危険にさらすことにつながる今回の規定は破棄すべき。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-67 | 貴委員会は、特定重要施設が未完成のまま運転できる猶予期間を延長し要としていますが、これは原発の運転を止めたくない電気事業者の要望を受け入れたものであり、事業者救済のための規制緩和であり、反対です。私は女川に住んでいますが、規制委員会が住民の安全より事業者の利益を優先する姿勢に同意できません。規制緩和によって期限が先送りされることは、事業者が十分な安全対策を講じないまま、本来の基準に適合しない状態で稼働を続けることを事実上容認することになり、地域住民の安全を守る観点から看過できません。今回の改正には反対です。<br>住民の安全を第一に考え、最低限である「特定重要施設」未完成の状態で運転することは絶対にやめて下さい。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-68 | 「特定重大事故等対処施設」（いわゆる「テロ対策施設」）の建設に、猶予期間を認めても、原発の安全が保証されるという合理的な根拠がない。「特定重大事故等対処施設」が設置されていない原発の運転は認めてはならない。本件は、「・・・技術基準に関する規則」の改正ではなく、安全規制の後退であり、改悪であるので、強く反対する。本件は、原子力事業者からの圧力に、原子力規制委員会が押し切られたものであり、原子力の安全性を厳しく検証するべき行政側の責任放棄である。<br>この点から、原子力規制委員会に強く抗議する。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-69 | 特重施設の建設が完了していなくても原子力発電所の稼働が可能となる改正案について、懸念を表明するものです。<br>福島第一原子力発電所事故の再発防止のため、特重施設の設置は不可欠とされています。しかしながら、設置時期の猶予期間を設け、「経過措置期間の起算点を変更することで対応する」という提案は、安全性の低下に繋がりかねません。また、設置時期の猶予の理由として挙げられている電力会社等事業者側の事情は、規制当局が認めるべきものではありません。特重施設の設置完了を待って運転開始を行うことは、最低限の安全基準を守る上で不可欠な措置です。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-70 | 今回の特重施設等の経過措置規制に関する「規則の一部の改正」を取りやめるべきである<br>理由：<br>・資料１の１３頁：<br>「特重施設の完成までに当該経過措置期間を超過していることに関しては、当該経過措置期間の起算点を変更することで対応する。」<br>としていることは、実質的に経過措置期間を延長することであり、特重 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 施設の設置猶予期間を事実上延ばそうというものである。これは、原発の停止を避けたい事業者を救済するために、規制当局が規制を緩和しようというものである。その結果は、特重施設等が設置されない状況での原子炉の稼働期間が延長されることになる。この「規則の一部の改正」は、規制当局によって安全上のリスクを高める規制の緩和を行う措置であって、理不尽である。 | |
| 1-1-2-71 | 福島原発の事故を省みて下さい。事業者の要請に添って起算点を本体施設の使用前確認日にずらすことは、安全のための特重施設の存在意義を蔑ろにしています。<br>また、2013 年の新しい基準の考え方にある"新規制基準に適合していると認められても、「より安全」であることを目指し、原発事業者は自主的な取組を継続的に行うこと"に則っているようには思えません。<br>以上の理由により、改正案の廃案を求めます。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-72 | 特重施設等の設置に係る経過措置期間の起算点を、本体施設の設計及び工事の計画の認可の日から、本体施設の使用前確認日に変更するという今回の規則改正について、公表された資料を見る限りでは、その合理的根拠を見いだす事は困難である。<br>本体施設の使用前確認以降であれば、特重の許認可手続き、工事に専念できる、との説明があるが、そうであるならば、試運転開始を遅らせればよいのであって、起算点を後ずらしにするのは、ひとえに事業者側に便宜を図るものと言わざるを得ない。また、特重施設無しでの営業運転をより長期間容認するような今般の規則改正は、新規制基準によるバックフィットの目玉の１つであったはずの特重施設の役割を、貴委員会自体が貶めている事になると思われるが、如何か。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-73 | テロ対策等の特重施設について以前は「設工認の起点から５年」の猶予期間となっていた。伊方原発の実績では、５年間の猶予期間に１年ほど遅れて完成し、運用を開始したという現状がある。川内原発の実績も１年程度の猶予期間の延期を行えば良かったと聞く。なぜ事業者側は３年間もの猶予期間の延長を求めてきたのか？が不明であるが、その論理が明確化されていないのはおかしい。１年間の延期でも良かったのではないか、実情を聞き取りが足りていない。今回の案では論理が明確になっていない点が問題である。なぜ算定の基点となる事象を変えるのか？、こちらの論理が立っておらず理解に苦しむ。このような事業者側の意向に忖度した恣意的な（そして結果としては事業者が求める３年間の延長を実質的に受け入れたことになる）規制の変更は問題がある。結果的に要求を丸々は受け入れないことを示すためには、年数を減らすべき。過去の遅延データはあるのだから、その実態に応じて「設工認の起点から６年」ないし「７年」という形で延長を認める方が今回のガラガラポンに近い提案よりも好ましい。考え直してはどうか。<br>特重施設といえば、加圧水型の場合にはかつてはなかった「フィルター付きベント」設備が特重施設の一部として組み込まれており、特重施設は「対テロ対策」との位置付けがあるため、その運用の仕方などについての情報公開も損なわれており、そのことが重大事故対処の技術的能力が電力会社にあるのか、という疑問を引き起こすに至っている。特重施設の一部としてではない運用のさせ方をどうしてできなかったのか？<br>四国電力の広報部のコメントでは、どう運用するのか使う必然性が分からないが規制委の要求なので作らざるを得ない、という旨の発言が当初あった。<br>このコメントも方便の一つであって、本来再稼働時には猶予なしで付ける必要があった（少なくとも加圧水型の場合には）のではないのか、と | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | も思われ疑問は増えるばかりである。 | |
| 1-1-2-74 | 原子力施設の安全基準は、いかなる経済効率や工期短縮よりも優先されるべき絶対的な指標である。基準の改変が、老朽化施設の延命や、事業者側のコスト負担軽減を目的としたものであってはならない。実用発電用原子炉の基準改正にあたり、安全性評価のプロセスが、事業者側の利便性向上や老朽化施設に対する規制の緩和を目的としていないか、厳格に監視する。福島第一原発事故の教訓を忘却し、少しでも安全基準を緩めるようなことがあれば、それは国民の生存権を脅かす暴挙である。改正の目的が安全性の向上にのみ寄与するものであることを立証し、事業者側の論理（コスト削減等）が一切反映されない透明な審査過程を担保せよ。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-75 | 該当箇所：改正案の附則２<br>この記載からは、判断できることは、次のようなことだと、理解したうえで、意見があります。<br>本体施設の使用前事業者検査に適合した、確認日を、起算点として、５年間の特重施設等の設置に係る経過措置期間を延長できるという事になると理解します。<br>それは、本格的な再稼働の直前ということであり、テロ対策施設としての特定重大事故対策施設が未完成でも原子炉の稼働が可能という期間、つまり、テロ対策等の新規制基準に適合していないままの状態で、実用発電原子炉（いわゆる原子力発電所の原子炉）の稼働を続ける期間が、今以上に延長されていくという事ですので、これを認めるという事は、事業者の都合に忖度した状態が安易に許されていくという事だと受け止めます。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 規制庁と規制委員会が規制側でなく、稼働奨励側に立つ組織として受け取れてしまい、あの福島原発事故の処理もできず、放射性廃棄物の処分も見通しのつかない状況での再稼働を促す方向性には反対です。原子炉は、テロや戦争行為には攻撃対象になりうる現実を近年の海外の紛争を見て痛感しています。事故の程度を問わず時間的空間的に健康障害や生命の危険を及ぼす恐れのある原子力発電は、殊更慎重な規制に努めていく必要があるはずです。事業者の都合をおもんぱかるよりも国民の生命や暮らしの安全を真剣に考えたならば、このような期間延長で済ませず、原子炉の稼働を止めて特重施設の設置を進めることが必要と考えます。 | |
| 1-1-2-76 | 経過措置期間の起算点の変更により、特重施設等が設置されない状況での原子炉の稼働期間が延長されることになる。これには反対である。今回の「規則の一部の改正」は、規制当局による事業者救済措置にすぎない。<br>電力会社の経営を最優先として安全を軽視することは原子力規制委員会として最もしてはならないことであり、山中委員長の資質が問われる事態である。<br>とにかく今回の改正には反対である。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-77 | ３．最初から延長延長して、原発事業者のゴリ押しでルールが変更されてばかり。原発事業者の言いなりの規制委員会になりさがっている。 | ➢　同上 |
| 1-1-2-78 | 規制の改正は事業者の求済措置ですか？国民の安全を犠牲にします。 | ➢　同上 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-2-79 | 私は子を持つ親として、今回の改正案に強い怒りと深い不信感を抱いています。重大事故対策の根幹である特重施設の完成期限を「実質的に延ばす」今回の改正は、原子力規制の根本理念である「安全最優先」を自ら踏みにじるものです。<br>資料には、「起算点を設工認の日から、本体施設の使用前確認日に変更する」（資料 1p.1）とありますが、これは事業者の工事進捗に左右される日付を起算点にすることで、事業者が遅らせれば遅らせるほど、特重施設の完成期限も延びる構造を制度として認めるものです。重大事故対策を後回しにできる制度を新たに作るなど到底許されません。<br>さらに資料では、「ほとんどの原子炉が経過措置期間を超過していた」（参考 1）と記されています。つまり、事業者が期限を守れなかったために期限の方を動かすという本末転倒の対応です。安全対策が追いつかないほど危険で複雑な原発を期限延長によって運転継続させることは、子どもたちの生命を軽視する行為に他なりません。<br>また、特重施設が期限内に完成しない場合でも、「停止していることが確実な証拠があれば、重ねて使用停止を命じない」（資料 1p.3）とされており、事業者が提出する文書によって停止命令を回避できる運用が続けられる点も重大な問題です。安全対策が未完成のまま運転再開の余地を残す制度は、福島第一原発事故の教訓を完全に踏みにじるものです。後付けの理由を並べるくらいなら、初めから廃炉に費用を割くべきです。事業者が期限を守れない→だから期限を延ばす。このような「後付けの理由」で制度を歪めるくらいなら、初めから廃炉に費用と人員を集中させるべきです。原発を動かす限り、核のゴミは増え続けます。<br>その処分方法は確立されておらず、子どもたちが大人になる未来に、長期間にわたり危険を押し付けることになります。安全対策が追いつかない現実を直視するなら、「期限延長して運転継続」ではなく、「廃炉に舵 | ➢ 同上<br>➢ なお、「定期事業者検査により使用を停止していることが確実な証拠によって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない」とは、特定重大事故等対処施設が経過措置期間内に完成しない場合、その期限前に事業者が自ら原子力発電所の運転を停止し、定期事業者検査を開始した場合のことを述べており、これまでの運用と変わるものではありません。<br>原子力規制委員会は、規制基準を満足していない原子力発電所については、運転の前提条件を満たさない状態であると判断し、運転を認めていません。したがって、特定重大事故等対処施設が未完成のまま経過措置期間を超えて原子力発電所の運転を行うことはできません。 |

| １－１－２　経過措置の見直しに関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | を切り、未来世代への負担を減らす」という方向こそが責任ある政策です。<br>●結論<br>重大事故対策の期限を延ばす今回の改正案は、<br>原子力規制の信頼性を損ない、未来の子どもたちに危険と負担を押し付けるものです。本改正案は撤回し、特重施設の早期完成を厳格に求めるとともに、原発依存から脱却し、廃炉に必要な費用と人材を優先的に投入する政策への転換を強く求めます。 | |

| １－１－３　事業者との関係に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-3-1 | 女川２号機が来年定期検査に入った後に、特重施設完成までは原子炉を起動しないとしているが、世界情勢を踏まえて事業者の判断で起動することは問題ないという認識で良いか。それに対して、規制庁は何も言わないということで良いか。<br>起動に対して指導する場合、なんの法律・権限を持って指導するのか明確にしていただきたい。 | ➢ 今回の改正案の検討に当たって、原子力規制庁から東北電力株式会社及び中国電力株式会社に対し、今回の経過措置規定の改正が施行された場合の対応を確認したところ、両社から、今後経過措置規定が改正されたとしても、特重施設等の速やかな設置に向けて取り組む方針であるとの回答を得ています。<br><br>東北電力との面談　令和８年04月15日<br>https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100017884?contents=NRA100017884-002-001#pdf=NRA100017884-002-001<br><br>中国電力との面談　令和８年04月14日<br>https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100017882?contents=NRA100017882-002-001#pdf=NRA100017882-002-001 |
| 1-1-3-2 | 女川、島根は予定通りの施設完成を目指すことは当たり前であるが、次の定期点検に入った際に、特重が完成しないと次の運転を始められないということは違うと考えている。昨今のエネルギー事情を考えれば原子力の活用は必要である。規制庁はエネルギー問題に口を出さないと言うかもしれないが、法律上認められているのであれば女川も島根も特重完成前に次の運転をすることを、東北電力、中国電力が宣言しても規制庁は口出しをしないということで良いか。 | ➢ 同上 |

| １－１－３　事業者との関係に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-3-3 | 三　事業者との事前調整に見る規制の独立性への懸念<br>資料には、東北電力との面談（令和８年４月 15 日）及び中国電力との面談（同年４月 14 日）の記録が引用され、規制委規則の改正案が正式に了承される前の段階で、対象事業者に改正後の対応方針を確認していたことが示されている。<br>両社から「特重施設等の速やかな設置に向けて取り組む方針である」との説明を受けたことが、あたかも改正の裏付けであるかのように整理されている。しかし、規制する側が規制される側の意向を事前に確認し、それを了承の根拠に組み込む手続は、規制の独立性の趣旨に照らしても看過できない。事業者による対応方針の表明は法的拘束力を伴わない単なる意思表明にすぎず、経過措置規定の緩和を正当化する根拠にはなり得ない。<br><br>三　規則改正の検討過程において、対象事業者との個別面談を了承の根拠として用いる運用を廃止し、規制の独立性を制度的に担保すること。 | ➢ 東北電力及び中国電力との面談は、原子力規制委員会の議論の結果、2026 年 4 月 1 日の原子力規制委員会において、特定重大事故等対処施設等の設置に係る経過措置規定の見直し案が了承された後、原子力規制庁が両事業者の意思を確認したものであり、この面談結果を根拠として原子力規制委員会が判断を行ったものではありません。<br>➢ この面談結果については「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（原規総発第 120919096 号原子力規制委員会決定）に基づき公開しており、独立性に問題があるとは考えていません。<br>➢ なおこの面談において、事業者からの回答内容は、前述の御意見の回答の通りです。<br>・整理番号 1-1-3-1：別紙 1-84 ページ |

| １－１－４　自治体等への説明に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-4-1 | ５．自治体や住民の意見をきくべきである<br><br>自治体や住民は、特重施設の完成時期の遅れに大きな懸念をもっている。特重施設が、原発の稼働から5年間の長期にわたってなくてもよいとする今回の緩和は、自治体や住民が再稼働の際に想定していたものとは異なる。規制委員会は、原発立地・周辺地域に出向き、自治体や住民に説明を行い、その意見を聴取すべきである。 | ➢ 特定重大事故等対処施設等の経過措置規定の検討に当たっては、原子力規制委員会において4回にわたって丁寧な議論に努め、そのやりとりをyoutubeで全て公開しています。<br>➢ また、例えば新潟県では、現地の柏崎刈羽原子力規制事務所長が自治体からの求めに応じて説明を行うなどの取組みも行っています。<br>➢ 今後も、自治体からの要望に応じて、自治体や住民の説明については適切に対応していきます。 |
| 1-1-4-2 | 6、今回に限らず、規制委員会は事業者の意見を聞く機会は設けても、原発の地元の住民の意見を聞く機会は設けていない。今後定期的に原発地元住民の意見を聞く制度を設けるつもりはないか。その必要性は感じてはいないか。<br>7、なかんずく、女川原発2号機の特重施設については、2023年12月の地元自治体の事前了解にあたって、宮城県の美里町から、「また設置工事期間が期限を超えることを認知した際はこれを速やかに公表し原子力規制委員会の指示に従うこと」と意見がだされている。そしてこれに関し5月13日の記者会見で山中委員長は、「この点については、御要望があれば、地元の自治体等には説明に行かなければならないというふうに考えているところです」と発言している。「ご要望があれば」ではなく、実際に原発の安全性に対して不安と疑問をもっている原発の地元に、規制委員会が決して業者よりではないことを示すためにも、積極的に出向いて説明すべきではないか。以上 | ➢ 同上 |

| １－１－４　自治体等への説明に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-4-3 | 特重施設設置期限延長に反対する。<br>特重施設がないなかでの原発運転長期化は安全基準を満たしていない状態での運転となる。<br><br>その対象となる女川原発を抱える宮城県民として許しがたいことである。<br>規制委は立地自治体、周辺自治体並びに宮城県民にきっちり説明をし、合意を得るべきである。<br><br>今回の延期は、住民の安全より原発事業者の利益を優先した規制緩和である。言葉をかえれば原発事業者の圧力に屈したことになる。規制委はやはり自らの役割を再認識し、毅然としてほしい。とくに原発回帰が進められているなか、規制の中核となる規制委が軟弱では国民は安心して暮らせない。<br>さらに国民の目からは、規制委が原発事業者になめられているとも映ずる。中部電力の基準値振動データ不正がまさしくそれを物語っている。<br><br>規制委は国民のため、且つ自らの存在意義のために、一本の強い信念の中いろんな圧力に屈することなくしっかりしていて欲しいと望む。 | ➢　同上 |
| 1-1-4-4 | 原発立地の住民として看過できないことは、これが女川２号機再稼働および特重施設設置への「地元同意」の前提条件の変更に当たるということです。<br>宮城県と女川町・石巻市は、規制委員会が新規制基準に基づいて女川２号機を審査し合格させたことをもって「安全性が担保された」とみなし、事前了解しました。その中には当然、「特重施設を期限内に完成させる。 | ➢　同上<br>➢　なお、原子力規制委員会は、個々の原子力発電所を稼働させるための地元同意には関わっておらず、その条件等について意見を述べる立場にはありません。 |

| １－１－４　自治体等への説明に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 間に合わなければ運転停止する」という規則も含まれており、それを含めて「安全性が担保されている」と判断し、事前了解したはずです。<br>にもかかわらず、地元同意の後に、規制委員会がその規制基準を「緩和」の方向に改正するということは、「後出しのルール変更」であり、「地元同意した前提条件」が変わったことになります。厳密に言えば「事前了解を取り消して、事前協議をやり直さなければならない」事態です。<br>規制委員会には、少なくとも、この規則改正を決める前に、原発の立地自治体と住民に対する説明責任があることは明らかです。<br>そして規制委員会自身もそのことを、公開の場で認めています。5 月 13 日の規制委員会の定例記者会見で、記者から「特重の猶予期間について、地元への説明が重要と思うが」と聞かれた山中伸介委員長は「要望があれば地元の自治体等には説明に行かなければならないと考えている」と明言したのです。<br><br>原子力規制委員会が、女川原発の立地自治体まで出向いて、住民説明会を開催することを求めます（女川町、石巻市、仙台市などにおいて）。<br>そして、このような地元同意の前提をくつがえす規則改正（＝規制緩和）に反対し、撤回することを求めます。 | |
| 1-1-4-5 | いつも国民のためにお仕事お疲れ様です。<br>この度のパブコメですが、難しい件名でよくわかりませんでした。<br>ただ規制委員会を度々傍聴させていただきますと、余り議論がされていない様子がみられます。事業者の不祥事が相次ぎありますが、それは原子力規制庁が原子力保安院のころからの議業者任せの体質が変わっていないと思うのです。「特重施設」「第三電源」ですが設置猶予期間を延長するのは、こんなに不祥事だらけの事業者を信用しすぎではないでし | ➢　同上 |

| １－１－４　自治体等への説明に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | ょうか。また、このような案件は地元への説明、公聴会が必要な重要な問題だと考えます。新たな不祥事が出る前に、ぜひ地元住民との対話を実行させていただきます。 | |
| 1-1-4-6 | 原発再稼動には地元同意が必要ですが、「特重施設があるならば」という条件付きで賛同した人たちは、この設置期限変更により騙し討ちをされた格好になります。<br>設置期限の変更をするならば、当初の条件とは変わる訳なので、原子力規制庁と原子力規制委員会と東京電力は再度住民説明会を行い、住民と向き合う必要があります。説明をすれば同意が得られても得られなくても禊ぎが済んだと強行するのでは地元同意とはほど遠いです。<br>5 月の新潟県知事選挙でもそんな話は 1 つも出ていないので、知事選挙の結果をもって県民の同意を得たというのは詭弁です。投票率も 47.4%なので、新潟県民の半分以上の意見は反映されていません。<br>新潟県民の生命、健康、財産、暮らしに大きく関わる案件なので、県民投票が必要なレベルです。東京電力が新潟県に 1000 億円払うそうですが、札束で新潟県民の頬を張る様なものです。昨今の物価上昇や円安を見れば来年、再来年と実質的な価値は目減りしていく事は必至。新潟県民をバカにした話だと感じます。<br>原発を停止して住民説明会を全県で開催した上、再稼動に関する県民投票を求めます。 | ➢　同上 |
| 1-1-4-7 | 1,事業者からの申し出は聴取しているようだが、主権者の要たる住民への聴取は行っていないと思われるが、被害を受けるのは住民であり、意見は重要であると考えるがいかがか。 | ➢　同上 |

| １－１－４　自治体等への説明に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-1-4-8 | 改正にあわせ各種資料にも反映すること<br>長期化施設計画など主要改正もあわせて反映すること<br>https://www.nra.go.jp/activity/regulation/tekigousei.html | ➢ 規則改正後、遅滞なく関係する資料への反映を行います。 |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1-2-1 | 冒頭表記についてです。制定済みの規則は（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）など制定年が明記されていますが、冒頭表記は「原子力規制委員会規則第　号」と制定年が抜けています。ここから質問二点回答してください。<br>（@1）改正規則案において制定年が抜けているが、これは記載漏れか、あるいは記載しない特段の理由があるのか。理由の説明を。<br>（@2）法令形式の統一性の観点から、他規則と同様に制定時年数を加えることの可能な表記とすべきではないか。修正を行わない場合、その根拠の説明を。 | ➢ 規則番号と年月日は、規則が成立し公布の際に記入されるものであるため、空欄としています。 |
| 1-2-2 | 「改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め（中略）改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。」との記載がありますが、実際の改正対照表を確認する限り、該当する二重傍線や破線等の記号は不使用です。<br>実際の資料で使用されていない記号の使用ルールを規則案の本文に含める必要性はありません。<br>以下二点について見解を明らかにしてください<br>（@1）実際の改正対照表において、当該記号（二重傍線や破線）を使用していない理由（または適用除外の根拠）は何か。<br>（@2）記号を使用していないのであれば、改正規則案から当該記載を削除するか、あるいは使用ルールを現行の資料に合わせて修正すべきではないか。 | ➢ 今回の改正においては、御指摘の二重傍線や破線箇所に対応する改正部分はありませんが、原子力規制委員会においては、新旧対照表により改正を行う場合には、改正内容にかかわらず、このような改正文の記載とすることとしております。 |
| 1-2-3 | 「施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設」の範囲についてです。国内の未申請・建設中・計画中プラントは、以下 | ➢ 改正案附則に規定する経過措置の対象範囲である、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、 |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | の段階に分類されます。<br><br>段階 A（計画・構想段階）：東北電力 東通 2 号炉、東京電力 東通 2 号炉、中部電力 浜岡 6 号炉、関西電力 美浜 4 号炉、九州電力 川内 3 号炉<br>段階 B（準備工事段階）：中国電力 上関 1・2 号炉、日本原子力発電 敦賀 3・4 号炉<br>段階 C（新増設工事手続完了・未着工段階）：該当なし<br>段階 D（新増設工事着手段階）：東京電力 東通 1 号炉、電源開発 大間、中国電力 島根 3 号炉<br>段階 E（既設発電所の新規制基準未申請段階）：東北電力 女川 3 号炉、東京電力 柏崎刈羽 1-5 号炉、中部電力 浜岡 5 号炉、北陸電力 志賀 1 号炉<br><br>ここから質問二点回答してください。<br>（@1）上記の分類リストについて、各段階の認識や該当プラントの網羅性に過不足や相違はないか。過不足、相違があれば一覧化して説明を。<br>（@2）規則上の「設置に着手されている」とは、上記の段階 A-E のどこに境目があるのか。また、その根拠の説明も。 | 構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十八年原子力規制委員会規則第一号)の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設」とは、すでに建設された発電用原子炉施設のほか、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 9 第 1 項に規定する設計及び工事の計画の認可を受けて設置の工事を行っている発電用原子炉施設を意味します。<br>後者は具体的には、改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づき設置（変更）許可の申請がなされ、許可と工事計画の認可も取得し、新規制基準施行の際現に設置の工事に着手されている段階の原子力発電所である中国電力株式会社島根原子力発電所３号炉、電源開発株式会社大間原子力発電所、東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所１号炉が該当します。<br>➢ なお、新規制基準施行の際現に改正前の原子炉等規制法に基づき設置（変更）許可の申請がなされているものの、許可がなされていない段階の原子力発電所として、日本原子力発電株式会社敦賀発電所３号炉及び４号炉、中国電力株式会社上関原子力発電所、九州電力株式会社川内原子力発電所３号炉が該当しますが、これらは経過措置の対象ではありません。今後申請される発電用原子炉施設についても同 |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | | 様です。 |
| 1-2-4 | 法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（中略の規定に適合するために行われる「工事」）は、正しくないのでは？<br>法第四十三条の三の十一第三項は工事を指していない。使用前事業者検査についての原子力規制検査を指している。 | ➢ 括弧内の記載は、新規制基準適合性審査に係る使用前確認を説明しており、「…規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。」とあるとおりであり、工事そのものではなく、使用前確認を意味しています。 |
| 1-2-5 | 「平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（中略）」の規定についてです。バックフィット期限の違い等により、技術基準規則第十一条及び第十二条並びに第三章（同規則第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）のうち一部の条項が未完了（確認する条項の範囲の欠けが生じる状態）となるケースがあります。ここから質問二点回答してください。<br>（@1）「最初に行われる確認」とは、バックフィット期限の違い等により対象条項に欠けがあっても、文字通り最初に行われた確認を指すのか。それとも対象となる全ての条項（技術基準規則第十一条及び第十二条並びに第三章（同規則第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）にあたる全ての条項）の確認が完了した時点を指すのか。解釈とその根拠の説明を。<br><br>（@2）部分割確認や試験使用承認が行われた場合、本規定に基づく経過措置の起算（適用開始）は、その確認等が行われた時点となるのか、それとも全ての条項の確認が完了した時点となるのか。具体的な適用ルールの説明も。 | ➢ 「平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認」とは、御認識のうち後者の「対象となる全ての条項（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第６号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）にあたる全ての条項）の確認が完了した時点」を指します。<br>これは、新規制基準において新たに強化、要求された条文であって、既設の原子力発電所を新規制基準に適合させるために新たな工事が発生することが確実である、火災防護対策（技術基準規則第 11 条）及び内部溢水対策（技術基準規則第 12 条）並びに重大事故等対策（技術基準規則第 3 章、ただし第 53 条及び第 72 条第 2 項を除く。）を同時に満たす工事の使用前確認を実施した時点が経過措置の起算点となるようにし、新規制基準とは直接関係がない |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | | 軽微な変更工事や新規制基準適合性に係る審査の事前準備的な変更工事を含めないようにするためのものです。<br>➢ 経過措置期間の起算点となる本体施設の使用前確認日とは、原子力規制検査により、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 15 条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 2 項各号のいずれにも適合していることについて確認をし、使用前確認証を交付した日となります。 |
| 1-2-6 | 技術基準規則第十一条及び第十二条の規定についてです。第二章中第十一条及び第十二条を除く他条が規定から廃されていますが、実際は本体工事の行う際には第二章の多くの条項の工事が行なわれており、第二章中第十一条及び第十二条に限定する根拠が希薄です。ここから質問二点回答してください。<br>（@1）技術基準規則第二章の適用対象を第十一条及び第十二条のみに限定した技術的根拠は何か。<br><br>（@2）第二章における他条が本規定の対象から除外（廃止）されたことについて、安全上の観点からどのような合理的な理由があるのか説明を。 | ➢ 新規制基準において、技術基準規則第 2 章（設計基準対象施設）のうち、新たに強化、要求された条文である、火災防護対策（技術基準規則第 11 条）及び内部溢水対策（技術基準規則第 12 条）（以下「火災・溢水対策」と総称する。）を示したものです。<br>➢ 技術基準規則第 2 章設計基準対象施設においては、火災・溢水対策以外にも、従来から変更になっている要求事項はありますが、既設の原子力発電所を新規制基準に適合させるためには、少なくとも火災・溢水対策において新たな工事が発生することが確実であるため、従来から新規制基準に係る本体施設の設計及び工事の計画の認可の日を特定するための要求事項として指定しています。<br>今回の経過措置規定の見直しにおいても同様な考 |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | | え方で、本体施設の使用前確認日を特定するための要求事項として指定しています。 |
| 1-2-7 | 「第十一条及び第十二条」<br><br>技術基準規則第二章の対象を上二条に限った理由は何か。第二章中、上二条を除く他条が規定から廃されたその理由は何か。 | ➢ 同上 |
| 1-2-8 | ＜該当箇所＞　２頁　表中改正後欄 10 行目<br>＜内容＞　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案）（以下「改正規則案」という。）第一条による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項中「第三章（『同規則』第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）」と規定しているが、直前で「以下「技術基準規則」という。」と定義しているため、「第三章（『技術基準規則』第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）」と規定するのが適切ではないか。この点、２頁の表中改正後欄 18 行目においても「同規則」で引用しても紛れないところを「技術基準規則」と用いていることからも、やはり定義語を「同規則」と引用するのは不適切なのではないか。 | ➢ 御意見のとおりですので、改正案第 1 条表中上欄の「同規則」とあるのは「技術基準規則」に修正します。 |
| 1-2-9 | ＜該当箇所＞　７頁　５、６行目<br>＜内容＞　改正規則案附則第二項中「『この規則による改正後の』実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項の規定は、」と規定しているが、この『この規則に | ➢ 本改正案は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項の規定」を改正するものであり、本附則第 2 項における「この規則による |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | よる改正後の』が「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項」と「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項」のいずれにもかかっているのか、前者にだけかかっているのか紛れが生じているため、「『第一条の規定による改正後の』実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項及び『第二条の規定による改正後の』実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項の規定は、」と規定するのが適切ではないか。 | 改正後の」の修飾関係は文脈から明らかであるため、原案のとおりとします。 |
| 1-2-10 | 「第三章」を「第三章（第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）」に改めたその趣旨について説明してください。その趣旨が特重施設等の設置に係る経過措置規定の改正とは直接無関係な法令の書き誤りによる修正であるならば、本改正規則の附則の「第三章」も「第三章（第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）」に合わせるべきではないでしょうか。特に本改正規則の附則において第五十三条及び第七十二条第二項を含むとした際、本改正規則の附則に係る起算日が第五十三条及び第七十二条第二項に係る認可の日を指し示すとの無用な解釈の余地が生まれ得るおそれがあると愚考したため意見を申し上げました。これについてお答えください。 | ➢ 本経過措置規定は、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）の設置に係るものであり、その適用関係が明らかであったため、従来はあえて当該施設に係る規定を除外していませんでしたが、今回は記載の明確化のため「第三章（第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）」に改めたものです。<br>なお、本改正案附則第 2 条においては、現行の経過措置規定における経過措置期間の満了有無について記載しているため、現行規定の記載に合わせて、単に「第三章」としています。 |
| 1-2-11 | ただし書きの「当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）」は不必要。<br>「当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行 | ➢ 「当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）（中略）を受けた発電用原子炉施設については、この限りではない。」とは、特定 |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設」のみで伝わる。 | 重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）に係る変更の許可を受けようとする際には、許可基準規則「第四十二条及び第五十七条第二項の規定」を適用することを示したもので、必要な記載であり、これがなければ変更許可の際に必要な規定が適用されないこととなるためこのようにしています。 |
| 1-2-12 | 「当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（中略）を受けた場合は、この限りではない」の規定についてです。特重施設等の設置に係る5年の経過措置期間中に事業者が変更許可を受けた場合、経過措置の効力が失われるとも読み取れます。特重施設と無関係な変更許可にも適用される場合、事業者は経過措置を維持するために他の自主的な安全性向上工事の申請等を躊躇せざるを得ず、事業者に変な枷を与えることになります。ここから質問二点回答してください。<br><br>（@1）経過措置の対象外（この限りではない）となる「変更の許可」とは、一切の変更許可を指すのか、特重施設等に関連するものに限定されるのか。限定されるのであればその基準の説明を。<br>（@2）事業者の自主的な安全性向上を阻害しないよう、適用範囲を限定するか適用除外を明確にすべきではないか。明確にしない場合、事業者の枷にならないとする根拠の説明も。 | ➢ 改正案第１条表中上欄ただし書のうち、「当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可」とは、後ろにある括弧書きで説明を加えているとおり、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）に係る変更の許可に限定しており、その範囲は明らかであり、原案のとおりとします。 |
| 1-2-13 | 「法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設」 | ➢ 改正案第２条表中上欄ただし書のうち、末尾の「この限りでない」とは、直前の「第五十三条及び第七 |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 前段の確認と後段の施設は、附則 4 の何の記載に対してそれぞれこの限りでないとしているのか対象を明らかにして説明してください。 | 十二条第二項の規定は、適用しない。」としていることに対して「この限りでない」としており、つまり第 53 条及び第 72 条第 2 項の規定が適用されることを意味します。<br>➢ 両規定が適用されるのは、第 53 条及び第 72 条第 2 項の規定に適合するための設計及び工事計画の認可、第 53 条及び第 72 条第 2 項の規定に適合するために行われる工事についての使用前確認、並びに、使用前確認後の発電用原子炉施設の維持に対してであることを説明しているものです。 |
| 1-2-14 | 改正規則案の附則において、「確認の日から起算して 5 年が経過するまでの間」が適用除外となることは明確ですが、「平成 25 年 7 月 8 日から確認の日までの間」における法的な扱い（規定が適用されるのか、除外されているのか）が読み取れないため、当該期間が適用除外である旨の根拠となる法令等（公布年月日、規則番号、条項）をご回答お願いいたします。 | ➢ 発電用原子炉施設についての新規制基準は平成 25 年 7 月 8 日以後適用されており、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）の設置も要求されていますが、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設」については、改正案第 1 条及び第 2 条表中上欄にあるように、本体施設の使用前確認日から起算して 5 年を経過する日まで、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）の設置要求を適用しないという経過措置期間の終期を定めています。このため、新規制基準が適用される平成 25 年 7 月 8 日から本体施設の使用前確認日までの間は、特定 |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | | 重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）の設置要求を適用しないことになります。 |
| 1-2-15 | おつかれさまです。どうしても分からなかったので、教えて欲しいのですが、特定重大事故等対処施設の、特定とは、何を特定した特定なのでしょうか。テロ対応だということは調べているので知っているのですが、テロ対応施設ではなく、特定とあったので、特定には意味があるのか色々と調べているのですが、特定の意味が分かりませんでした。 | ➢ 設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 12 号の定義にあるとおり、特定重大事故等対処施設とは、重大事故等対処施設のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであり、「特定」という用語を用いて重大事故等対処施設の範囲を限定して定義したものです。 |
| 1-2-16 | 五　意見公募手続の形骸化<br>　本件は行政手続法第 39 条第１項に基づく意見公募とされているが、規則改正案そのものは、意見公募開始前の令和８年６月３日の規制委会合において、既に委員会了承事項として実質的に確定している。意見提出期間もわずか 30 日間（６月４日から７月３日まで）に限られ、寄せられた意見への個別回答も行われない。これでは意見公募が形式的な手続にとどまり、政策形成過程への市民参加の実質的な機会として機能しているとは言い難い。このパブコメの意義は一体どこにあるのか、回答しないというのであれば、ますますパブコメ制度を形骸化させ、それに意見を述べる行為そのものを無意味なものとしてしまうだけである。<br><br>四　意見公募の実施に際しては、委員会了承する前の段階で広く意見を | ➢ 意見公募に当たっていただいた御意見については、集約した上で、原子力規制委員会の考え方を示すとともに、必要な場合には改正案に反映することとしています。<br>また、いただいた御意見は、ホームページで公開します。さらに、電子政府の総合窓口（e-Gov）にも、結果を速やかに公示します。 |

| １－２　改正規則に関する御意見 | | |
|---|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | 募り、様々な意見を実質的に反映可能な状況において行うこと。<br><br>以上 | |
| 1-2-17 | 他法令で何度も附則を改正する事は有り得ない。したがってこの改正に正当性はない。この改正に正当性があると言うのであれば、他法令で同一の附則のみを繰り返し改正した実例を挙げてみよ。<br>どうせ実例を示せないから、わざとこの論点に対し、意図的にピントのずれた説明や別の主張を繰り返し、質問をはぐらかすのは分かりきっている。<br>このような簡単な質問でもはぐらかすということは即ち、政府が真っ直ぐに答えられないような事をしている事の証左であり、正当性がないことの証明となる。 | ➢ 原子力規制委員会として、他法令において附則を複数回改正している事実を網羅的に把握していませんが、状況の変化を踏まえて附則の変更をしている例は複数あり、制度の運用に当たって事情の変更が認められる場合、必要に応じて附則を改正すること自体は妨げられないと認識しています。 |
| 1-2-18 | 「(案) 設置許可基準規則及び技術基準規則の改正案（特重経過措置）r1.pdf」の意思決定過程に係る改正案変更の履歴「(案) 設置許可基準規則及び技術基準規則の改正案（特重経過措置）r0.pdf」が公開されていないのは、改正案の意思決定過程に係る重要な経緯を隠すようなもので不誠実なので公開してください。勿論、r0 から r1 に変更のあった日付と変更者が誰なのか、変更者の意見は何かも公開してください。 | ➢ 御指摘のファイル名は、元となる Word ファイルから PDF ファイルを作成する過程で、名前の重複を避けるために、作業者が便宜的に附番したものであり、「r1」のみしか作成していません。 |

別紙２

# その他の御意見への考え方（案）

年　月　日

【注】提出いただいた御意見に関して、e-Gov で受領した際に一部文字化けした箇所や URL が置き換わった箇所については変更を加えた。また、個人や組織を特定できる情報等については削除やマスキング処理を行った。

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| 2-1 | （7）可搬型設備は有効な設備か<br>山中伸介も杉山智之も、新規制基準が可搬型などの重大事故等対処設備を求めているので、十分なリスク低減は既に実現していると思い込んでいるが、本当にリスク低減が実現しているのか確かめたい。<br>事業者（ATENA）は、「既設炉は、柔軟性等の特性を持つ可搬型設備を基本とした対応を行う」（第2回建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会：令和7年3月18日：資料3-1：論点説明資料）としているので、ここでは、可搬型設備について確認したい。<br>可搬型設備についての要件は、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（2013（平25）/6）」によれば、大規模自然災害又はテロ等による原子炉施設の大規模損壊事象、すなわち、火災、炉心損傷、格納容器破損、燃料プールの水位確保及び燃料体の損傷緩和、放射性物質の放出低減、の各事象に対し、手順等が適切に整備され、手順書に従って活動を行うための体制及び資機材が適切に整備されていること、とされている（P6）。<br>また、可搬型設備の具体例として、可搬型バッテリ又は窒素ボンベ等（P15）、可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベ（P17）、可搬型代替交流電源設備（P30）、が示されている。<br>ATENAの論点説明資料でも可搬型設備の具体例として、可搬型バッテリ、可搬式空気圧縮機、窒素ボンベ、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車及び送水車が示されており、注水関連設備を除けば、審査基準と同じである。<br>可搬型設備のうち、一例として、窒素ボンベを対象に、評価の前提条件を明示した上で、リスク低減効果の評価結果を示していただきたい。<br>明示が必要な前提条件は以下のとおりである。<br>・重大事故発生時刻（昼間／夜間） | ➢ 可搬型設備は柔軟な対応が可能であり、新規制基準では、常設設備と可搬型設備を組み合わせて重大事故等対策を要求しています。設置（変更）許可の審査においては、重大事故等の有効性評価に当たって、こうした対策の有効性を確認しています。<br>具体的な審査結果は、それぞれの原子力発電所の審査書に記載し、ホームページで公開しています。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | ・気象条件（夏季／冬季）<br>・建屋内外の電源設備の状態（正常／損壊）<br>・建屋内外の照明設備の状態（正常／損壊）<br>・建屋内外の通信設備（正常／損壊）<br>・窒素ボンベ保管場所（損壊の有無）<br>・窒素ボンベ必要数量（ボンベ本数）<br>・窒素ボンベ運搬に必要な人員（何名）<br>・運搬用具（動力車／人力）<br>・建屋内外の運搬経路の条件（損壊・障害物の有無）<br>・建屋内外の運搬先（ボンベ接続を行う機器名）<br>・ボンベを接続する機器の状態（正常／破損）<br>・ボンベを開栓するタイミング（指示の有／無）<br>標準的な窒素ボンベの重量は約 60kg であり、大雪などの悪天候下で運搬経路の損壊が重なれば、たとえ数本でも、人の力で運ぶのは困難と思われる。また、福島の例では、原子炉の機器自体が地震・津波により損傷を受けているので、これらの可搬型設備を持ち込んだところで、原子炉が正常に操作できるとは考えられない。<br>可搬型設備により重大事故が防止できるとした評価書を前提条件とともに提示していただきたい。<br>もちろん、仮に、可搬型設備により重大事故が防止できるという評価であっても、それによって特重施設を免除できるわけではなく、（2）で述べたとおり、特重施設を設けないことが法令違反であることには変わりはない。 | |
| 2-2 | （8）新規制基準の法令化が必要<br>意見公募要領（様式 1）に、「平成 25 年 7 月に施行された新規制基準」と | ➢ 実用発電用原子炉に関する新規制基準については、以下のホームページをご参照ください。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 書かれているが、新規制基準の概要の説明はホームページにあるものの、成文化した法令が見当たらない。新規制基準の全文を法律あるいは規則として示していただきたい。 | 実用発電用原子炉に関する規則・告示・内規・ガイド<br>(https://www.nra.go.jp/law_kijyun/law/jitsuyou_kisoku.html) |
| 2-3 | ・さらにハードウエアに対する対策だけではなく、ハッキングに対する対策を明示するべきだと思う。 | ➢ 原子力発電所へのサイバー攻撃に対しては、別途、原子炉等規制法に基づき必要な対策を講じることを求めており、具体的には、外部ネットワークを通じたサイバー攻撃により、原子力発電所等の操作に係る情報システムが妨害破壊行為を受けることがないよう、外部からのアクセスを遮断すること等を求めています。 |
| 2-4 | なお関連するので付言するが「テロ対策施設」はあくまでも、テロ対策の施設であって、「戦争攻撃対策施設」ではない。昨今の世界各地にみられる紛争や戦闘行為では、発電用原子炉及びその附属施設、あるいは核施設に対する攻撃が行なわれている。地政学的見地から考えれば、日本の各地の発電用原子炉及びその附属施設に対する戦争攻撃が発生しないという保証はどこにもない。<br>　慥かに国防の責任は国家にあるが、それを理由に原子力発電所に対する戦争攻撃対策（武力攻撃事態への対応）を講じないことは（今のところ原子力発電所の運転中止を求めるくらいのものであろうか)、取り返しのつかない大規模災害を招くリスクが極めて大きく、重大な問題として看過できない。原子力規制委員会はこの問題も真剣に検討する必要がある。<br>　仮に、原子力発電所が攻撃されれば、大量の放射性物質が広範囲に拡 | ➢ 原子力発電所への武力攻撃については、原子炉等規制法の範疇外であり、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、必要な対策が講じられます。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 散し、国土の一部が居住不可能になるなど、東電福島第一原発事故をはるかに超える壊滅的な被害がもたらされる可能性がある。<br>　また、戦争抑止の観点から見れば、原子力発電所の防護措置が不十分な状態は、相手国にとって「攻撃しやすい重要インフラ」とみなされ易く、却って武力攻撃の標的となるリスクを高める。ジュネーヴ条約などの国際人道法においても、原子力発電所は危険な力を内包する施設として特別に保護されるべき対象と定められており、それに見合う防護体制の整備が国際社会からも求められているのである。<br>　国防は国家の専権事項であるとはいうが、原子力発電所の具体的な運転や物理的防護の実施主体は電力会社であり民間事業者である。そのため、「どこまでが国の責任で、どこからが事業者の対応か」という責任の所在や役割分担についても議論すべき問題である。<br>　ミサイル防衛などの国防システムは完璧ではなく、万が一の攻撃を想定した避難計画（国民保護計画）や施設の堅牢化といった多層的な対策が早急に必要である。さらに、原子力発電所への攻撃対策を巡っては、国防（自衛隊などによる迎撃）だけでなく、事前の施設防護や住民の避難体制など、多角的な国民的議論が必要である。<br>　原子力規制委員会はそのための論点整理をして、一刻も早い国民的議論を巻き起こすべきであって、「テロ対策施設」建設延長のための規則改正などはその次の議論である。 | |
| 2-5 | ウクライナとロシアの戦争を見ても明らかなように戦争の際には原発は標的にされます。日本政府が北朝鮮のミサイルの脅威を喧伝するならば、テロ対策施設は、真っ先に完成していなければならない筈です。全ての原発が廃炉になっても、使用済み核燃料がテロの標的になれば、国民は大きな被害を受けます。それなのに、原発事業者の言いなりで、先延ばしすることなど、絶対に許されません。テロ対策施設も含め、安全対策 | ➢　同上 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | が施されていない原発は全て即時停止を求めます。 | |
| 2-6 | 最近のウクライナ軍はドローン編隊を駆使して、ロシア軍が展開している地域の補給路だけではなく、モスクワなど離れた都市にも正確な攻撃を行っている。ロシア軍は多様な防御態勢を設けているにも拘わらず被害を防ぐことができない。<br>何らかの勢力が同様に原発を攻撃した場合には、軍事的な対応でも様々な施設を設けても大きな被害を防ぐことは不可能である。<br>事故についても想定した条件を満たさなければ破滅的な結果を防ぐことはできない。<br>従って施設設置の条件を検討するのではなく、全原発を直ちに廃炉にすべきである。 | ➢ 同上 |
| 2-7 | ロシアのウクライナ原発への攻撃、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃でのドローンの主力化を見て、テロ対策がされるべきところを後回しにする施策には、全く賛成できない。しかもずっとできなかったものが、後回しにしてすぐできるとも思えない。北朝鮮、中国の脅威、が日本海側にあり、とても重要な原発に関して疎かにしてはいけないものを安易に規制緩和するな | ➢ 同上 |
| 2-8 | なお、特重施設については、本来はテロ対策として、国防に関わる事案であり、民間企業のみで対応するのではなく、国が責任をもって対応すべきである。 | ➢ 同上 |
| 2-9 | ウクライナ戦争やイラン戦争を見れば、核施設が攻撃対象になるのは明らかである。従って、いつなんどきテロなどで攻撃されるか分からない | ➢ 同上 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | のだから、「特定重大事故等対処施設」が完成するまでは原発を運転してはならない。期限に間に合わないのだから、すぐさま原発を停止すべきである。テロリストは待ってくれない。 | |
| 2-10 | ④屋上に置いてある使用済燃料を含め、「攻撃に対して原発は何もできない。」と更田さんも言っていた。もともと特重施設が働くという保証はない。期限延長の見直しの必要はない。まず、逃がし安全弁が働かなかったなど１Ｆ事故の課題を確実に解決すべきである。 | ➢　同上 |
| 2-11 | ３　最後に、これは規制委員会の所管かどうか分かりませんが、昨今の世界情勢を見ると、テロ対策、ドローン対策は絶対に必要と考えます。南西諸島の防衛は国を挙げて行っていますが、日本海側の原子力発電所の安全対策は「放置」されているのではないと思います。それぐらい何もしていません。日本に打撃を与えるには、原子力発電所にミサイルかドローンを落とせば良いと誰でも考えると思います。<br>　規制委員会におかれては、こうしたことについても、踏み込んだ検討と発信を行っていただくよう強く要望し、期待します。 | ➢　同上 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| 2-12 | これまでのバックフィット運用全体の総括についてです。当初より電力事業者は最優先とすべき安全対策工事を第一とし、その後、運転を継続しつつその他の安全対策工事を進める段階的な工程を提案していた。<br>委員会も特重施設等に限っては猶予期間を設けたものの、事業者の主張の殆どは認めず、現実の工事能力や人的・物的リソースの制約を十分考慮したものとは言い難い、結果として達成困難な工程を事業者へ求めるものとなった。特重施設の猶予期間もその一例であり、事業者の当初の主張を認めず、半ば強引に事業者に宣言させた期間について、現今回含めて複数回の期限見直しに至っている。そもそも国内全国で同時並行的に大規模工事を進めるには全体リソースが圧倒的に不足しており、達成困難であることは当初から予見できたことであり、その決定者たる委員会は反省と総括の言葉を述べるべきである。<br>この過度な制約と審査の長期化は、電力の安定供給を脅かすのみならず、現場からエンジニアリング能力の維持・継承の機会を奪い、それにより必要な人材が業界全体で枯渇し、将来的な安全確保の基盤が弱体化した。このことが中央の役人には感じられないかもしれないが、現場に勤める者であれば強烈に感じられる。これは安全を軽視しているのではなく、安全の質を最大化するためにこそ、今後の合理的な安全向上のためにこの反省は総括されなければならない。ここから質問二点回答してください。<br>（@1）達成困難な工程や運用を課したことによる現場の疲弊と、それによって技術的知見の蓄積が阻害され、必要な人材を失い、エンジニアリング能力が低下したことについて、委員会はこの 15 年間の運用結果をどのように総括しているのか。<br><br>（@2）安全の質を上げることを追求するならば、今回を機にバックフィットの運用や審査の長期化に関して抜本的な改善を加え、かつ、15 年で | ➢ 本改正案は、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）の経過措置規定の見直しに関するものです。それ以外の御意見は、原子力規制行政全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 失った必要な人材とエンジニアリング能力を回復させるための方策についても検討すべきではないか。達成困難なルールや工程を課すことの非合理性を認め、形式的で安全向上の観点では無駄なものを廃し、これまでの運用を抜本的に見直すべきではないか。見解を。 | |
| 2-13 | 原子力発電の技術的基準をいかに改正しても、これで安全とは全く言えない。そもそも２０１１年の福島第一原発の重大事故が１５年経った今現在も解決されていない。事故の原因はつかめても、対策が取れていないことを無視して、新しい基準を設定することは無意味である。無責任な原子力政策を早々に辞めることを、国民の命と生活を守る観点から強く求める。<br><br>２０１１年３月１１日後の全原発停止と廃炉へ向けての取り組みを再び始めることが、この国の再生のために必要だと痛切に感じる。<br><br>原子力発電をコントロールすることは、現段階の日本の技術レベルでは不可能。できもしない対策ができるような幻想を抱かせる小細工は、国民を騙すことではないか？もう、これ以上を原発との共存を国民に強いる事はできない相談である。以上。 | ➢　同上 |
| 2-14 | 原子力規制委員会はかっての原子力安全・保安院と同じ過ちを繰り返すな<br>特重無しの原発稼働は危険、特重ができないなら再稼働を延期せよ<br>２４．０１．０１能登半島地震と２６．０６．２５青森地震の天の警告を無視するな<br><br>特定重大事故等対処施設について私が書いた文から A,B,C,D の順に指摘 | ➢　同上 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | する。<br>A　新規制基準における特重（特定重大事故等対処施設）の設置義務の延長（2015 年 11 月）<br>　特定重大事故等対処施設(ポンプ、フィルター、発電機、燃料タンク、緊急時制御室等で構成される大型施設)は新規制基準が施行された 2013 年７月８日を起点として５年以内すなわち 2018 年７月７日までに設置しなければならないと定められていた。また、これらの施設は、耐震クラスＳ、原子炉建屋近傍の施設には故意による航空機衝突への頑健性が要求されている。<br>　ところが、2015 年 11 月 13 日の定例会議で、５年猶予の起点をそれぞれの原発の工事計画認可時に遅らせた。それで、例えば、川内原発は 2015 年３月が起点になって２年近く猶予ができ、高浜は更に遅くて良くなり、まだ工事計画認可が下りていない原発はこれから５年以上猶予が与えられた。<br>この決定の直後にパリで起こった「同時テロ」が示すことは、原発を動かすならば「故意による航空機衝突への頑健性」がないと非常に危険だということだ。何しろ原発は、民間人を巻き添えにするテロを起こす側から見れば、格好の攻撃施設であり、ひとたび異常事態が起これば、その施設が壊れるだけでなく人間に制御不能な大量の放射性物質をまき散らし続けることになるのだから。13 日の金曜日の規制委の決定も、規制委が人の命や健康や環境よりも再稼働を優先させるひどい組織であることを如実に示している。<br><br>B　「特重」無しでの原発稼働を止めた（２０１９年４月）<br>　2019 年４月 24 日(水)の原子力規制委の定例会議が行われている途中に、ＮＨＫはウェブに次を掲載し、他メディアも大きく報道した。<br>「原発テロ対処施設遅延なら運転停止へ川内は停止の可能性」 | |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 2019 年 4 月 24 日 11 時 30 分「ＮＨＫ」<br>１．経緯<br>以下に、特定重大事故等対処施設(「特重」)についての経緯を確認する。<br>〇2013 年７月新規制基準施行(「特重」は一律に５年猶予、2018 年７月７日まで)<br>〇2015 年８月新規制基準に合格第一号として川内原発が再稼働(「特重」無)<br>〇2015 年 11 月特重５年猶予の起算点を本体施設工事計画認可時に変更<br>〇2019 年４月 17 日規制委ＣＮＯ会議で電力各社が特重完成間に合わないと表明<br>〇同年４月 23 日規制委定例会議で特重の期限(５年)を変えないことを確認？<br>２.「特重は」最初から備えているべき<br>すなわち、「特重」について規制委は「意図的な航空機衝突などへの可搬式設備を中心とした対策(可搬式設備・接続口の分散配置)。バックアップ対策として常設化を要求(特定重大事故等対処施設の整備)」としながら、私たちの反対意見を無視して「新規制基準」を決定し再稼働優先で「特重」に５年猶予を与えて施行し、川内・伊方・高浜・大飯・玄海が稼働させている間に、５年猶予の起算点を変更して電力会社に更に猶予を与え、そして４月 24 日の定例会議で期限を変えないことを確認したのだ。<br>我々から見たら、５年猶予がおかしいし、起算点ずらしもおかしい。それゆえ、電力会社に期限を守らせるのは当然の規制行政である。<br>これがビッグニュースになったのは、原子力規制委員会が稼働原発を止めたことが一度も無く、この５年間の審査特に東海第二原発の適合性・運転延長認可で、「審査のいい加減さ」を多くの国民が認識していたから | |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | だ。<br>３．ＣＮＯ会議<br>４月17日の「第８回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会」（ＣＮＯ会議）を観ると面白い。<br>関電、中電、東電、九電、四電のトップが、議題１で「原子力エネルギー協議会（ＡＴＥＮＡ）」なる組織(2018年７月に設立)が今後技術的には電事連に代わって規制委に対応すると表明した後に、「特重」完成が各社揃って１年以上(川内高浜伊方大飯１年、高浜１-２号が2.5年、美浜３号が1.5年)延びると神妙に報告した。<br>これに対して、規制委側は山中委員が強く期限延期を否定し、議長役の伴委員も呼ばれたから参加したとする更田委委員長も慎重に否定的見解を述べ、更に原子力規制庁側がより厳しい発言をした。<br>山田原子力規制部長：(電力側の資料には)「『特重』施設は信頼性を向上させる為のバックアップ施設であり現時点で(『特重』が無くても)必要な安全機能を備えている」と書かれているようですが、基準を作った時の考え方はセットであって、これが新規制基準として要求する水準ですといって設定したものだ。<br>桜田原子力規制技監：最初の「特重」審査を他社も見ていた。様々な判断で(完成までの期限を)見通せなかったのか疑問だ。<br>これらのシーンを観て私は既視感を抱いた。そうだ、六ヶ所再処理施設の審査差し戻しを決定する時と同じではないか。<br>珍しく規制委のみならず規制庁からも我々から見て当然のまともな発言が次々に出たのだ。結局、原子力規制委員会として(政治的判断により)ここは譲らないとまともな決定をする時には、珍しく結構歯切れ良い発言をするのだ。<br><br>C バックフィットも特重５年猶予も厳格に実施して稼働原発を止め | |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | よ！？福島第一原発事故を招いた規制行政の過ちを繰り返してはいけない？<br>（２０１９年６月）<br>〇川内・高浜・伊方・大飯・玄海の稼働は危険<br>2013 年７月に施行した「新規制基準」は、福島第一原発事故の検証をしないまま、既存の原発の稼働を早める為に約８か月で策定された不合理な基準であり、「世界最高水準」は大嘘だ。<br>その「新規制基準」に基づき、例えば石橋克彦さんから「違法」とまで指摘される緩やかに過ぎ合理性を欠く審査をして安易に合格とした為、各現地住民が多くの稼働差止の訴訟を起こした。<br>それでも、「社会通念上妥当」と「国と事業者にとって屈辱的であると受け止められるべき」（佐藤暁、岩波科学 2019 年５月号）非科学的判決に擁護されて、今９基の原発が核のゴミを増やしながら稼働している。総て本来稼働しては危険な原発だ。<br>さらに、規制委は高浜・美浜・東海第二と稼働後 40 年以上の老朽原発の運転延長・再稼働まで認め、「例外中の例外」を「当たり前」にしてしまう愚かな規制行政で多くのメディアからも叩かれた。<br>〇大山噴火の新知見<br>そんな中で、規制委として今まで同様には見過ごしにくい事態が起こった。大山火山の新知見による高浜・大飯の審査問題だ。火山灰の層厚が審査時の 10ｃｍでなく 25ｃｍ近くと予想されたのだ。<br>そして、2019 年５月 29 日の定例会議で設計変更の命令を出す方針を決めた。<br>例えば、時事通信は「関電３原発、設計変更命令へ=大山噴火の想定引き上げ-規制委」と報じた。<br>〇バックフィット<br>これは「新たな規制基準の既存の施設等への適用」でバックフィット | |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | と呼ばれている。バックフィットは、「設置許可された原発に対して遡って適用する法的仕組みは何もなかった。（国会事故調）」と、福島第一原発事故が発生したことに対する反省から生まれた制度だ。<br>〇すぐには稼働原発を止めないバックフィット？<br>規制委が 2015 年 11 月に定めた「新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方」には、「当該規制基準を即時に適用することもありうる」とか「当該規制基準を満足していない施設については、運転の前提条件を満たさないものと判断する」などの厳しい文言がありながら、次のように対応時期に逃げ道を設けている。<br>＜・新たな規制基準を既存の施設等に適用する場合には、規制基準の決定後一定の期間を確保した施行日を定めるか、又は、当該規制基準の施行後の経過措置として当該規制基準に対応するために必要な期間を設定することを基本とする。<br>・これらの期間は、原子力規制委員会が、当該規制基準の新設・変更の安全上の重要性、被規制者が対応するために必要な期間等を総合的に判断して、個別に設定する。＞<br>すなわち、新知見が出ても即時に原発を止めることをしないつもりだ。これでは、「15m以上の津波」との新たな知見がありながら、防潮堤対策を厳しく要求しなかった原子力安全・保安院と、工事費と原発停止の不利益を恐れて防潮堤工事を先延ばしした東京電力と同じではないか。福島第一原発事故大惨事を招いた過ちをまたまた繰り返すことになる。<br>なお、2019 年５月 30 日付けで原子力規制庁原子力規制部が「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」をまとめている。<br>この問題を、緩やかなバックフィットの先行事例にしてはいけない。<br>〇原子力規制委員会よ、稼働原発を止めてみよ<br>過去に規制委が稼働原発を止めたことが全く無い。この大山の新知見によるバックフィット問題にしても、特重の５年猶予問題にしても、原 | |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 子力規制委員会が原発を即時に止めるべきであるのに、残念ながらそれを期待できない。<br>　強く直ちに原発止めろと訴えたい。<br>〇原子力規制委員会の点数稼ぎ？<br>　それにしても、原子力規制委員会は、４月 24 日の「特定重大事故等対処施設の５年猶予」延期無し、５月 29 日の「大山新知見バックフィット」命令方針、「リアルタイム線量測定システムの配置見直し」断念など、原子力規制委員会が点数稼ぎの対応を見せている。<br>名誉挽回策あるいは選挙対策であろうか。<br>D　女川回答拒否、特重曖昧、老朽延長、バックフィットひとつ、新検査制度事業者任せ？院内ヒアリング集会（１月 24 日）の回答を振り返る？（２０２０年２月）<br>　2020 年１月 24 日(金)午後の院内ヒアリング集会「女川２号炉の再稼働審査などを問う！？被災原発を動かす必要はない、特重・バックフィット・新検査制度はどうなる？？」の質疑応答を紹介する。<br>１．営業運転開始 45 年後の老朽原発の再稼働容認<br>（１）再稼働原発の状況<br>　稼働中６基：大飯３，４、玄海３，４　川内１，２<br>　停止中３基：高浜３，４、伊方３<br>　廃炉計画済：女川１、伊方２、玄海２（審査中）<br>（２）運転期間延長許可原発の状況<br>　（略）<br>２．特重があっても稼働は危険、特重無しはもっと危険！<br>　30 分程の質疑応答は結構面白い議論になった。<br>　なぜ特重無しの稼働を容認しているのか？<br>　今、稼働している状態が最も危険ではないか？<br>　特重は非公開が多すぎではないか？ | |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 本体と特重を結びつけた稼働テストをどうやってやるのか？<br>などなどの多くの質問に原子力規制庁の担当が代わる代わる頑張って回答したが、疑問が増えるばかりで誰も納得できなかった。<br>規制庁から、既存原発を審査する為の「新規制基準」との説明（要するに、既存原発が達成できる基準しか盛り込んでいない）も出て、それゆえ合格しても稼働が危険であることを再確認でき、さらに特定重大事故等対処施設があっても無くても原発稼働は危険！であることが明らかになった。<br>３．バックフィットは「震源を特定せず」のみで他は検討中<br>時間切れで回答のみを聞いた。バックフィット運用規定（2015 年）があるが、今バックフィットが確定しているのは「震源を特定せず」の基準地震動のみとの回答。<br>大山火山の火山灰対応の毎日新聞指摘には、平成 30 年 12 月６日の会合はブレーンストーミングだと矛盾だらけの言い訳。<br>バックフィットは電力会社の顔色を見て延ばし延ばしにしているのではないか。<br>４．2020 年４月に「柔軟性のある」新検査制度導入で検査は電力会社任せ！<br>質問回答のみでも次のことが明らかになった。<br>本年４月１日に導入する。2016 年ＩＲＲＳミッション（ＩＡＥＡによる総合規制評価サービス）の勧告を受け「柔軟性のある」新検査制度を導入。<br>事業者が安全確保の検査に一義的責任。一回の運転期間に変更無し。点検に要する期間は事業者が判断・決定。確率的リスク評価（ＰＲＡ）のガイドを規制委で作成中。<br>それにしても、事業者任せの「柔軟性のある」新検査制度で稼働をどれだけ甘くするのか心配だ。しっかりとチェックしないと。 | |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | なお、この院内ヒアリング集会の動画は次にアップされている。<br>【動画】https://www.youtube.com/watch?v=3cJStRrY29s<br><br>結び<br>以上、特定重大事故等対処施設の設置についは、原子力規制委員会は何度も事業者から期限延期を要求を受け、時にはそれを拒んだこともあった。<br>ところが、今回は特重５年猶予の起算点を「本体施設の設計及び工事の計画の認可の日」から「本体施設の使用前確認日」に変更して、またまた一層事業者の注文に応じ、特重無くても稼働 OK としようとしている。<br>おりしも、本日午前７時半ごろに青森県で、岩手県沖を震源とする地震があり、青森県階上町で震度６強、同県八戸市で６弱の揺れを観測した。気象庁によると、陸側プレートと海側プレートの境界で発生し、震源の深さは４４キロ。地震の規模マグニチュードは７．２と推定されている。この地震直後には、原子力規制委員会から次の地震影響情報を１時間後に発した。<br>泊（北電）、東通、女川、福島第一、福島第二、東海、東海第二、柏崎刈羽、<br>リサイクル燃料貯蔵、原燃・六ヶ所(再処理・貯蔵管理)、核物質管理センター・六ヶ所<br>今のところ異常なしと報告されているが、この地震が少しでもより大きければ無事だったかどうか？また、地震本部は「地震発生から１週間程度、最大震度６強程度の地震に注意が必要である。」と警告している。<br>こんな状況で、本来安全の為に必要とされる特重（特定重大事故等対処施設）の設置遅れを容認することは危険である。むしろ、特重無しならば稼働することを延期させるべきだ。 | |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 以上 | |
| 2-15 | そもそも原発を使うこと自体反対です。<br>使うなら最低限、テロ対策施設など事前の対策を万全にしてから使用してください。 | ➢ 同上 |
| 2-16 | 原発建て替えを 2040 年代までに 2～5 基、2050 年代までに 11～14 基。<br>福島事故後、政府が初めて具体的な基数目標を示しているが、人口減少、電力需要、再エネの進展には大きな不確実性がある。<br>日本は地震が多く実際東日本大震災の際は実害の他に今も風評被害に苦しんでいる人たちがいる。<br>なぜ将来予測は幅を持たせるのに、原発だけは数十年先まで具体的な基数を決めるのか。まずはその根拠がわからない。 | ➢ 同上 |
| 2-17 | 反対反対私たちは声を上げ続けます | ➢ 同上 |
| 2-18 | 絶対反対。<br>いい加減な管理での原発運転など言語道断。<br>無責任な人たちに、判断する権利はありません。 | ➢ 同上 |
| 2-19 | もっと合理化して | ➢ 同上 |
| 2-20 | 始めから、原発再稼働など止めて全て廃炉にすれば、事故対応もテロ対策も何も必要無いだろう。<br><br>既に、原発は温暖化対策にならない事が明らかになっている。<br>放射性廃棄物の環境・財政に対する負債や、福島事故原発の汚染水の将 | ➢ 同上 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 来的な影響すら計り知れていないのに、再稼働・増設などありえない。 | |
| 2-21 | そもそもテロ対策施設ならその設置期限も含めて大々的に報道させたりすること時代がナンセンス。このような大々的な報道と 5 年間は猶予するという事を広く示すことこそが他国やテロリストに日本国の弱部を晒すようなもの。<br>テロ対策ならば、他国やテロリストに手の内を晒すような事はしてはいけないのが、外交、防衛、公安上の基礎の基礎であり、現在テロ対策施設が設置されているかどうか含めて公開しない、手の内を晒さないという対応が必要だった。もう手遅れだが。 | ➢ 同上 |
| 2-22 | （6）原子炉等規制法を読んでいない杉山智之ら<br>令和 7 年度第 50 回委員会（2026/1/7）で、中部電力浜岡原発の基準地震動策定に係る不正行為の報告があり、規制庁の「報告徴収」を行うという説明に対し、杉山智之が「報告徴収とは一体どういうものなのか」と聞いている。<br>杉山智之は中電に対し「心底がっかりした」と言っているが、このやりとりによって杉山智之が原子炉等規制法を読んでいないことが明らかとなり、心底がっかりさせられた。<br>報告徴収とは、原子炉等規制法第 67 条に定められた罰則付きの報告徴収命令であり、もっとも強力な規制の手段であるが、規制委員がこれを知らないということは、事業者の違反行為を監督する意思がないことを、自白しているようなものである。<br>杉山智之が原子炉等規制法を読んでいないことが明らかとなったが、そのような法令知識の欠落した状態で、特重施設の猶予期間延長について公正な議論ができるとは思えない。<br>これは杉山智之だけの問題ではないと思われる。特重施設の猶予期間延 | ➢ 同上 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 長の議論を公正に行うために、山中伸介、長崎晋也、山岡耕春、神田玲子が原子炉等規制法及び関連法令を読んでいるかどうか、初めに確認していただきたい。 | |
| 2-23 | 地震大国日本で安全は最優先 | ➢ 同上 |
| 2-24 | 【その他】<br>私は大変重要な問題と考えるので，今回のパブコメとは関係ないが，ついでながらここに書かせていただきたいことがある．それは規制委員会や規制庁が真に安全側に立って行った規制政策があるのかという問題である．今回の特重施設だけでなく，原発の寿命を原則 40 年としていたものを 60 年超えも認めたし，中間貯蔵施設認可による核ゴミの無制限な増加の容認（核ごみ総量に制限規定がないのでは？）など，原発の安全側への改正等は東電福一原発事故以降，後退しっぱなしの印象が強い．お答えは如何に？ | ➢ 同上 |
| 2-25 | 2.ここで書くことではないとおもいますが、原子力規制委員会は原子力規制庁や内閣府原子力委員会よりも圧倒的に強い権限を持っており、ある分野を専門とする委員が自らの意見を言うと、ほかの分野の専門家がそれとは異なる意見を述べるのが難しい（本来なら、この種の議論は原子力規制委員会以外の専門家を交えてオープンに議論すべきだが、そういう仕組みになっていない)。<br>原子力規制委員会の決定に対して、外部や国会（または国会議員）から原子力規制委員会に対して意見を述べる仕組みがない、そういった内容の記事を読み原子力規制委員会は閉鎖的な環境だと思いました。<br>原子力規制委員会はアメリカの原子力規制委員会のように独立性を保ちながらも、議会が公聴会の開催などを求めることができ、会計監査員が | ➢ 同上 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | 原子力規制委員会の効果的な運用などに対して意見を述べることができ、産業界が検査、監督、評価などをめぐり、原子力規制委員会とのコミュニケーションの場を提供するなど、外部の関係者の意見を聞き、議論ができる仕組みをつくり、効率的で外部に開かれた原子力規制委員会になっていくことを願います。 | |
| 2-26 | ４．特重施設はテロ対策施設だから秘密というが、そもそも仕様書がかけないのではないか？実際にテロ・戦争時にはたして機能するか疑問です。<br>５．日本のすべての原発にはマルウェアがしかけてあります。日本がアメリカに背いた時、すべての原発が一斉にメルトダウンするよう、しかけをしてあります。横田基地に勤務していたスノーデン氏が話されていました。 | ➢　同上 |
| 2-27 | 規制当局が積極して規制を破るとは犯罪です。 | ➢　同上 |
| 2-28 | ●現在、新規制基準適合性審査をはじめとする各種審査については、原子炉設置変更許可までに長期を要しているが、将来の電力需要想定を踏まえた供給力確保やエネルギー安全保障の観点から、審査の高度化、迅速化を図り、早期再稼働に向けて審査を進めるべきであると考える。<br>　それを実現するためにも、各種審査にあたっては、安全確保を最優先としながらも、事業者が適切な設備投資による設備品質の維持を行えるとともに、長時間労働の防止や働く者の安全面の確保のため、適正な人員配置及び工事計画を行うことができるよう、引き続き、審査の予見性向上及び効率的な運用に努めていただきたい。また、規制を担う側の専門人材の確保・育成及び体制強化も不可欠であり、審査能力の底上げや組織的な知見の蓄積を通じて、より一層、審査の効率化と質の向上に努 | ➢　同上 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| --- | --- | --- |
| | めて頂きたい。<br><br>電力需要の増加や供給力確保の重要性が高まる中、安全確保を大前提としつつ、制度設計および運用を進めるにあたっては、現場で働く者や協力企業、立地地域への影響についても十分考慮する必要がある。現場で培われてきた知見や技能が確実に継承され、人材の確保・育成につながる環境を整備して頂くとともに、将来、同様の課題が生じないよう、制度改正後には、定期的に現場実態を把握し、継続的に検証を行い、安定供給およびエネルギー安全保障の確保に資する実効ある制度となることを強く期待する。<br><br>以　上 | |
| 2-29 | さらに、新規制基準適合性審査をはじめとする各種審査については、安全確保を大前提としつつ、審査の予見性向上および効率的な運用に努めることで、事業者が適切な設備投資や人員配置、無理のない工事計画を実施できる環境を整備することが重要である。これは、長時間労働の防止や現場の安全確保の観点からも不可欠である。<br>将来的な電力需要の増加が見込まれる中において、制度改正後においても、継続的な検証を通じて効果と課題を把握し、現場の実態を踏まえた不断の見直しを行うべきである。<br>以上 | ➢　同上 |

**別紙３**

○原子力規制委員会規則第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　年　月　日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>1　（略）<br>2　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章（技術基準規 | 附　則<br>1　（略）<br>2　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合す |

則第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。

（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第二条　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

| | |
|---|---|
| | るために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。 |

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則 | 附　則 |
| 1～3　（略） | 1～3　（略） |
| 4　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（第十一条及び第十二条並びに第三章（第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一 | 4　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計 |

| | |
|---|---|
| 項の規定による認可並びに第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行われる工事に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。 | 画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。 |

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項の規定は、この規則の施行の日以後に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものであって、平成二十五年七月八日以後最初に行われるものに限る。以下この

項において同じ。）の日から起算して五年を経過する発電用原子炉施設について適用し、この規則の施行の日前に原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の規定による認可の日から起算して五年を経過している発電用原子炉施設については、なお従前の例による。

参考１

○原子力規制委員会規則第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　年　月　日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>1　（略）<br>2　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章（技術基準則 | 附　則<br>1　（略）<br>2　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合す |

（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第二条　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

| | |
|---|---|
| 規則第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。 | るために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。 |

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>1～3　（略）<br>4　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（第十一条及び第十二条並びに第三章（第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一 | 附　則<br>1～3　（略）<br>4　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計 |

項の規定による認可並びに第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行われる工事に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。

画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項の規定は、この規則の施行の日以後に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものであって、平成二十五年七月八日以後最初に行われるものに限る。以下この

項において同じ。）の日から起算して五年を経過する発電用原子炉施設について適用し、この規則の施行の日前に原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の規定による認可の日から起算して五年を経過している発電用原子炉施設については、なお従前の例による。

**参考２**

# 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の改正案及び意見公募の実施

令和８年６月３日
原 子 力 規 制 庁

## １．趣旨

本議題は、特定重大事故等対処施設※1及び所内常設直流電源設備（３系統目）※2（以下「特重施設等」という。）設置に係る経過措置が規定された関係規則の改正案及びこれに対する意見公募の実施の了承について諮るものである。

## ２．経緯

令和８年度第１回原子力規制委員会（2026 年４月１日開催）において、原子力規制庁から特重施設等の設置に係る経過措置についての具体的な見直し案を提示し、了承された。その後、同案に基づき、原子力規制庁において関係規則の改正案を作成した。

## ３．改正案の内容（委員会了承事項）

別紙１の規則について、別紙２のとおり改正案を作成したので、了承いただきたい。改正案の内容は以下のとおり。

（１）特重施設等の設置に係る経過措置規定の改正

①経過措置期間の起算点

特重施設等の設置に係る経過措置期間の起算点について、本体施設※3の設計及び工事の計画の認可の日から、本体施設の使用前確認日に変更する。

なお、現在建設中で使用前検査実施中の発電用原子炉施設※4については、今後着手される新規制基準に適合するために行われる工事を含め、原子力規制委員会が発電用原子炉施設全体について使用前確認を行うこととなるため、その確認日が起算点となる。

---

※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「許可基準規則」という。）第 42 条並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第 53 条の規定が適用されるものをいう。

※2 許可基準規則第 57 条第 2 項及び技術基準規則第 72 条第 2 項の規定が適用されるものをいう。

※3 本体施設とは、発電用原子炉施設のうち特重施設等以外の施設及び設備をいう。

※4 中国電力株式会社島根原子力発電所３号炉、電源開発株式会社大間原子力発電所、東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所１号炉が該当する。

②本改正の対象となる実用発電用原子炉

現行の経過措置期間が満了し既に特重施設等に係る規制要求が適用されている発電用原子炉施設は対象としない。

（２）施行期日

公布の日から施行する。

## ４．意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙２に示す規則の改正について、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第１項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和８年６月４日から同年７月３日まで（30 日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

## ５．関係規則改正後の運用方針

特重施設等が改正後の経過措置期間内においても完成しない場合にあっては、これまでと同様に、令和元年度第 36 回原子力規制委員会（2019 年 10 月 16 日開催）において了承された方針（参考２参照）に基づき、定期事業者検査により使用を停止していることが確実な証拠※5によって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない。また、事業者から、特重施設等が改正後の経過措置期間内においても完成しないことについての文書が提出された場合には、当該文書を速やかに原子力規制委員会に配布資料として提示することとしたい。

なお、前回委員会後、その時点で経過措置期間に入っているものの、まだその期限を迎えていない発電用原子炉施設を有している東北電力株式会社及び中国電力株式会社に、今回の経過措置規定の改正が施行された場合の対応を確認※6したところ、両社とも、今後経過措置規定が改正されたとしても、特重施設等の速やかな設置に向けて取り組む方針であるとの説明を受けた。

## ６．今後の予定

意見公募の終了後、原子力規制委員会にその結果の報告を行うとともに、提出意見に対する考え方及び提出意見を踏まえた、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案）を諮る。

---

※5 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、原子力規制委員会による特重施設等の使用前確認を受けるまでの間はその状態を継続する意思を、事業者として表明した文書などが考えられる。

※6 [N-ADRES]東北電力との面談 令和８年 04 月 15 日、[N-ADRES]中国電力との面談 令和８年 04 月 14 日

＜資料一覧＞

| | |
|---|---|
| 別紙１ | 改正の対象 |
| 別紙２ | 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則 |
| 参考１ | 特定重大事故等対処施設等設置の経過措置に係る検討（その３）（令和８年度第１回原子力規制委員会資料 1） |
| 参考２ | 特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について（その２）（令和元年度第 36 回原子力規制委員会資料７） |

別紙１

改正の対象

①実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第５号）
②実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第６号）

なお、以下の規則においても、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）についての経過措置が規定されているが、現時点において国内における研究開発段階発電用原子炉施設は全て廃止措置中[※7]であり、経過措置の対象となる施設が存在しないため、本改正の対象外とする。

〇研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第９号）
〇研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）

[※7] 高速増殖原型炉もんじゅ　廃止措置計画認可　2018 年３月 28 日
新型転換炉原型炉ふげん　廃止措置計画認可　2008 年２月 12 日
廃止措置中の研究開発段階発電用原子炉｜原子力規制委員会

**別紙２**

○原子力規制委員会規則第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　年　月　日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>1　（略）<br>2　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章（同規則第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。 | 附　則<br>1　（略）<br>2　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設については、この限 |

りでない。

（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第二条　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>1～3　（略）<br>4　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（第十一条及び第十二条並びに第三章（第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可並びに第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行われる工事に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。 | 附　則<br>1～3　（略）<br>4　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。 |

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項の規定は、この規則の施行の日以後に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものであって、平成二十五年七月八日以後最初に行われるものに限る。以下この項において同じ。）の日から起算して五年を経過する発電用原子炉施設について適用し、この規則の施行の日前に原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の規定による認可の日から起算して五年を経過している発電用原子炉施設については、なお従前の例による。

~~資料1~~

# 特定重大事故等対処施設等設置の経過措置に係る検討（その３）

令和８年４月１日
原 子 力 規 制 庁

## １．趣旨

本議題は、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）※1設置に係る経過措置規定のあり方について、これまでの原子力規制委員会における討議を踏まえ、原子力規制庁より具体的な見直し案を提案し、了承を諮るものである。

## ２．経緯

第 58 回原子力規制委員会（2026 年 2 月 18 日開催）において、原子力規制庁から、2016 年の特重施設設置に係る経過措置規定改正後、約 10 年間の審査・検査の実績を踏まえ、特重施設の位置付け及び経過措置規定の検討過程、並びに特筆すべき事項を整理し、報告した。

原子力規制委員会で討議の結果、特重施設設置に係る経過措置規定のあり方について、具体的な見直し案を提示するように指示を受けた。

## ３．特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案（委員会了承事項）

### （１）見直しの考え方

特重施設設置に係る経過措置を設ける考え方としては、特重施設は、シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策であることから、新規制基準施行後 5 年までに実現を求めることとされ、特重施設の設置の準備に要する期間については、法令上経過措置を設定する際の一般的な期間として 5 年が設定されたものである。

また、2016 年 1 月に特重施設設置に係る経過措置規定を改正した際には、本体施設の設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）がなされれば、本体施設の設計条件等が確定されるため、その時点を特重施設設置に係る経過措置期間の起算点とすれば、継続的安全向上のため可及的速やかな設置を求めつつ、当該期間内に特重施設の建設ができると考えていた。

しかしながら、2016 年 1 月に特重施設設置に係る経過措置規定を見直して以降約 10 年間の特重施設の工事実績を確認すると、特重施設の完成までに経過措置期間を超過している実用発電用原子炉がほとんどであった※2ことから、

※1 特定重大事故等対処施設の他、もう１系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3 系統目）も同様に経過措置の議論に含まれる。
※2 第 58 回原子力規制委員会（2026 年 2 月 18 日開催）

規制の継続的改善の観点から、特重施設設置に係る経過措置規定を合理的なものに見直すものである。

（２）特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案について

| |
|---|
| 特重施設設置に係る経過措置期間の 5 年は変更せず、当該経過措置期間の起算点を、本体施設の設工認の日から、本体施設の使用前確認日に変更する |

（考え方）

特重施設設置に係る経過措置期間の 5 年は、法令上経過措置を設置する際の一般的な期間として設定されたものであり、特重施設の設置の準備に要する期間を変更すべき理由は見当たらないことから変更しない。

他方で、特重施設の完成までに当該経過措置期間を超過していることに関しては、当該経過措置期間の起算点を変更することで対応する。具体的には、本体施設の設工認時点から変更しようとする場合、次の法令上の節目は、当該設工認に沿って設置された本体施設の使用前確認（以下「本体施設の使用前確認」という。）の確認日となる。この時点では、本体施設の新規制基準対応工事は完了し、シビアアクシデント対策に必要な訓練等が終了しており、特重施設の許認可手続、工事に専念できる状況にあると考えられることから、これを経過措置期間の起算点とすることが適当である。

上記のように変更した場合でも、現行の経過措置に基づく実績と比べて特重施設が完成していない状況で運転する期間が大幅に増えることは想定されず、また、本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくいことを踏まえれば、現行の経過措置との安全上の大きな差異はないと考えられる。

なお、特重施設設置工事に当たっては、本体施設との接続工事等が伴うことから、最終的には、定期事業者検査中の原子炉を停止した状態で工事を実施する必要がある。これを考慮し、経過措置期限を特定の確定日とするのではなく、経過措置期間の終期日後の最初の定期事業者検査終了日とすることも考えられるが、前述の見直し案により特重施設完成までの十分な期間を確保できていると見込まれることから、経過措置期間の終期日は見直さない。

（３）見直しの対象となる実用発電用原子炉について

| |
|---|
| 特重施設設置に係る経過措置規定見直しの対象となる実用発電用原子炉は、現在の経過措置規定に基づく経過措置期間が満了していない実用発電用原子炉とする |

（考え方）

今回の経過措置規定の見直しは、これまでの規制の実績を踏まえ、将来に向けて規制の継続的改善を行うものであり、現行の経過措置期間が満了し既に特重施設に係る規制要求が適用されている実用発電用原子炉※3は対象としない。

特重施設の設置については、今回の見直しを行った場合でも、可能な限り速やかな設置を求めるという方針に変わりはなく、経過措置期間が満了した実用発電用原子炉については、事業者において、必要な設工認の審査も進み、また、工事が進捗し、その完了予定も公表されていることから、見直した経過措置期間の対象とはしない。

（４）その他

所内常設直流電源設備（３系統目）についても、特重施設と同様に、新規制基準において信頼性向上のためのバックアップ対策としてその設置を要求しているものであり、特重施設と同様の経過措置期間を定めていることから、上記（２）及び（３）のとおり見直す。

４．今後の対応方針

３．の特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案を了承いただければ、原子力規制庁において原子力規制委員会規則の改正案を作成し、５月中を目途に原子力規制委員会に諮ることとしたい。

以上

※3 現行の経過措置期間が満了し特重施設が完成していない実用発電用原子炉としては日本原子力発電株式会社東海第二発電所、東京電力 HD 株式会社柏崎刈羽原子力発電所第 7 号炉が該当する。

＜関連資料＞

| | |
|---|---|
| 参考１ | 特定重大事故等対処施設設置に係る審査・検査実績一覧（本体施設の使用前確認時点を起点で整理） |
| 参考２ | 2026 年 2 月 18 日　第 58 回原子力規制委員会議事録（抜粋） |

（参考２は添付を省略）

参考１

# 特定重大事故等対処施設設置に係る審査・検査実績一覧（本体施設の使用前確認時点を起点で整理）

▼本体施設の使用前確認時点を起点

| 申請者 | 対象発電炉（号炉） | −7 | −6 | −5 | −4 | −3 | −2 | −1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 九州電力 | 川内原子力発電所（1号炉） | | | | | | | | 2017.4.5▼ 1年3か月 ▲2015.12.17 | 2019.2.18▼ 1年8か月 ▲2017.5.24 | | | 2020.11.11▼ 2020.3.25▼ 7か月 ▲2019.8.2 | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 8か月**<br>経過措置期間中の運転期間※3：**約 4年 6か月** |
| | | | | | | | | 2015.3.18 | ★2015.9.10 | | | | 2020.3.17 | |
| 九州電力 | 川内原子力発電所（2号炉） | | | | | | | | 2017.4.5▼ 1年3か月 ▲2015.12.17 | 2019.4.12▼ 1年9か月 ▲2017.7.10 | | | 2020.12.16▼ 2020.3.25▼ 7か月 ▲2019.8.2 | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 7か月**<br>経過措置期間中の運転期間：**約 4年 6か月** |
| | | | | | | | | 2015.5.22 | ★2015.11.17 | | | | 2020.5.21 | |
| 関西電力 | 高浜発電所（3号炉） | | | | | | | | 2016.9.21▼ 1年8か月 ▲2014.12.25 | 2019.8.7▼ 2年3か月 ▲2017.4.26 | | | 2020.12.11▼ 2020.10.7▼ 5か月 ▲2020.4.17 | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 4か月**<br>経過措置期間中の運転期間：**約 4年 5か月** |
| | | | | | | | | 2015.8.4 | ★2016.2.26 | | | | 2020.8.3 | |
| 関西電力 | 高浜発電所（4号炉） | | | | | | 2016.9.21▼ 1年8か月 ▲2014.12.25 | | 2019.8.7▼ 2年3か月 ▲2017.4.26 | | | 2021.3.5▼ 2020.10.7▼ 5か月 ▲2020.4.17 | | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 5か月**<br>経過措置期間中の運転期間：**約 3年 3か月** |
| | | | | | | | 2015.10.9 | | ★2017.6.16 | | | | 2020.10.8 | |
| 四国電力 | 伊方発電所（3号炉） | | | | | | | | 2017.10.4▼ 1年8か月 ▲2016.1.14 | 2020.3.27▼ 2年3か月 ▲2017.12.7 | | | 2021.10.5▼ 2021.4.28▼ 5か月 ▲2020.11.27 | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 7か月**<br>経過措置期間中の運転期間※3：**約 4年 6か月** |
| | | | | | | | | 2016.3.23 | ★2016.9.7 | | | | 2021.3.22 | |
| 関西電力 | 大飯発電所（3号炉） | | | | | | | | | 2020.2.26▼ 11か月 ▲2019.3.8 | 2021.8.24▼ 1年5か月 ▲2020.3.6 | 2022.3.24▼ 6か月 ▲2021.9.17 | 2022.12.8▼ | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 3か月**<br>経過措置期間中の運転期間：**約 4年 4か月** |
| | | | | | | | | | 2017.8.25 | ★2018.4.10 | | | 2022.8.24 | |
| 関西電力 | 大飯発電所（4号炉） | | | | | | | | | 2020.2.26▼ 11か月 ▲2019.3.8 | 2021.8.24▼ 1年5か月 ▲2020.3.6 | 2022.3.24▼ 6か月 ▲2021.9.17 | 2022.8.10▼ | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**期限内に完成**<br>経過措置期間中の運転期間：**約 4年 2か月** |
| | | | | | | | | | 2017.8.25 | ★2018.6.5 | | | 2022.8.24 | |
| 九州電力 | 玄海原子力発電所（3号炉） | | | | | | | | 2019.4.3▼ 1年3か月 ▲2017.12.20 | 2020.8.26▼ 1年3か月 ▲2019.5.16 | | 2022.3.24▼ 7か月 ▲2021.8.10 | 2022.12.5▼ | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 3か月**<br>経過措置期間中の運転期間：**約 4年 3か月** |
| | | | | | | | | | 2017.8.25 | ★2018.5.16 | | | 2022.8.24 | |
| 九州電力 | 玄海原子力発電所（4号炉） | | | | | | | | 2019.4.3▼ 1年3か月 ▲2017.12.20 | 2020.8.26▼ 1年2か月 ▲2019.6.18 | | 2022.3.24▼ 7か月 ▲2021.8.10 | 2023.2.2▼ | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 5か月**<br>経過措置期間中の運転期間：**約 4年 1か月** |
| | | | | | | | | | 2017.9.14 | ★2018.7.19 | | | 2022.9.13 | |
| 関西電力 | 美浜発電所（3号炉） | | | | | | | | | 2020.7.8▼ 2年2か月 ▲2018.4.20 | 2021.4.6▼ 8か月 ▲2020.7.10 | 2022.3.25▼ 6か月 ▲2021.9.17 | 2022.7.28▼ | 特重施設設置経過措置終了後の停止期間：**約 9か月**<br>経過措置期間中の運転期間：**約 3か月** |
| | | | | | | | | | 2016.10.26 | | | ★2021.7.27 | 2021.10.25 | |

凡 例

処分日▼ 審査期間 特重施設設置変更許可 ▲申請日

処分日▼ 審査期間 特重施設設計及び工事の計画の認可 ▲申請日

処分日▼ 審査期間 特重施設保安規定変更認可 ▲申請日

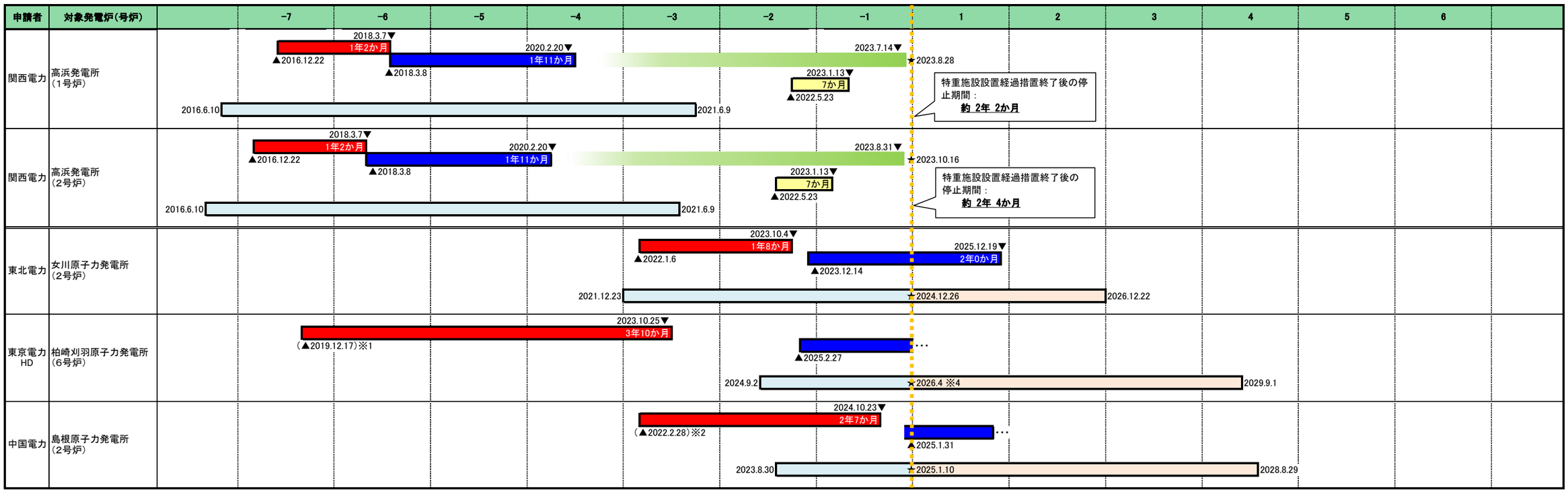
（高浜1，2号炉のみ、本体施設使用前確認日） 特重施設使用前確認日▼ 特重施設使用前確認

経過措置期間（本体施設の設計及び工事の計画の認可日から5年間）

本体施設の設計及び工事の計画の認可日 ★ 経過措置期間の満了日

経過措置期間中の運転可能期間（定期事業者検査期間を含む）

★ ：使用前確認終了（本体施設の新規制基準適合性に係るもの）




※1： 2019年12月17日に特重施設等に関する補正が提出され、実質的な審査は概ねこれ以降のため、このように記載
※2： 2022年2月28日に本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出され、実質的な審査は概ねこれ以降のため、このように記載
※3：「経過措置期間中の運転期間」には定期事業者検査期間を含む。
※4： 2026年3月30日に東京電力HD株式会社から提出された柏崎刈羽原子力発電所第6号機の使用前確認申請書の記載内容の変更によれば、当該申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期が「2026年4月16日」とされている。

# 特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について（その２）

令和元年10月16日
原 子 力 規 制 庁

## １．経緯

原子力規制委員会と九州電力株式会社経営層による意見交換（令和元年度第35回原子力規制委員会）において、九州電力株式会社から、川内原子力発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）が法定の期限内に完成しないため、経過措置期間が満了する日の翌日以後、冷温停止状態を継続し、特重施設の使用前検査の合格後、原子炉を起動し発電を再開する旨の説明があった。

この際、九州電力から、特重施設設置期限前に事業者が自らプラントを停止し、定期検査を開始した場合の規制委員会の対応について確認があった。

## ２．令和元年度第12回原子力規制委員会で了承された手続について

令和元年度第12回原子力規制委員会（令和元年６月12日）において、特重施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について、原子力規制委員会は要旨次のとおり了承した。

①満了日の約６週間前までに特重施設に係る使用前検査[1]に合格していない発電用原子炉施設に対し、使用の停止[2]を命ずるための手続（弁明の機会の付与）に着手すること

②満了日の約１週間前までに特重施設に係る使用前検査に合格していない発電用原子炉施設に対し、使用の停止を命ずること

## ３．定期検査期間中の発電用原子炉施設に対する使用の停止命令について

これまで原子力規制委員会は、平成25年７月に施行された新規制基準を満足していない発電用原子炉施設[3]について、運転の前提条件を満たさない状態であると判断し、運転を認めていない。当該施設は、新規制基準に係る許認可を受け、使用前検査に合格し、定期検査が終了した場合に限り、運転を認めている。

---

[1] 新検査制度施行後にあっては、これに相当する確認を受けていないことをいう。以下同じ。
[2] 満了日の翌日において当該発電用原子炉施設が冷温停止状態（ＰＷＲについては保安規定に定める原子炉の運転モードを「モード５」、「モード６」又は「モード外」にすること、ＢＷＲについては保安規定に定める原子炉の状態を「冷温停止」又は「燃料交換」にすることをいう。）となるよう措置し、その状態を継続することをいう。以下同じ。
[3] これに該当する発電用原子炉施設は、現在いずれも定期検査により使用を停止している。

この場合において、定期検査により停止している状態に重ねて使用の停止を命ずるといったことはしていない。

４．定期検査期間中に満了日が到来する場合の対応について（案）

以上を踏まえると、②の時点（満了日の約１週間前）において、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠[1]によって明らかである発電用原子炉施設には、上記２．と同様に、重ねて使用の停止を命ずる必要はないため、命令を発出しないこととしたい。

なお、①の時点（満了日の約６週間前）又はそれより前の時期であっても、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠によって明らかといえる場合には、あえて①の手続に着手する必要はないため、手続に着手しないこととしたい。

[参考資料]

参考１　原子力事業における更なる安全・安心の追求に向けた取組みについて（2019年10月15日、九州電力株式会社）

参考２　特定重大事故等対処施設が法定の期限ないに完成しない場合の具体的な手続について（令和元年度第12回原子力規制委員会資料２）

（参考資料は添付を省略）

[1] 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、特重施設の使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を、設置者として表明した文書などが考えられる。